

ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

15

ジャーナリズム & メディア

第15号

日本大学法学部 新聞学研究所

2020年10月

ジャーナリズム&メディア

(第15号)
2020年10月

目次

【企画：コロナ禍の大学教育・研究】

ウィズコロナ時代における学術研究団体の動向

- 2020年度コロナ禍における諸学会の対応をめぐって— 5
石川徳幸

- コロナ禍と学会..... 9
塚本晴二郎

- 新型コロナウイルス禍におけるオンライン授業に対する雑感..... 11
中正樹

遠隔授業とジャーナリズム教育

- 法学部新聞学科に着任して— 19
山口仁

【座談会】

- 「映像情報のカテゴリー化をめぐる共同研究」プロジェクトについて 23
米倉律
笹田佳宏
柴田秀一
小林義寛

【論文】

五輪開催期間におけるニュース番組の開催国報道

- リオ五輪を事例として— 45
中正樹
日吉昭彦
小林直美

【海外研究紹介】

- 「ウィルバー・シュラムの朝鮮戦争心理戦研究とコミュニケーション研究の制度化」 車載永 南大学教授 … 59
 車 載 永
 翻訳：金 子 絵梨花
 翻訳：野 元 優 花
 監訳・解説：小 林 聡 明

【書評】

- ステイーブン・J・A・ウォード『ラジカル・メディア倫理学』書評と資料 …………… 79
 塚 本 晴二朗
 本 多 祥 大
- ダナ・ボイド（野中モモ訳）（2014=2014）
 『つながりっぱなしの日常を生きる—ソーシャルメディアが若者にもたらしたもの』草思社 …………… 93
 平 井 智 尚
- 外山滋比古「思考の整理学」（筑摩書房 1983年）…………… 97
 柴 田 秀 一
- ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領…………… 101
- 日本大学法学部新聞学研究所規程…………… 104

ウィズコロナ時代における学術研究団体の動向 — 2020年度コロナ禍における諸学会の対応をめぐって—

石川 徳幸*

1. はじめに

新型コロナウイルスの流行によって、多くの研究者の研究計画に支障がでてきている。筆者個人としても、海外への渡航はおろか日本国内における移動もままならず、実地調査や聞き取りを中止せざるを得なかった。本稿は2020年8月に執筆しているものであるが、研究資料を所蔵している公共施設を利用する場合においても、入館人数や事前予約といった制限がかけられており、臨時休館となったまま再開していない施設もあるのが現状である。

文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が行った「新型コロナウイルス流行の研究活動への影響等に関する調査」によれば、2020年5月の時点で博士人材データベースに登録している博士課程在籍者および博士課程修了者・退学者のうち、「新型コロナウイルスの流行が既に研究活動に影響を及ぼしている」と回答した博士課程在籍は85%、博士課程修了者・退学者は79%であった。⁽¹⁾

このように、新型コロナウイルスの流行は、研究活動に少なからぬ影響をもたらしているわけであるが、とりわけて問題となったのが、従来の学会のように研究者が一堂に介するかたちで研究会を実施することができなくなったということである。先のNISTEP調査においても、研究生活に支障がでてきている具体的な内容として「学会、シンポジウム、ワークショップ等の中止・延期」と回答した割合は、「研究活動に利用している建物・研究室、設備（実験機器）等の利用停止」に次いで2番目に高いものであった。博士号の取得を目指す大学院生や、テニユアを求める若手研究者にとって、学会における研究発表の場を失うことは、学問の世界で生きようとするうえで死活問題と言っても過言ではない。そのため、各学会では現在、オンラインで研究会を実施するなど、研究発表の機会を維持するように対策を講じているところである。

本稿の目的は、こうした現状を踏まえて、2019年末から2020年8月現在までのコロナ禍における学会の動向を省察したうえで、「新しい生活様式」・「ウィズコロナ」と言われる時代における学術研究活動のあり方について考えることにある。また、個々人の記憶に新しい現在においては役に立たずとも、学問の世界に「その時、何が起きていたのか」を記録しておくことで、いつの日か後進がこのコロナ禍の時代を評価する際に、資料として一助となることを期待するものである。

2. 学会の開催状況

本来であれば、日本学術会議における協力学術研究団体の動向を網羅すべきところであるが、総体の把握は他の機会に譲るとして、本稿の趣意としてはコロナ禍に直面した一研究者の経験的な視座を示すことを優先したい。筆者は現在8つの学術研究団体に所属しているため、今回はこれらの

*いしかわ のりゆき 日本大学法学部新聞学科 准教授

学会がどのような新型コロナ対策を講じたのかを概観する。

2-1. 大会を中止した例（延期告知があったものの2020年8月時点で開催の見込みが立っていないものを含む）

日本選挙学会は、5月16日から17日にかけて高知工科大学／高知県立大学において総会・研究会を実施する予定であったが、4月初旬に中止の告知を行った。そのうえで、4月下旬に「2020年度総会・研究会 報告および報告論文の取り扱いについて」という指針を発表し、2020年度に限っては、報告論文を学会ホームページにアップロードすることで報告を成立させるといった判断を行った。その後、2020年度は総会・研究会の開催をあらためて12月5日から6日にかけて実施することが、6月下旬に発表された（すでに5月開催分の報告は成立済みとしている）。しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によっては、再度の中止もあり得るため、開催の有無についての最終決定は11月上旬頃に行われる見込みである。⁽²⁾

軍事史学会は、第54回年次大会を6月6日に自衛隊体育学校（東京都練馬区）で開催する予定であったが、4月初旬に延期とする判断を行った。研究発表の延期日程は現時点では公表されていないが、大会と同時に行われる予定であった総会に関しては、8月にウェブ上で書面表決の形式で実施された。軍事史学会の場合、年次大会に合わせて軍事関連施設や史跡の見学イベントが毎年企画されているが、コロナ禍による影響は、そうした学会員の見聞を広げる機会を奪うものとなった。

日本大学史学会も、2020年度大会・総会を6月20日に予定していたが、6月上旬に中止を告知した。総会や今後の例会などの開催については、8月現在で未定の状態が続いている。

日本法政学会は、6月27日から28日にかけて、第132回総会・研究会を白鷗大学で開く予定であったが、4月上旬に中止の告知を行った。秋開催を予定しているとのことであるが、今後の対応に関する公式発表は、8月現在ではなされていない。

2-2. 大会を当初の日程においてオンラインで実施した例

日本マス・コミュニケーション学会は、6月13日から14日にかけて慶應義塾大学で春季大会を開催する予定であったが、4月18日の臨時理事会で中止を決定した。日本マス・コミュニケーション学会の場合、開催校での実施は中止したものの、実験的にオンラインで学会を開くことを決定し、6月13日に「2020年度春季大会オンライン試行」を開催した。形を変えつつも予定どおりの日程で開催したと言える。なお、開催校での中止を決定した際に、「春季大会の個人発表およびポスターセッションは選考済みであることと概要提出をもって発表済みとみなす」ということを原則としたことで、発表者の研究業績に配慮したことも特筆すべき点である。秋季大会も10月10日から11日にかけてオンラインで実施される予定である。

メディア史研究会は、毎年9月に実施している夏の研究集会について、9月12日にオンラインで実施することを、6月24日発行の会員向けメーリングリスト「メディア史研究会ニュース」に掲載した。メディア史研究会はこれまで、月例研究会というかたちで、8月をのぞいて毎年11回ずつ研究会を実施してきた。そのうちの9月開催の研究会が、研究集会というかたちで大々的に催されるイベントになっている。しかし2020年は、1月25日に日本大学法学部で実施された第302回月例研究会のあと、新型コロナウイルス感染症の流行の影響によって、2月から6月の月例研究会の開催が見合わされることとなった。7月18日にオンライン会議システムを使用して半年ぶりに第303回月例研究会が開かれ、9月の研究集会もオンラインで実施される運びとなった。コロナ禍が収束するまでは、当面オンラインで月例研究会を実施していく予定となっている。

史学会は、第118回大会を11月7日から8日にかけて、オンラインで開催することを8月に告知した。ちなみに、史学会の場合もともと毎年秋に大会を開いているため、春に大会を行う学会に比べてオンライン開催を検討する時間的余裕があったものと思われる。

2-3. 大会を中止／延期した上でオンラインで開催した例

日本出版学会は、5月9日に春季研究発表会・総会を東京経済大学で開催する予定であったが、4月上旬に電磁的理事会（メール審議）によって中止を決定した。その後、毎年11月から12月頃に実施している秋季大会を前倒しして、9月12日に春秋合同研究発表会をオンラインで実施することが発表された。

日本出版学会は部会ごとの活動が盛んな学会であるが、2020年は2月25日に出版デジタル研究部会が実施されて以降は、どの部会も開催されていない（8月現在）。筆者が副部会長として携わっていた出版史研究部会では2月27日に研究会を予定していたが、当日に教室を借りる予定であった上智大学において「3月15日（日）までの間、講演会、セミナー等は原則中止または延期」とする旨の通達が発せられたため、これに則して日本出版学会出版史研究部会も急遽中止とする判断を行った。

この頃は、各大学で同様の措置を取り始めた時期であり、日本出版学会の出版史研究部会と同様に、上述したメディア史研究会の月例研究会が中止となっていたのも、会場として借りてきた日本大学法学部の会議室を使用できなくなったことが影響している。このようにして、新型コロナウイルス感染症の広がりとともに、さまざまな学会の活動が妨げられていくこととなったのである。

3. おわりに

ここまでに見てきたように、各学会は新型コロナウイルス感染症の拡大によって、当初は活動の自粛を余儀なくされたものの、オンライン対応などの措置によって再び活動を始めている。例えば、メディア史研究会では、オンラインで実施するようになったことで、それまでは容易に参加することができなかった地方在住の会員の参加が見られるようになり、オンライン研究会のメリットも確認されている。研究を満足に行う環境が整うまでには、まだまだ時間がかかりそうであるが、こうした状況の中でも研究者同士の交流を絶やさず、積極的に議論を行うことで新たな知見を生み出す土台を固めていくことが肝要である。今次の苦難を乗り越えた先の学問の発展を期して擱筆することとする。

- (1) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所（2020）「博士課程在籍者・修了者（博士人材データベース登録者）に対する「新型コロナウイルス流行の研究活動への影響等に関する調査」の結果（速報）」<https://www.nistep.go.jp/archives/44741>〔2020年6月26日〕
- (2) 本稿の脱稿後、2020年12月5日・6日に延期が予定されていた日本選挙学会の中止が告知された。オンラインでの開催も検討されたということだが、「当初の開催予定日から半年以上が経過し、次のステップに進んでいる報告論文があることや登壇者が揃わないことなどから、企画していたプログラムが維持できないという理由により、オンライン開催も見送られることとなった（日本選挙学会ホームページ <http://www.jaesnet.org>〔2020年9月3日公示〕）。

コロナ禍と学会

塚本 晴二 朗*

「長い間副会長を務めてこられた塚本先生が……」。会長推薦の弁が始まった。観念するしかなかった。

日本出版学会は、毎年5月の連休明け最初の土曜日に、総会と春季研究発表会を開催する。今年も5月9日（土）に東京経済大学で開催される予定であったが、4月には中止が決まった。ところが、折り悪く今年度は理事改選の年度で、既に開票まで終わっていた。おまけに当時の現会長は、今回の選挙から理事任期連続3選制限を設けた。学会理事の新陳代謝を高めるためという理由である。そのこと自体は正しいのだが、そのため現職会長が選挙前から理事に当選しても辞退することを公言してしまい、選挙後にはすぐに役職者を入れ替えないといけなような雰囲気になっていた。

そんな中での総会の中止である。当然学会執行部はどうなっているのか、ということになってしまう。そこで他の学会とはやや異質だと思われるが、研究発表会はとりあえず置いておいて、総会だけを何とか実施して、新理事と新執行部だけは決めてしまおう、ということになった。遅れること約2週間、5月24日（日）にオンラインによる総会と理事会が開かれた。しかしこの時も簡単ではなかった。当選した新理事1名が、当日どうしても zoom にアクセスできないということで、総会の会場を設定する必要性が生じたのである。これも現職の会長が本務校の専修大学にスペースを確保してくださったので何とかあった。

そんな中での、新会長選出であった。自分が会長になるようなことがあれば、こんなことをしたい、という思いが全くなかったわけではない。まして今回の選挙では、「もしや」という予感がなかったわけでもない。そうはいっても「よりによってこんな時に」と思ったのも偽らざる事実である。とにかくまずは、今年度未だ開催されていない春季研究発表会の代わりに開催しなければならない。既に6月を目前にしている。ここまで開催をのばしておいて、プログラムは5月9日（土）のままというわけにもいかない。再度理事会を開いて発表の募集から始めれば、どんなに早くても9月中旬が精一杯である。そうすると今度は秋の学会と近すぎる。秋の開催校とも相談した末に、春秋合同研究会というあまり聞き覚えのない名称で、9月12日（土）にオンラインで開催することとなった。

何とか、うまく動き出したかと思うと、また想定外の問題が起こった。年会費減免のお願いが、事務局に届いたのである。理由をみると、非常勤の掛け持ちで食いつないでいる会員であった。コロナ禍により、担当講座数が減らされて、会費の支払いに困っている、というのである。コロナによる失業や不況は世界的な問題であり、知らないわけではないが、学会の年会費納入にも及ぶ問題だとは考えてもいなかった。再申請を妨げない延納申請というルールを作り、対応した。

すると今度は、研究発表会当日の参加費の徴収の仕方が問題になった。正会員は年会費を払って

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

いるのだから、徴収しなくてもいいとして、非会員をどうするかである。正会員との差をつけるためにも少額でも取るべきなのである。しかし、さほど高くもない金額を取るために、対応する術を整えていたら、その方が負担になってしまう。日本出版学会の広報活動と割り切って、非会員の出席も無料とした。そんなこんなで、やっと研究発表会開催までこぎつくところなのだが、まだまだ当日が終わるまで、山も谷もありそうで怖い。今は無事に終わってくれることを祈るばかりである。

何かある時は重なるもので、2年に1度開催される国際学会である、国際出版フォーラムも今年が開催年である。当番学会は韓国出版学会であるから、どのように開催するかを悩む必要はないが、それだけに何を求められるのかが不安であった。当初の予定は、8月20日から8月22日であった。しかしこれも5月に11月への延期の連絡が来たものの、その後何をどうするのか連絡はなかなか来ない。発表のテーマは決まっており、立場上私も準備をしていたが、どのように行うのか連絡が来ない。普段通りの開催であれば、当番学会が同時通訳がつく会場を用意するのだが、オンライン開催という知らせが入ったまま、なかなか連絡が来ない。zoomでは、同時通訳をつけるのは困難だろうと気をもんでいると、8月にやっと韓国出版学会から連絡が来た。

ユーチューブでやるから、発表者がそれぞれ15分の動画を作り送れ、ということであった。どうやらオンデマンド方式の動画の講義と同じようなものにするらしい。届いた動画に通訳をつける、ということだろう。今回が当番学会でなくて良かった、とは思いますが、韓国出版学会のこれから11月当日までの苦労を考えると、本当にぞっとする。自分は発表用の動画を作れば事足りるが、国際学会を主催する学会は、そんな生易しいものではない。参加国に失礼にならないよう気苦労が絶えないことだろう。

只今国際出版フォーラムでの発表用の動画制作に取りかかっている。当番学会の韓国出版学会に迷惑をかけまい、と思えば思うほど精神的な負担が増していく。おそらく、数年後になって今年の状態を思い出す時には、「あの経験があったから、学会運営に困ることがなくなった」とでもいえるようになるのだろう。しかし、今現在はそんな気にはなれない。「もっと楽しみにしていたイベントだったはずなのに」という思いが、浮かんでくるばかりである。

新型コロナウイルス禍におけるオンライン授業に対する雑感

中 正 樹*

1 はじめに

2019年11月末、中国の武漢において新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発生した。やがて、感染は世界的に拡大した。2020年4月7日、感染拡大を受けて、日本政府は緊急事態を宣言した⁽¹⁾。それにともない、新学期を迎えた全国の大学の多くは、学生を集めて行う通常の授業の開始時期を延期し、授業のオンライン化へと舵を切った。⁽²⁾

4月からオンライン授業を開始した主な大学としては、国立大学では東京大学や東北大学、そして私立大学では関西大学や立命館大学がある。しかしながら、それらの大学ではトラブルが相次いで報告された。その多くは、学生からのアクセスの集中によってオンライン授業のシステムに負荷がかかり接続しにくくなった、または接続できなかったというものであった。それらの大学は状況を予測してシステムを強化していたが、大規模なオンライン授業の経験がなく、試行期間を経ることなく開始したことがトラブルの要因となった。また、これまでオンライン授業を担当したことのない教員たちの戸惑いや、通信環境を自己負担することに対する学生の不安が伝えられた。

5月の大型連休が明けると、国立大学では京都大学や九州大学、私立大学では明治大学や中京大学といった大学がオンライン授業を開始した。11日には早稲田大学が、12日には同志社大学がそれに続いた。筆者が所属する日本大学法学部も、11日からオンライン授業を開始した。

筆者は、2019年10月に日本大学法学部に着任した。年度途中での着任ということもあり、学部教員としての本格的な生活はこの4月より始まったと考えている。しかしながら、年度開始早々に学内入構が禁止され、授業がオンライン化されたことで、学部の教育について十分に理解を深められていない状況でオンライン授業を担当することになった。付け加えるならば、オンラインで授業を担当するのもこれが初めての経験である。本稿では、以上のような状況に置かれた一教員の感想を述べていきたい。

2 オンライン授業のシステム

オンライン授業の実施方式として、学部から提示されたのは三つであった。すなわち、①オンデマンド方式、②課題提示方式、③ライブ方式である。なお、オンデマンド方式はさらに動画方式と音声方式に分けられる。筆者は、講義形式の授業ではオンデマンド方式における動画方式を、演習形式の授業ではライブ方式を選択した。

また、いずれの実施方式においても、学生と連絡を取るためのプラットフォームとしては法学部ポータルおよび Google Classroom が提示された。Google Classroom は、Google が開発した教師による課題の管理をサポートするシステムであり、日本大学が導入している G Suite for Education

*なか まさき 日本大学法学部新聞学科 准教授

とも連携している。

オンデマンド方式の授業を実施するにあたり、学部から作成・配信のプラットフォームとして提示されたのは、Zoom、Google Meet、YouTubeである。筆者は、プレゼンテーションソフトウェアで作成した授業スライドを動画化して、YouTubeにアップロードした。そして、その動画への限定公開のリンクをGoogle Classroomのクラスで公開した。授業資料となる動画ファイルも原則としてYouTubeにアップロードしたが、状況に応じてGoogle Classroomのクラスのドライブフォルダを利用した。その理由については、後述する。

ライブ方式の授業の実施を実施するにあたり、大学から作成・配信のプラットフォームとして提示されたのは、Zoom、Google Meetである。筆者はZoomを選択したが、懸念が一つあった。それは、時間制限である。Zoomを提供するZoom Video Communicationsは2020年3月1日から同サービスの有料プランを教育関係者向けに無料で提供すると発表していたが、その期間を同年4月30日までと定めていた。Zoomは無料プランでも3~100人のミーティングを実施できるが、40分までという時間制限がある。したがって、このままではライブ方式の授業をできなくなるのではないかと思われた。この懸念は、5月に入り学部が有料プランを契約したことで払拭された。

前期が終了した現在、学部によるオンライン授業のためのプラットフォームの選択は、概ね問題がなかったと考えている。提供されたオンライン授業実施のためのマニュアルや授業実施のためのガイドラインは、大変参考になった。筆者は、オンライン授業をめぐる環境に対しては満足している。

とは言え、オンライン授業という授業形式自体に対しては問題をまったく感じなかったわけではない。そこで、次章ではそれらを今後の課題として整理したい。

3 オンライン授業をめぐる問題

筆者が問題を感じた点として、ここでは三つの点を取り上げて整理する。それは、①コンテンツの二次利用の問題、②学生とのコミュニケーションの問題、そして③成績評価の公正性の問題である。

①コンテンツの二次利用の問題

大学の授業において、テレビ映像や新聞記事を二次利用することは、ごく一般的な行為である。著作権法は、学校などの教育機関における二次利用について「必要最小限とし、著作物を複製する場合はその出所を明示」すれば、著作権の侵害にはならないと定めてきた。そして、それらを公衆送信（オンデマンド配信やメール送信など）する行為は、これまで認めてこなかった。

しかしながら、教育の情報化の推進を目的として改正著作権法が2020年4月28日に施行され、授業で使う新聞などの著作物を学生に公衆送信する場合、教育機関の設置者（教育委員会や学校法人など）が指定管理団体である授業目的公衆送信補償金等管理協会⁽³⁾に申し出て、一定の補償金を支払うことで著作権者等の許諾を得ることは不要になった⁽⁴⁾。2020年度に限り、この補償金は無償となっている⁽⁵⁾。しかし、届け出が不要というわけではない。実際には、有償のときと同様に届け出ることが求められている⁽⁶⁾。

上記のような改正著作権法の施行を経て、オンライン授業におけるマス・メディアのコンテンツ

の二次利用が可能になった。文化庁によれば、これらのコンテンツを誰もが見られるウェブサイト上にアップロードすることはできないが、例えば YouTube を活用する場合であれば、動画のプライバシー設定を「非公開（指定されたユーザーのみが動画を視聴できる）」や「限定公開（動画のリンクを知っている人のみが視聴できる）」を設定し、受信者を限定することでアップロードは可能であるとしている（文化庁著作権課 2020）。

しかし、配信するプラットフォームが二次利用を目的とするコンテンツのアップロードを許容しているとは限らない。例えば、筆者は授業資料として用いるために、録画したテレビ映像を動画ファイル化して、YouTube へのアップロードを試みた。学生のみが視聴できるように、動画のプライバシー設定は「限定公開」を設定した。しかしながら、その映像は著作権侵害の警告を受け、公開することができなかつた⁽⁷⁾。

プラットフォームからすれば、その動画のアップロードが教育目的なのか、それ以外の目的なのかを判断することはできない。したがって、一律に対応することは納得できる。そしてこのシステムがある以上、YouTube を授業資料としてのテレビ映像を配信するためのプラットフォームとして活用することは、現時点では困難であると思われる⁽⁸⁾。

最終的に、動画ファイルは Google Classroom のクラスのドライブフォルダにアップロードできた。しかし、このアップロードが同サービスの規定に沿ったものなのかは不明である。Google Classroom は YouTube と同様に Google が提供するサービスであり、今後の動向が注目される。

②学生とのコミュニケーションの問題

筆者の前任校となる国立大学の所属学部の定員は、2020年度は213人であった。対して日本大学法学部は1,733人である。この規模の違いは、講義形式の授業において学生数の違いというかたちで顕著に現れる。

前任校であれば学生数が100人を超えることは稀であり、特に選択科目ともなれば多くとも50人前後が一般的であった。その規模であれば学生に質問したり、または質問を受けたりと、いわばゼミナールのように意見の交換をすることはさほど難しいことではない。しかし、新しい職場では学部の規模を反映して担当授業における学生数は大幅に増加することが予想された。そのような状況において、授業のマスプロ化を防ぐためにはどうしたら良いのだろうか。

上記のような懸念を抱いていた筆者が参考にしようと考えていたのが、前田益尚が提案する「ライブ授業」である（前田 2017）。前田は、ハーバード白熱教室で知られる M・サンデルの授業スタイルを例に挙げ、授業における「質疑応答（コール&レスポンス）」の重要性を強調している。そして、いわばライブの如く「その時間その場所でしか体感できない」授業をすることが、学生たちの問題解決能力を向上させ、かつ彼らが教室に通うモチベーションになると主張した。

もっとも、この授業スタイルをそのまま導入できるとは思わない。議論を通じた問題解決能力の向上よりも、知識や技能の習得が重視される科目がある。筆者のパーソナリティの問題もある。それでも、学生とのコミュニケーションを重視するスタイルは、学生の多い授業においてマスプロ化を防ぐ役割を果たすと考えていた。

しかしながら、この授業スタイルをオンデマンド方式の授業で実施することは難しい⁽⁹⁾。オンデマンド方式では、そもそも学生とリアルタイムのコミュニケーションは成立しない。Google

Classroom のクラスにおけるコメント欄を用いた質疑応答は可能だが、それはコール&レスポンスと呼べるものではないだろう。また、対面形式の授業であれば学生の反応から授業内容に対する理解度をある程度測ることができたが、オンデマンド方式の授業ではそれはできない。授業の理解度を測るためのテストを随時実施すれば、それはある程度測ることができるかもしれない。しかし、その場合には学生の授業負担および教員の採点負担が増えることになる。以上のように、オンデマンド方式の授業においてマスプロ化を避けることは難しい。

それでは、ライブ方式の授業であればどうだろうか。プラットフォームとして Zoom を用いるなら、画面共有の機能を用いて授業スライドを表示させつつ授業を進め、ギャラリービューを活用して質疑応答することができる。コメント欄を用いて、質問を受け付けることもできる。授業のマスプロ化を防ぐには、オンデマンド方式よりも適していると思われる。

しかしながら、筆者は先述のように講義形式の授業ではライブ方式ではなく、オンデマンド方式を選択した。その理由は、一言で言えば授業に対する習熟度の問題である。昨年度途中で着任した筆者は、新しい職場での授業に十分に習熟しているとは言い難い。学生の性格や傾向についても未知の部分がある。そして、ライブ方式の授業自体、初めての経験である。そのための授業ツールである Zoom についても、オンライン授業の実施が決定するまで、ほとんど知識を有していなかった。以上のような状況を考慮すれば、現時点で不測の事態が予測されるライブ方式の授業を選択するのは、リスクが高いように思われた。

したがって、授業や学生、そして授業ツールに対する理解を深めていくことができれば、将来的にはライブ方式を学生の多い授業においてもオンライン授業の選択肢の一つとすることができるのではないかと考えている。

③成績評価の公正性の問題

オンデマンド方式の授業において、筆者はテストを実施した。問題は Google フォームを用いて作成した。これまでに、解答選択式の問題は毎回の授業でリアクション・ペーパーとして出題していたが、テストでは記述式の問題を出題した。また、テストは対面形式の授業と同様に、解答時間を制限して実施した。そして採点したところ、その正解率は予想以上に高かった。

性善説にしたがえば、この結果は、新型コロナウイルス禍において学生が真面目にオンライン授業に取り組んだ成果である。その科目においては、対面形式の授業よりもオンライン授業の方が、学習効果が高い。そのような結論になるだろう。

それでは、性悪説にしたがえばどうなるだろうか。残念ながら、不正をしようと思えばいくらかでも抜け道はある。ウェブサイト上でテストを受けるわけだから、ブラウザを用いて不明な点を検索しながらテストを受けることができる。また、メールやアプリ、SNS を用いて学生間で連絡を取り合うこともできる。

より安易な方法もある。それは、授業動画をダウンロードして保存しておき、それを視聴しながらテストに解答することである。ダウンロードした授業動画をアップロードしたならば、それは著作権侵害行為となり、刑事罰の対象となる。現に、学生にもそうした行為を慎むように厳重に注意している。

しかし、授業動画のダウンロード自体は違法ではない。教員から送信された著作物の学生による

複製は、通常は「授業の過程」とみなされ、著作権侵害には問われないからである。またダウンロードをしなくとも、授業動画をパソコンやスマートフォンで撮影して保存することもできる。対面形式の授業でも板書の内容をスマートフォンで撮影する学生は珍しくないことを考えれば、十分にあり得ることである。

実際のところ、学生がどのようにテストに解答したのかを確認する方法はない。対面形式の授業におけるテストと同じ心がけで解答した学生もいただろうし、ダウンロードした授業を視聴しながら解答した学生もいただろう。ここで問題となるのは、成績評価の「公正性」である。前者の学生の成績は、後者に劣るかもしれない。後者の行為は、対面形式の授業であればカンニングに近い。しかし、繰り返しになるがそのことを確認する方法はない。

この問題を回避するには、テストを授業において学んだ知識を確認する形式で設計するのではなく、授業において学んだ知識をもとに学生の思考を問う形式で設計することが必要になるだろう。しかし、科目によっては知識や技能の習得度を測ることが必要な場合もある。難しい点である。

4 おわりに

緊急事態宣言にともなう授業のオンライン化は、大学を異動したばかりの筆者にとって確かに負担であった。しかし、負担の軽減につながったと感じる機会が多かったのも事実である。例えば、Google Classroom の機能を用いれば授業資料はアップロードするだけで良く、印刷して配布する必要がなかった。課題レポートの提示と回収がスムーズに実施できた。Google フォームで作成したリアクションペーパーを用いれば、出席のカウントも手間いらずであった。テストについては上記のような問題を感じたが、その実施と採点はテスト用紙を配布する場合と比較すると効率的であった。

また、これはオンライン授業を実施した多くの教員が感じていることであると思うが、学生の出席率が非常に高かった。オンデマンド方式の授業ではリアクションペーパーで出席をとったが、どの回においても9割以上の学生が回答していた。また、ライブ方式の授業では、遅刻や無断欠席をした学生はほぼ皆無であった。

以上の経験から思うのは、オンライン授業は対面形式の授業にはないメリットを有しているということだ。オンライン授業は、対面形式の授業ができない場合の単なる代替手段ではなく、新しいもう一つの授業形式として理解すべきである。そして、それはこれまでの授業に対して「対面形式の授業でしかできないことは何なのか」を問うているように感じている。

新型コロナウイルスの感染拡大がいつ収束するのかは、「いまだ」見通しが立っていない。したがって、今後もオンライン授業を継続することを前提に、その授業のあり方を模索していく必要がある。そして、「いつか」感染拡大は収束する。そのときは対面形式の授業が再開されるであろうが、ただ以前の授業の形式に回帰するのではなく、オンライン授業の実施を通じて得た経験と知見を生かすことが必要であろう。

感染拡大が収束した後の授業のかたちとして筆者が想定しているのは、オンライン授業と対面形式の授業のハイブリッド化である。Google Classroom、YouTube、Zoom といったツールは、対面形式の授業が再開された以降も継続して活用していくつもりだ。これらは、対面形式の授業を補うための重要なツールになる。そのように考えたとき、現在の状況は自らの授業スキルを向上させる

ための、またとない機会でもあると強く思うのである。

注

- (1) 正式名称は「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づいて、2020年4月7日から5月6日までを実施すべき期間として宣言された。期間は延長され、実際に緊急事態が終了した旨が宣言されたのは同年5月25日であった。
- (2) 文部科学省による4月23日時点における集計では、全国の大学の約9割が授業の開始時期を延期した。また、ほぼすべての大学がオンライン授業を「実施」または「検討中」と答えていた（文部科学省 2020）。
- (3) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS：サートラス）。教育の情報化を推進するために2020年4月28日から始まった「授業目的公衆送信補償金制度」において、補償金を回収し、権利者に分配するために設立された文化庁長官による指定団体。
- (4) 2021年度以降にオンライン授業でコンテンツの二次利用をする場合、大学は授業目的公衆送信補償金等管理協会に所定の届け出を提出し、一定の額の補償金を支払うことになる。その金額は、学生一人当たりの年額を設定し、それに補償金の算定対象となる人数を乗じることで算出される。
- (5) 授業目的公衆送信補償金等管理協会のホームページには「新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態を受け、質の高い教育環境を確保するための遠隔授業等において、著作物が教材として円滑に利用できるよう、令和2年度に限り暫定的にこの補償金を『無償』として文化庁長官に認可申請」した結果、2020年4月24日に認可を得たとの説明が掲載されている（授業目的公衆送信補償金等管理協会 2020）。
- (6) 授業目的公衆送信補償金等管理協会のホームページの「FAQ（よくある質問）」では、教育機関に対して「本協会は2020年度に限定した特例として、文化庁長官に補償金額を『0円』（＝無償）として認可申請し、4月24日に認可を受けましたが、手続きにつきましては、人数の情報を省くなど簡略化させていただくものの、有償の時と同様をお願いする次第です」と述べられている（授業目的公衆送信補償金等管理協会 2020）。
- (7) YouTube は、コンテンツ ID というシステムを用いて著作権侵害に対応している。これは、コンテンツ所有者が提出したファイルのデータベースと照合することを通じて、著作権侵害をしている映像や音楽を自動検知して違反者に警告を発するというものである。
- (8) YouTube への動画ファイルのアップロードをめぐる問題は、筆者の知識不足の可能性もあることを付記しておきたい。
- (9) 前田の提唱する「ライブ授業」は、放送大学やオンデマンド方式の授業に対するいわばアンチテーゼとして定義されている。教室という時間と空間に縛られた場所において、再現性のない、大学でしかできない授業を実施することこそ、大学の存在意義であると前田は主張する（前田 2017）。

参考文献

- 文化庁著作権課（2020）「平成30年著作権法改正による『授業目的公衆送信補償金制度』に関する Q&A」（2020年8月27日取得，https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_04.pdf）。
- 授業目的公衆送信補償金等管理協会（2020）授業目的公衆送信補償金等管理協会ホームページ（2020年8月27日取得，<https://sartras.or.jp/>）。
- 前田益尚（2017）『大学というメディア論——授業はライブでなければ生き残れない——』幻冬舎ルネッサン

ス新書.

文部科学省 (2020) 「新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について (令和2年4月23日時点)」 (2020年8月27日取得, https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000004520_10.pdf).

サンデル, M・小林正弥 (2011) 『サンデル教授の対話術』 NHK 出版.

YouTube (2020) 「Content ID の仕組み」 (2020年8月27日取得, <https://support.google.com/youtube/answer/2797370?hl=ja#>).

企画：コロナ禍の大学教育・研究

遠隔授業とジャーナリズム教育 —法学部新聞学科に着任して—

山口 仁*

所属の異動、担当科目の位置づけの変化

2020年度、筆者には大きな変化が二つあった。一つは帝京大学文学部社会学科から日本大学法学部新聞学科へと所属が変わったことである。単に所属する大学が変わっただけではなく、所属学部・学科における自分の研究（ジャーナリズム、メディア・コミュニケーション研究）の位置づけも相当程度変わった。

以前は社会学の一種としてのメディア・コミュニケーション研究の分野を担当していて、それは様々な社会学の科目の一つに過ぎなかったが、新聞学科では13人の専任教員すべてがメディア系科目を担当している。これは自分の担当する各科目の“範囲”の差にもつながってくる。例えば、前勤務校では「ジャーナリズム論」に類する講義科目は「ジャーナリズム論Ⅰ・Ⅱ」と、あとは時事問題の解説としての側面が強い「報道研究Ⅰ・Ⅱ」くらいだった。それが新聞学科では、「新聞学入門・基礎」「ジャーナリズム論A・B」「日本ジャーナリズム史1・2」「外国ジャーナリズム史」「ジャーナリズム倫理1・2」「新聞学特論（フォト・ジャーナリズム）」「新聞学特論（調査ジャーナリズム）」「映像ジャーナリズム論」など、ジャーナリズム論領域だけをとっていても、相当細分化されている。

もっとも、今年度担当する講義系科目は「新聞学基礎」と「メディア理論（メディアと社会）」の担当のみで、今までどおりジャーナリズム論やマス・コミュニケーション論の基本的な内容の講義ができそうなのが幸いである。いままではジャーナリズム論の領域を広く浅く講義し、自分の研究に関してのみマニアックな関心に基づいていけばよかったが、今後は他の教員の担当する内容を把握したうえで、自分が受け持つ範囲、教育の内容を再考していく必要があると考えている。

全面オンライン授業化

もう一つは、周知のように新型コロナウイルスの感染拡大によって、大学の前期の授業が全てオンライン形式になったことである。筆者の場合はポータルサイトに教材と解説動画・音声をアップロードするオンデマンド方式を選択した。それまでレジュメやスライドなどの授業資料を念入りに作成・準備し、それを解説するタイプの講義を行ってきた教員であれば、オンライン環境でも労力はそれほど変わらないのかもしれない。しかし筆者の場合、教科書を指定し、その教科書に相当程度準拠しながら、臨機応変に板書をしつつ、口頭で解説する形態の授業が主体だった。そのためいままでも資料作成ということに関しては、実はあまり時間を割いたことがなかったのである。しばしば「講義は水物」と言われるが、まさに教室の雰囲気に合わせて、受講生の反応を見ながら即興で

*やまぐち ひとし 日本大学法学部新聞学科 准教授

話をする形態の授業をとってきた自分にとっては、授業準備にこれだけ時間をかけたのも15年の教員生活の中で初めてである。

いままで授業を担当してきた大学それぞれに、授業支援用のポータルサイトがあることを認識はしていたがほとんど使用してこなかった。それが非常勤も含めて4つの大学でそれぞれ違う形式のポータルサイトを急遽活用しなければならなくなったのは率直に言って面倒な作業であった。もっともこうした形式面・技術面での苦労は、筆者の不勉強と怠惰のせいであり、弁解の余地はほとんどない。

問題は、オンライン形式が対面形式と比較して授業中のコミュニケーションにどんな変化をもたらしたのか、ということである。いうまでもなく、メディアによってコミュニケーションは空間的・時間的に拡大する。筆者にとっては後者の方に気がかりな点があった。昨今、大学の授業が記録されSNSで拡散することでトラブル（炎上）に発生する事例が散見される。かつては一種の“密室”だった教室も現代のメディア環境ではその可視化が進んでいる。オンデマンド型のオンライン授業はその傾向を加速する。さらにいえば、在宅で授業の動画を視聴するのが学生だけとは限らない。そのため、授業中の“不用意な発言”が問題を起こす可能性については、いままで以上に気をつかうことになった。

特に、理論的な事柄を具体的に説明する際に用いる事例の選択である。例えば、コミュニケーションにおける排除を批判的に考察する視座（いわゆる「批判的コミュニケーション論」）を説明する際に、「コミュニケーションから排除されているもの」として何をあげればいだろうか。筆者は以前、ジャーナリズムを論じる際に、「ジャーナリズムの活動自体が一種の価値観の再生産（変化も含む）過程を内包している。さらにそのジャーナリズムを論じるジャーナリズム論は、あるジャーナリズムによって再生産されている価値観に（賛同するにせよ反対するにせよ）刺激を受けた人々の間でなされる一種の儀式としてとらえられるだろう（山口2018b, 234）」「異なる価値観・イデオロギーに基づくジャーナリズム論の間で『対話』が行われているように見えない（同、235）」と指摘したことがある。「ある価値観がジャーナリズムの過程から排除されている」という例示自体が、一種の価値観の主張となる。もちろん、授業では客観性・中立性を強固に守るべきとか、「正しい価値観」「排除されるべき価値観（逆に排除されても仕方ない価値観）」を授業中に提示してはならないとか主張したいわけではない。例示の一つとっても以前よりも慎重な姿勢が求められるようになったということを言いたいのである。

なお、1年生向けの導入教育授業でライブ形式の授業を行った際、学生から「オンライン授業の先生たちは建前ばかりを話すので、実際のところはどうなのかを知りたい（筆者による意識）」と言われたことがあった。対面の授業に比較して、オンライン授業では「ここだけの話」がしづらいように思える。もっともそれが好ましくないとは一概に言えないことであるのだが。

ジャーナリズム教育“効果”の可視化

オンライン授業になったことの副次的な効果として学生の課題量（リアクションペーパーやレポート）も増えることになり、相当な負担となっていることがしばしば指摘される。大学でも1コマ当たりの課題量についてのガイドラインが設けられるなどの対策がとられている。一方、それまであまりリアクションペーパーというものを学生に書かせてこなかった筆者にとっては、かつてな

いほどに学生の反応を知るきっかけにもなった。

高等教育の現場でジャーナリズム論を教育する際に筆者が重視していることは、「俗流」のジャーナリズム批判（メディア批判）とジャーナリズム研究を区別することである。ここでいう「俗流」メディア批判が行われるきっかけの一つが、社会問題を意識した学生がメディア・コミュニケーション研究に関心を持つことである。つまり、学生が問題関心を持つ過程で自らの政治的・社会的信念を意識するようになっていった結果、メディアの報道は自分にとって好ましくない内容（対立する考え方）を伝えていると認識し、また自分以外の他者はそうしたメディアの影響を受けやすいと認識（すなわちマス・コミュニケーション効果・影響モデルの一種である「第三者効果」と「敵対的メディア認知」）に基づいてメディア批判を展開することがメディア研究（の一つであるジャーナリズム研究）であると認識する／してしまう問題である（山口2015、79頁参照）。

実はこの点に関して筆者は「苦い経験」がある。前勤務校である帝京大学のゼミで学科の研究発表会に向けて新聞報道の分析を指導していたときに起こった出来事である。データに基づいた研究報告（内容分析）を目指して、筆者は学生に対して報告ではメディア批判の要素はできる限り抑えるように指導した。メディア批判は重要ではあるものの、そうではない研究もあるということを学生に知ってもらうことが、大学のメディア・コミュニケーション研究教育の役割だと当時の筆者は考えていたからである。こうした問題関心で筆者は指導してきたが、学生は報告会の直前に資料にメディア批判の報告を追加して研究報告を行った。そしてフロアの（メディア研究以外の分野の）教員から「どのような報道が望ましいと考えるのか？」といった質問がなされ、その質問に対する数分間の街道でも学生は規範論を展開した。その結果、「データに基づいて報道を分析する」という当初の目的からは遠ざかることになった。もちろん、哲学や倫理に関する先行研究を踏まえたうえでメディアを批判することは重要である。しかし、内容分析の報告をするように指導した（つもり）にもかかわらず、こうした状況が生じたことは筆者にとって興味深い出来事だったのである（詳細は山口2018a、特に105-106頁を参照のこと）。

ジャーナリズム研究の領域において、メディア批判にとどまらない研究をしていくことの重要性は拙著で指摘してきた（山口2018b、292-293参照）。それは教育でも同様であると筆者は考えているので、担当する授業（例えば「新聞学基礎」）では、ジャーナリズムを特殊な現象とみなさず、他の研究領域の言語で語りなおしていくことの重要性をまず説明している。ジャーナリズムを社会現象の一種として位置付けることで議論がある意味で「冷却」していくことが、高等教育の一科目としてのジャーナリズム論には求められると強調した。そして授業ではこの分野の標準的な文献である『現代ジャーナリズムを学ぶ人のために 第2版（大井真二・田村紀雄・鈴木雄雅編、2018年、世界思想社）』や『コミュニケーション研究 第4版（大石裕著、2016年、慶應義塾大学出版会）』をテキストに設定して、できるかぎりジャーナリズム批判としてではなく、メディア・コミュニケーション研究の一種としてジャーナリズムを解説してきた。

今回のオンライン授業では、学生のリアクションを質・量ともに今までになく豊富に把握することができるようになった。リアクションペーパーは研究目的で集めたわけではないので、ここでは詳細に記載することはできない。だがあくまで雑感ではあるものの、相当程度の学生が理論的なジャーナリズム論に関心を持ったようである（特に、ニュース生産過程における取捨選択性・ニュースバリュー論やフレーム論などに対する関心が高かったようである）。

コロナ禍で社会の様々な領域が疲弊しており、大学もまた限られた資源の中で対応に迫られている。教員も慣れないオンライン授業に戸惑っている者も多く、筆者もその一人である。しかし、オンラインであることで、学生の声は「文字」という形で可視化されたことも事実だろう。この情報を教育と研究にも生かしていかない手はない。職場の異動とオンライン授業化という二つの変化を契機に、自らのジャーナリズム研究とジャーナリズム教育を今まで以上に結び付けていきたい。

参考文献

- 山口仁（2015）「高等教育におけるメディア・コミュニケーション研究の位置づけ」『ラーニングテクノロジー開発室年報』帝京大学ラーニングテクノロジー開発室、第12号、75-84頁。
- （2016）「『中堅』大学における高等教育について」『ラーニングテクノロジー開発室年報』第13号、101-110頁。
- （2018a）「学部教育におけるメディアの内容分析」『ラーニングテクノロジー開発室年報』第15号、103-106頁。
- （2018b）『メディアがつくる現実、メディアをめぐる現実』勁草書房。

座談会

「映像情報のカテゴリー化をめぐる共同研究」 プロジェクトについて

本紀要「ジャーナリズム&メディア（以後 J&M と記す）」の2度にわたる特集や研究所の事業報告に記載されている「映像カテゴリー化をめぐる（映像アーカイブ）研究」共同プロジェクトは10年を迎え、今年4月に映像の記録・保存システムの大きな変更がなされた。

ここで改めて、プロジェクトの成立から現在までを振り返り、プロジェクト発足当時担当だった教員を含めて、プロジェクトのきっかけ、映像アーカイブの研究利用、研究指導、教育利用等について語る座談会を開いた。

システム変更や、実際の研究利用等については、後の座談会に譲るが、その前に過去の J&M から、共同研究の概要を述べる。

当新聞学研究所は、2011年3月11日（金曜日）午後2時46分に起きた東日本大震災当日からの NHK と東京民放キーステーション5局の計6局の番組を、番組録画機及び外付け HDD に録画、保存してきた。外付け HDD は2テラバイト容量の HDD で1局およそ1か月半分の番組録画ができる。1局当たり年間8本、6局で年間48本、（録画画質の鮮明さにもよるのではあるが、）年間96テラバイトの計算になる。震災から今年は10年目、本紀要が出版される頃には、計9年半以上もの容量になっていて計算上は900テラバイト以上である。

本紀要 J&M 第7号（2014年3月）に最初の共同研究の目的として「本研究は2011年の3月11日の発生した東日本大震災後のテレビ録画番組の報道内容を分類し、災害時におけるニュース報道を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのアーカイヴ構築を目的としている。」「この映像記録は、JCC 株式会社のマックスチャンネル及び大量の外付け HDD に蓄えられている。これらの映像データは東日本大震災という未曾有の危機を保存したという事実のみの価値だけにとどまるわけではない。更にその後の時間経過におけるニュース報道の変化を長期間映像データとして保存していることにも、今後のジャーナリズム研究及びマスコミュニケーション研究の分野にとって重大な価値を有している。特に、発災後東日本大震災関連の報道のみならず、社会、政治、国際問題など様々なニュースが報道されており、その報道された内容を新たな分類枠組みにより研究することによって、これまでのマスコミュニケーション研究の成果を改めて問い直す契機を提供することになる。そこで本研究では、①この映像データ保存と、ニュース番組の分類というアーカイヴ化に向けた作業を行い、②報道内容の量的、質的分析を実施しこの期間のニュース報道の特徴を明らかにするなどの研究の為に、研究の整備を進めている。」と書かれ、研究代表者 大井眞二（日本大学法学部新聞学科教授）研究分担者小川浩一（日本大学法学部新聞学科教授）、岩渕美克（同教授）、小林義寛（同教授）、福田充（同教授）、佐幸信介（同准教授）、宮脇 健（同学部助手）と、初期のプロジェクトメンバーが記されている。また、上記の「目的」の文言は研究代表者の大井眞二教授（当時）の手によるものである。

元々、2007年実施の「日本のジャーナリスト1000人調査」について、その検証のために共同研究「メディア秩序の変革期におけるジャーナリズムのパラダイム転換に関する研究」で再びジャーナリスト調査を実施することと同時に TV 映像を記録して分析する事を調査目的に含んでいた。そこ

に東日本大震災が起き、その研究プロジェクトを利用して震災関連のTV映像を記録、保存していった。しかし、保存には、人手と予算がかかるが、急遽始めた為に、十分な予算措置をしていなかった。資金が枯渇しかけていた折、「財団法人 新聞通信調査会」が「大震災とメディアに関する公募委託研究」をはじめるので、申請したところ認められ、調査研究費を受けられたことが、アーカイブプロジェクトにとって全くの幸であった。

初期の研究成果は、「公募委託研究 東日本大震災とマスメディアの役割」に発表、学会誌「マスコミュニケーション研究」や「新聞通信調査会公募委託研究報告書」において発表された。

更に、研究が進んだ段階で映像アーカイブ研究者をお招きして以下の3回のシンポジウムが開かれ、本紀要にそのうち2回の詳細が記載されている。

シンポジウム（本学科以外のパネリスト、報告者を記載、肩書は当時のもの）

- ① 2014年11月29日「進展する震災アーカイブ研究利用とその課題」(J&M 第8号2015年掲載) 原由美子 (NHK 放送文化研究所)、西田善行 (法政大学大原社会問題研究所)、早乙女宜宏 (日本大学法務研究科助教)
- ② 2016年2月20日「東日本大震災が地域メディアに問いかけたもの」糠沢修一 (福島テレビ代表取締役社長)、宿輪智浩 (IBC 岩手放送報道部副部長「ニュースエコー」編集長)、古沢 健 (NHK チーフ・プロデューサー)
- ③ 2017年1月18日「“3月ジャーナリズム”化する震災テレビ報道」(J&M 第10号2017年掲載) 原由美子 (NHK 放送文化研究所)、加藤徹郎 (法政大学講師)、大森 真 (飯館村役場 / 元テレビユー福島報道局長)、八谷昌幸 (NHK 報道局チーフプロデューサー)

又、2018年度からは大学院生に対する研究指導部門で、アーカイブ研究者を講師に招きテレビ番組アーカイブの研究利用講座「映像分析の手法を学ぶ」を始めた。

第1回講座 講師 西田善行氏 (法政大学) 11月8日～4回

講義① 「テレビ番組アーカイブのメタデータとは何か」

講義② 「具体例から分析手法を取得する」

講義を受け、実際に映像をみながら分析を行う

発表 自らの分析結果を発表する

なお、2019年度は2回行った。

第1回、講師 西田善行氏

昨年までの震災原発報道の分析・映像の変化について南相馬を中心に。

第2回、講師 加藤徹郎氏 (法政大学)

テレビドラマ、バラエティーにおける映像分析手法研究

講座は大学院生自らが、映像分析手法の講義を聞いて、映像を視聴、分析結果を発表、講師からの講評の上ディスカッションをすることで、映像アーカイブを活用し研究の基本である事象を読み解く力をつけることが目標である。

さて、初めに、この度映像の記録・保存システムの大きな変更がなされたと記したが、大学の情報システムがWindows7からWindows10に2020年1月14日に変更されたことで、長く使用してきた営業アーカイブ収録・記録機器が2020年4月から新システムに移行し、今まで、HDDに収録していた映像資料を、新システムでは本学のクラウド上に保存できるようになった。

こうした変化について、2020年3月7日に本学で「アーカイブ映像の研究利用と教育利用」についてのシンポジウムを開催、研究上のアーカイブ映像使用実態や問題点、合わせて教育利用についての現状報告、討論をする予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大によって学内の研究発表会等が中止されたことに伴い中止となった。そのこともあり、今回改めてプロジェクトの経緯と現在の研究等への活用状況を以降の座談会で述べることとなった。

テレビ番組の映像アーカイブはニュース番組や事象映像そのものだけを収録していれば良いと考えがちだが、生放送のスタジオ展開などを含み、他番組（情報番組、ドラマ、バラエティー、スポーツ、教養番組等）も全て収録することにより、番組の構成やCMのあるなし、また、東日本大震災がそうであったように、番組途中の字幕速報から特別番組の放送までの経緯や時間などが収録される。更に1局のテレビ局だけではなく6局分あることが比較対照研究として重要な資料となる。

また、社会現象や事件事故の最中に研究対象が定まることはあまりなく、その後ある程度の期間をおいて研究対象になることがほとんどであることを考えると、放送番組の場合は思い立った時には過去の素材となってしまっていて、録画していなければ研究対象が存在しないということになる。そのため全番組録画の重要性が出てくるのである。

なお、以下の座談会については、柴田が主な進行役を務めたが、専任になってからの日が浅く、プロジェクト成立過程については内容詳しく知る他のプロジェクト担当諸氏がかわるがわる聞く形になっていることをご容赦いただきたい。

共同プロジェクト担当 柴田秀一

座談会 映像アーカイブの構築と研究・教育利用

出席

日本大学大学院新聞学研究所 映像アーカイブプロジェクト担当 米倉 律
担当 笹田佳宏
担当 柴田秀一
プロジェクト発足時担当 小林義寛
2020/8/6、8/8 リモート会議方式で行った。

(i) アーカイブプロジェクトの成り立ち

柴田 まず、この震災を契機に起きたアーカイブシステムの構築は、どういうきっかけから起こったのかということをご説明いただけますか。

小林 東日本大震災の日は、ちょうど学内学会の日だったと思います。それから、日本マス・コミュニケーション学会のちょっとした打ち合わせもあり、その学会の外部の先生も何人かいらっしゃいました。法学部の多くの先生は学内学会に参加していました。そこで震災が起きました。右往左往した結果、帰れないという状態になりました。本館はもう出入り禁止になっていましたので、本館の先生がたは全員退去という形になり、いきなりのことでどこに行けばよいかも分からず、仕方がないので、9号館の私の研究室に来ていただきました。部屋の中は悲惨な状態でしたので、ドアを開け、廊下で雑魚寝するような状態でした。電源は一時的に消失しましたが、すぐに復旧していましたので、テレビをつけて過ごしていました。その当時はスマートフォンではありませんでしたから携帯電話でしたが、コンビニエンスストアでは非常用の充電器が全て売り切れでした。ですから、そのときあった電力がなくなったら携帯電話も使えなくなってしまうので、最低限の電力は残しておかなければならず、携帯電話を多用することはできませんでした。ラジオはありましたが電池が切れており、乾電池もどこにも売っていませんでした。たまたま電源があったテレビをずっとつけっぱなしにして見ているという状態でした。

そうこうしているうちに、よく見ると、隣にJCCのシステムがあり、動いていることに気付きました。ということは、震災の状況を全てカバーして動いているということでした。せっかくですから、これをそのままずっと録画しておき、この状況を考えることに利用するのがよいのではないかということ、その場にいた皆さんで話しました。その場にいたのは、法学部の教員で言えば大井先生、小川先生、私(小林)、山本先生⁽²⁾でした。

柴田 JCCのシステムは、もともと研究室に置いてあったものだったのですね。

小林 研究室にありました。その経緯があります。

柴田 それはどういった経緯だったのでしょうか。

小林 私は2000年から法学部の教員をしています。もともとここには、コンピューターも何も存在していない状態だったのです。古びたIBMのノートパソコンはありましたが、他には何もなく、ネットワークも、LANは結ばれているけれど、学内のネットワークは構築されていませんでした。外部とのLANも結ばれていませんでした。ご存じかどうか分からないのですが、私はコンピューターの学校で教えていたこともあり、このアドレスは、「ゲタ」として利用することで有名だったのです。ゲタというものは、匿名にするためにあちこちのゲタを経由して自分の名前を消していくのに利用できるアドレスのことです。日本大学のアドレスは、その格好のアドレスの一つだったのです。それを知っていましたので、このLANを使って外部とインターネット接続するということは信じられませんでした。私は研究室に3台ほどコンピューターを置き、IBMのノートパソコンは使いませんでした。研究室内でLANを構築し、電話回線を利用して外部と接続していました。

そのようなことをしていましたので、学内のLANを整備しなければならないということになりました。私と山田正雄先生は、それに関わるということも含めて、法学部の教員になったような部分もありました。

柴田 学内のコンピューターシステムを構築するためにいらしたという形だったのでしょうか。

小林 メインは山田先生です。そのサポートをする形で、とりわけ、新聞学科の部分は私がやるという形でした。

どのようなシステムを組むかということもありましたし、学内の皆さまが反対している部分もたくさんありました。判例集などは本を読めばいいといったことです。新聞など、過去のもものは閲覧できるのだから、データベースなんか必要ないという意見もありました。それをどうにかクリアしていくために、非常勤も含めた全教職員にアンケートを採り、何が必要か、いらぬかという意見も全て集約してアンケートの結果を精査し、システムをつくっていくということから始めました。そしてコンピューターネットワークのシステムができました。

まずはそこに研究室と教職員の利用上のコンピューターを配備するところを第1段階として始めました。ここについても、できたところでさまざまな反対運動がたくさんありました。散々に言われるような状態でしたが、そこから教室を含めたものとして広がり、これが第2段階でした。最初のアンケートも含め、どのようなものがあつたほうがいいと思うかを全て聞いていました。むちゃくちゃなことを言っている人もいたので、そういったものは無視しました。各学科や領域なども含めて必要性があるものについても、要求を聞いていました。

新聞学科には新聞演習室というものが別に存在しました。そこにはコンピューターも何もありませんでした。私は新聞学科内で皆さんと相談し、新聞学科の演習室にコンピューターを配備する計画を作りました。当時、NHKとカノープス株式会社が共同開発した映像編集などでもできるコンピューターを、30台設置する計画を作りました。それまでも、特に、政治コミュニケーションの先生がたが選挙などの分析をするために録画をしていたので、それをきちんと系統立てられるシステムがないかを探していました。ソニー株式会社の地上波全局全録画システムがありましたが、その計画を作った年に、民生用は販売停止になり、業務用以外は存在しなくなりました。とてもではないけれど業務用の予算は出せないということになりました。そこ

でいろいろと探し、JCCに行き当たりました。一時的に録画して置いておくという形で、選挙時に全てのチャンネルを録画でき、全報道を容易に比較できるだろうということになりました。何らかの事件があった際、全局でどのような報道をしているかということにも利用するためにということで、JCCのシステムを導入することにしました。ですから、ソニー株式会社のシステムの一般発売がなくなったことがきっかけです。

各研究室に3台を買うことができたので、新聞演習室に配備する機材として、新聞学科用にJCCのシステムを導入することで情報システムとしては決定したのですが、教務課からセキュリティ等のことで演習室配備に問題点が指摘されました。そのため、演習室配備を貸出しの形式で、3台を研究室に配置することになりました。3台を研究室に配置することになりました。われわれ新聞学科としてはそれで要求を出し、取りまとめた結果として、補助金なども含めて認可されました。情報化の推進に対する要望としては、当時たとえば語学領域でのTOEICなどのオンライン化の要望などもありましたが、それらと合わせて新聞学科用にJCCのシステムを、取りあえず研究室3カ所に配置するという形になりました。

そのため、新聞学科だけ特別に配備されたわけではありません。各学科や領域からの要望をお聞きした結果での配備ということです。

柴田 JCCシステム導入の最初は、東日本大震災の前に選挙報道の分析をしたいということからということでしょうか。

小林 報道の分析ですね。テレビ放送の分析です。

柴田 テレビニュースの分析ということから入ったということですね。では、東日本大震災が発生した時点で、既に3台の録画機があったということなのでしょうか。

小林 そうです。

米倉 3台が稼働し始めたのはいつですか。震災の何年前頃でしょうか。

小林 2010年からです。

米倉 稼働を始めてから震災までの間は、どのような利用のされ方をしていたのでしょうか。

小林 個人での利用となります。私はニュース分析をしているわけではないので、ドラマやアニメや映画などの過去のものを見るぐらいでした。設定していなければ1週間から2週間で消えてしまいます。

柴田 収録をしていないということですね。

小林 収録はしているけれど、保存し続けることはしていませんでした。設定された時間で消えていってました。

米倉 アーカイブ化するという発想がなかったということですね。

笹田 2週間もしくは4週間で消えていったということですね。

小林 ハードディスクの容量いっぱい消えるという形ですね。

米倉 必要なものは必要なときに、必要なものだけダウンロードして保存するということもできなかったのでしょうか。

小林 ダウンロードという形ではありませんでした。単体で動いていますから、DVDに録画していました。

米倉 そのようなものも含めて研究利用されていたということですね。

小林 そうです。新聞学科での研究という形ですから、要求があり、まだ残っている段階であれば DVD に録画していました。要求がなければ次から次へと消えていくという状況でした。

米倉 一般家庭にも広がっているディーガ (Panasonic) のような、番組録画機能を搭載したものと一緒ということですね。

小林 そうです。当時はなかったのです。

柴田 ソニー株式会社に、地上波全局全番組録画システムがあっただけだったのですね。

小林 ええ。SPIDER⁽³⁾ もありましたが、ずっと保存できるというのではなく、すぐに消えてしまうものでした。それだと困ると思いましたが、ある程度の期間、ハードディスクの容量の問題がありますから、長くても1カ月は保存できるものにしました。すぐにその場で分析というものではないという都合がありました。

米倉 なるほど。東日本大震災の前に、長い前史があったのですね。

柴田 そのようなことがあったとは、全然知りませんでした。

米倉 震災が起き、冒頭の話に戻るとのことですね。アーカイブ化しようという発想になっていったわけですね。

小林 アーカイブ化しようという発想というよりも、せっかく録画しているのではという形です。このようなものをずっと残していくということは、通常ありませんよね。電源がたまたま落ちていないという状態があり、その時点から録画がずっと残っていたのです。震災関連のことがこれほど長くなるとは、当初、思っていませんでしたし、福島県の原因事故問題が起きるとも思っていませんでした。全て復旧するということがないとしても、ものすごく混乱している1カ月程度の時期というのは、全て録画しておいてもいいのではないかと思ったのです。しかし、録画しても消えてしまいますからね。消えないようにするためにどうしようかということでした。ですから、当初はアーカイブという感覚ではなかったのです。取りあえずこの状況の記録を残したいという思いでした。大井先生が言うと、とてもかっこいいことを最初から言っている形になりますが、録画しているのだから、この状態を残したいという思いだけだったのです。後で利用できるかもしれませんし、それ以上は考えていませんでした。震災が起きている瞬間でしたから。瞬間に近いですね、まだ半日程度でしたから。夜の6時か7時頃に録画されていると気づきましたので、これはずっと動いていたのだから、これを維持するのが大事だと思いました。放送局に言ってもどうせ録画は貸してくれないだろうし、もしかしたら放送局自体も保存できていなかったかもしれないと思ったのです。

取りあえず、目いっぱい録画し続けることをまず考えました。それから、これをずっと残すためにどうすればいいかということで、JCC と相談をしたほうがいいということになりました。JCC と相談しながら、ハードディスクの容量が埋まってきますので、ハードディスクの中身を外付けのハードディスクに書き出すようにしました。最初は DVD に書き出しました。書き出して、DVD をどんだんためていきながら消していきました。次から次へと上書きされてしまい、時間との勝負になってしまうので、JCC と相談することになりました。その結果、何台かは上書きしないように固めてしまうことにしました。録画をそれ以上しない状態にし、保存しておくことにしました。次から次へと上書きされてしまう部分に関しては、ハードディスクや DVD に書き出すしかないということになりました。大容量の外付けハードディスクが

少しずつ安価になっていきましたので、時間的な余裕が出てきました。

ただ、DVDに書き出していたときは大変な状態でした。学生に手伝ってもらいました。それは大井先生の研究室で主にやっていて、私のほうでは3週間分を固め、1週間部分を稼働状態にし、場合によっては、大井先生の機械でエラーが起きる場合もありますから、その際のバックアップ用に、1週間の状態を保てるようにし、そのチェックなどをしていました。大井先生のほうで書き出しが失敗したり、エラーでうまくいかなかったりした部分を、私のほうからバックアップでまた流してというような形でした。

ですから、当初、その機械は学内LANに接続されていませんでした。それをやるために学内で別のバイパスを通してもらい、3台の機械がつながるようにしました。固めてしまった分はどうしてもどうしようもないので、新しく録画できる容量が減ってしまいますから、台数を増やすしかなくなりました。公益財団法人 新聞通信調査会が研究助成を始めたので、それに応募し、ハードディスクがいっぱいになり、次から次へというのが間に合わない状態をどうにかしのぐために、震災報道の分析という形で助成金をもらうことで新しい機械を入れることにしました。補助金をもらいながらそれをつないでいったというわけです。資金がショートしそうになるたび、さまざまな機器を含めて本部の研究助成や外部資金の研究助成金や大井先生、私の個人の研究費からも一部、といった感じです。

そういったことの結果としてのプロジェクトとして、研究所のプロジェクトへという形になっていきました。助成金をもらうためには、研究プロジェクトとして研究組織をつくらなければいけなかったのが、研究所の研究組織として位置付け、プロジェクトとして位置付け、助成金を申請しました。そして、研究プロジェクトとしての学内研究所の研究費という形で、どうにか運営をつないできました。

柴田 これが2012年の話でしょうか。

小林 そうです。

笹田 プロジェクトに移ってから一定の予算を付けていますよね。私は2017年からしか分からないのですが、情報提供料ということで、JCCに年間一定の金額を払っていますよね。

小林 はい。

笹田 番組の録画のみでは、番組名や放送開始時間は記録されないのが、合わせてそうした情報も提供してもらっているということでしょうか。

小林 いいえ、違います。

笹田 違うのですか。

小林 データベースをJCCがつくっています。番組表ごとに録画されているので、それ自体でも探そうと思えばできます。

小林 探そうと思えば探せるけれど、膨大な番組がストックされているわけです。

笹田 JCCにあるということですね。

小林 いえ、われわれが持っているものです。その中から日時を含めて探さなければいけないとなると、全ての録画を見なくてはいけなくなります。それはとんでもないことです。JCCで検索システムをつくっているのが、それにリンクさせてもらっているということです。JCCの検索システムはJCCと契約した政府や企業との関係のほうが大きいので、日本大学用に使

える検索システムをつくってもらったのです。

【JCCの新しいアーカイブシステムについて】

米倉 システムが新しく変わったところについて笹田先生にご説明をお願いします。

笹田 本年3月までのアーカイブシステムは、2010年8月に、Max Channel を3台入れて完成したものです。Max Channel と呼ばれる録画機が、大井研究室に2台、小林研究室に1台ありました。小林研究室の録画機は、アーカイバーの役割もありました。録画機に加えて専用アーカイバーが大井研究室に3台あり、計6台で運用していました。

大学のネットワークシステムは2019年12月から、Windows10対応となり Windows 7ではアクセスできなくなりました。録画した番組をハードディスクに落とす作業をしていましたが、Max Channel は、Windows 7対応なので作業ができなくなってしまう。このため、新しいシステムの導入を検討していました。小林先生が1~2年前から少しずつ話を進めていましたが、結果的に昨年12月に新しいシステムを導入することはできませんでした。このため、Windows7でも10に見せかける形で変換登録をすればシステムに入れるということで、4月に新しいシステムが入るまでの3か月間はそれで運用していました。

新しいシステムは、録画機2台とアーカイバー1台の3台で運用しています。メインの録画機とアーカイバーは、法学部のサーバー室がある図書館に設置しています。バックアップの録画機は、情報センターに置いて運用しています。法学部では1月上旬に各校舎の電気を順番に止めて検査を行っています。このため、別の建物に設置して、録画が途切れないようにしました。大井先生のところにあった録画機は、1台で3局ずつしか録画できませんでした。小林先生のところは6局録画できたので、バックアップは1台でした。新しく入れた録画機は2台とも、6局が録画できます。6局で2週間録画でき、2週間たつと自動的に番組が消えていくシステムです。以前はそれを外付けのハードディスクに保存していたのですが、4月からは Google ドライブにアップする形になりました。新しい HDD を購入する必要はなくなりました。Google ドライブに1日でアップできる容量は750ギガバイトだそうです。1局の1週間分の番組データ容量は、215ギガバイトです。このため、例えば月曜日に3局、NHK、日本テレビ、テレビ朝日をアップし、火曜日に3局分がきちんとアップされているか確認して、次の TBS、テレビ東京、フジテレビの3局をアップします。水曜日にまた、3局分がアップされているか確認します。これを毎週行っています。これが現状です。

柴田 クラウド上に上げるのが、今までと少し違うところです。

笹田 3月末までは、局ごとにハードディスクに保存していました。バッファローの2テラバイトのものです。1局の番組が1か月半分入ります。4月からは Google ドライブの新聞学科の教員の共有にアップしています。

小林 その経緯です。これまでのアーカイバーのシステムが耐用年数を超えているので、新しいシステムに変える必要がありました。ですから、これまで録画してきたストックの資産を生かす形でシステムを変えようと思いました。すると膨大な金額になってしまうので、何か方法はないかと探したところ、Google ドライブの案が浮かんだので、そちらに移行する形で調整し、2年程度、相談、話し合いの期間を取って決定しました。

(ii) アーカイブ素材の研究利用について

笹田 小林先生はアーカイバーを使って研究をされたことはありますか。

小林 JCC の検索システムを使って書いたのは、伊藤守さんたちと一緒にいていた研究会のものでした。『ニュース空間の社会学』⁽⁴⁾ だったと思います。

『ニュース空間の社会学』⁽⁴⁾ は、世界思想社から出ています。元は、伊藤守さんを中心として、タイトルは忘れましたが、科学研究費を取って研究をしていました。その成果の一部として、世界思想社から本を出しました。科学研究費の報告書もあります。

笹田 具体的にはどのような方法を取りましたか。

小林 私は単純に、JCC のシステムを利用して検索し、データを拾い出しました。震災に関するデータを、件数と映像を全て取り出しました。

小林 震災がテーマというわけではありませんでした。それに関連したものということでした。私と法政大学土橋先生たちでチームになって、ネットワーク空間との関係の部分テーマとしていました。ウェアラブルな環境下で、あらゆる所からニュースにアクセスできるような状況なので、その部分に関してのテーマ設定を考えました。

私が扱ったのは、遍在するニュースと遍在する個人というテーマです。ニュースは街角などでも見られます。今のようにスマートフォンが万能である時代よりは少し前でしたが、それでも電車の中でもどこでも、いろいろな所でニュースが流れている状況でした。情報の送信と受信は誰でもできる状況です。この状況で、何をもちいてニュースとするかという点から考え直し、単純にニュースメディアが公共性を担保すると言えらぬということの問題としました。

震災の際の幾つかのデータとして、ヤシマ計画（ヤシマ作戦）⁽⁵⁾ などがありません。電力を削減し、電力消失に備えましょうという計画で、インターネット上でずっと進行していたので、関連したデータなどを調べました。それはテレビでも使われました。インターネットでこのようなことをしていますということで、テレビがどのように報道したかと併せました。

インターネット内での議論と、テレビの情報チャンネルなどでどのようにそれを紹介したか、分数などを全て取り出しました。それは JCC のシステムでできました。それでも、ごく一部でしか使っていません。

笹田 それはニュース番組を扱ったのですか。

小林 いえ、全てです。

笹田 ニュースに限らず、例えばワイドショーやニュース関連の情報番組なども含みますか。

小林 はい。私はヤシマ計画⁽⁵⁾ と似たような、電力を削減しましょう、皆が気を付けましょうというスローガンで、皆がインターネットの中でやっていたことを全て拾い出しました。テレビの中でも、このようなことをして皆で頑張っていますという紹介をしているものを全て、検索で拾い出しました。ニュースとは限りません。ワイドショーなどで紹介されたものもあります。全てを拾い出しました。分野は限らず、インターネットとニュースの関係を考えるという形でした。それは付け足しのような部分ですが。

プロジェクト自体は、別な形で行いました。その中で利用しました。

笹田 プロジェクト本体には、どのような形で関わりましたか。

小林 JCC のプロジェクトですか。私は途中から、自分が任された機械のメンテナンスを行っただけです。ハードのメンテナンスと相談しか関わっていません。

米倉 私はこのアーカイブを使って幾つかの研究に関わってきました。一つ目が、今の小林先生の事例だとすると、二つ目は震災報道の内容分析をしました。これは継続的に行っています。立ち上げには、私よりも小林先生が関わっています。

このようなアーカイブの最大の利点は、言うまでもありませんが、過去にさかのぼってデータを調べ、それを遡及的に見られることです。震災について、各テレビ局がこれまでどのような伝え方をしてきたのか、報道してきたのか、時系列で網羅的に扱うことができるのは、非常に大きなメリットでした。

震災報道に関する研究の中で、合わせて3回シンポジウムを行いました。1回目は、2014年11月29日です。これは J&M にも詳しい記述がありますが、一応ここでも話します。「進展する震災映像アーカイブの研究利用とその課題」というテーマです。2回目が2016年2月20日です。これは、「東日本大震災が地域メディアに問い掛けたもの」というテーマです。3回目が、2017年1月28日です。「3月ジャーナリズム化する震災テレビ報道」というテーマです。

1回目は小林先生がコーディネーターを務めたシンポジウムです。ここでは、震災報道そのものの分析というよりも、震災報道のアーカイブを使って、震災報道についてどのように分析するのか、またどのように研究利用するのか、そのときにどのような課題があるのかということも含め、方法論について検討するという趣旨のシンポジウムでした。ですから、アーカイブ利用についての諸外国の状況や、フェアユースの在り方についての議論なども含め、多角的に利用方法、課題について検討しました。

2回目の、2016年2月のシンポジウムは、東日本大震災が地域メディアに問い掛けたものです。東日本大震災は、とりわけ東北地方、被災3県といわれるエリアにおける地域メディアに、非常に大きな、さまざまな課題を投げ掛けました。そのことについて、地域メディアの当事者に語ってもらい、そういった話を踏まえ、そもそも震災報道をどのような角度、視点で分析していくのか、問題の枠組みを考える趣旨のシンポジウムでした。

3回目は、2017年1月の、3月ジャーナリズム化する震災報道です。これは、実際にわれわれの震災アーカイブ、罹災アーカイブを使って、幾つかの角度から分析し、その結果を発表しました。震災発生から5年分のデータを対象とし、5年間に於いてどのようなことがあったか、報道にはどのような傾向、特徴があったか明らかにするという、まさにアーカイブ分析といえる研究でした。

この研究にあたっては、公益財団法人放送文化基金の助成を受ける形で、平成26年度、27年度の2年にわたって助成金をいただき、それを使用しました。日本大学の研究所と、外部の研究所から3人の方を加えてチームをつくり進めました。これはアーカイブを使った時系列分析を本格的に行うことができた一つの事例といえます。

小林先生が先ほど言った、『ニュース空間の社会学』の話が一つ目、二つ目が、震災のアーカイブ映像分析だと思います。

柴田 米倉先生がアーカイブを使ったのは、これが初めてでしたか。

そのときに、このようになるともっとよかった、あるいは今、法律関連もあるので分からな

いところもありますが、何か気に掛かったことがあれば教えてください。これがもう少しこうなれば簡単になる、といったことがあればお願いします。

米倉 アーカイブを使って震災報道の分析では、過去5年分の映像を対象としました。当然、全ての映像を見るわけにはいかず、メタデータが非常に大きな手掛かりになります。

5年の間に震災関係、正確には震災、原発事故、津波という3つのキーワードでしたが、そのキーワードにヒットするデータを、ニュース番組だけではなくドキュメンタリーや情報番組などいろいろなものを対象としてメタデータを検索します。とにかく震災、原発事故、津波に関わるテレビの報道項目を検索しました。

その結果ヒットしたのが21万件だったと思います。膨大な件数です。5年間なので当然です。21万件のデータを対象とするので、全て見ることはできません。21万件のデータをいろいろな形で分析することになります。そこで使うメタデータは、極めて重要です。

そのときは、JCCに5年分のデータを、使いやすい形であらためていただく形にしました。これは前回も議論になりましたが、メタデータがワンストップで、ワンセットのデータになっていないと研究では利用しづらいです。

また、JCCのメタデータは自動生成ではなく、人間が映像を見ながら作っています。映像そのものというより、そこにテロップで地名、人名が映っているというような、ある一定のルールの中でデータ化されています。それ故のメリット、デメリットがあるので、それについても知識が必要です。

ですから、メタデータそのものについてもかなり多くの研究、ヒアリングをしました。これはどのような性質のメタデータなのかという研究も行いました。それは、今後も含めて非常に重要になるのではないかと感じました。

小林 SPIDERとの違いも考えました。

米倉 当然、同種の映像アーカイブサービスでも、メタデータの作り方、ルールが全く違うことがあるので、同等には扱えません。

柴田 そのメタデータをどのように構築したか確認しないと、システムが分からないということですか。

米倉 分かりません。研究利用するときも、特性が分かっている必要があります。

例えば『NHKスペシャル』1本であれば、メタデータとしては5、6件、あるいは7、8件分のデータとして記録されています。先ほど21万件と言いましたが、番組1本が1件ではなく、番組1本が6、7件、あるいはニュースであればもっと分割されています。そういった性質を含めて理解する必要があります。

柴田 それは取材先などに限らず、場面が転換した、あるいはストーリーの趣旨が変わったところで、人間が人為的にカウントするのですか。

米倉 はい。一定のルールの下でそうします。ただし1人で行うのではなく、何十人もの人で行うので、整合性の問題もあると思います。

小林 私は書いていませんが、新聞通信調査会からお金をもらって委託研究していたのが、2011年度の公募委託調査研究報告書です。この中で大井先生が代表となって、今は危機管理学部所属の宮脇先生と福田先生も加わって、佐幸先生も書いています。それと山本先生で報告書を書い

ています。

大震災、原発とメディアの役割という、新聞通信調査会でのプロジェクトです。

米倉 マスコミ学会でも、シンポジウム場で報告されました。

小林 はい。

柴田 笹田先生。大学院生への研究指導についての取り組みについてお話しください。

笹田 2018年に第1回を開催しました。2018年3月に刊行された『原発震災のテレビアーカイブ』という、小林直毅先生が編著の本で論文を書かれている西田善行先生に講師をお願いしました。テレビ番組アーカイブのメタデータとは何かという講義や、具体事例から映像分析手法の講義をしてもらいました。その上で、アーカイブの中から院生が自ら映像を抜き出し分析を行い、発表する。西田先生も交えて、院生同士で互いの分析手法、方法について議論をするという研究指導を始めました。

昨年度は、2回行いました。1回目は、西田先生をお願いしました。昨年までの震災原発報道の分析ということで、映像がどのように変化してきたかなど南相馬を中心に振り返りました。

2回目は、同じ本で論文を書かれていた加藤徹郎先生をお願いしました。ニュース分析は院生に、少し硬いと思われていたようでした。そこで加藤先生には、テレビドラマ、バラエティーにおける映像分析手法に関する講義を行ってもらいました。テレビコンテンツを“分析的”に批評するとはどういうことかという講義、そして実際にテレビドラマやバラエティーにおける映像分析の具体的事例を講義した上で、院生が映像分析を行い発表しました。このように、院生を含めた研究も行っています

柴田 西田先生、加藤先生とも、プロジェクトのアーカイブ映像や、それを検索して出すことは実際に行いましたか。

笹田 検索はしませんでした。私が、数年分の3月分のアーカイブを用意して、その中から番組を選ぶ形で進めました。データというよりも、実際の番組を一部見て比較する形です。これもやはり、アーカイブがあってこそです。映像を見ていると、本当に違います。南相馬などを中心に見ていましたが、最初は何もない原っぱでした。翌年のニュースでは草が多く生えていました。このように変化していく状況を見ることができます。

小林 西田先生と加藤先生は、米倉先生と一緒にいった放送文化基金のプロジェクトで一緒でした。JCCのシステムについても、使ったことはあると思います。

米倉 西田先生、加藤先生が大学院で使用する中で、使い勝手やインターフェース、先ほどのメタデータの問題、院生の反応など、笹田先生が気付いたことはありますか。

笹田 メタデータは使いませんでした。ただ、映像を抜く作業が、非常に細かい話ですが、1局につき1カ月半分入っているの、5年分見ようと思うとハードディスクの量が多くなります。これがクラウドに上がって学内でアクセスできるようになれば、使いやすいと思います。

本年度の予算で、ハードディスクに入っているものを順次、学生アルバイトを使ってGoogleドライブにアップしていくことにより、われわれの財産をGoogleドライブのまとめたと思っています。しかしコロナ禍で、アップ作業が止まってしまっています。

院生は、あまり過去の映像を見たことがないので、大きな変化を実際に見ることで勉強になっているようです。

小林 例えば、ドラマの間には速報が入ります。ですから、バラエティー、ドラマ、エンターテインメントを全て記録から外すと、そういった部分についても何も見えなくなってしまう。ニュース番組だけがニュースだと思い込んではいけないということは、大切だと思います。そうすると、丸ごと全てをバックアップする必要があります。

柴田 震災のときもそうでした。ドラマやバラエティー、スポーツ番組を放送中に入る字幕速報等がアーカイブとしては重要な情報にもなります。

小林 そうです。番組表が全くないので、余計にそれが混ざった状態です。そういった点で、震災の2022年3月11日以降のデータを全て持っているというのは、非常に大きな利点だと思います。

柴田 米倉先生のゼミ生の研究と、シンポジウムについてはいかがですか。

米倉 はい。震災アーカイブの研究のような、5年、10年を視野に入れた、長期間にわたる放送映像を対象とするのは、まさに番組アーカイブ研究のメインストリームだと思います。同時に、もう少し機動的なテーマ設定で行う際にも有用だと感じたのが、最近私が自分で行った研究です。

それは、このコロナの状況で、テレビ各局がコロナについてどのような報道をしたのかということ。時間量でいうと、主要なテレビ局の、主要なニュースのほぼ半分、もしくはそれ以上がコロナ関連になっています。そういった中で、しかしコロナ以外にも大事なことは多く起きています。その報道は今、どうなっているのかということテーマにして分析しました。

タイトル風に言うと、コロナ危機下において政治関連報道がどうなっていたのかというテーマでした。今年の2月から5月頃までを対象にしています。具体的には、ちょうど2月に桜を見る会の関連でもめており、国会で質疑がありました。その後3月には、財務省の文書改ざん問題に関して、亡くなった近畿理財局員の妻が国を提訴したということで、そこでもいろいろな報道が出ました。その二つの案件を中心として、NHK、民放各局がどのような報道をしたのか、このアーカイブを使って分析しました。報道量と、質的な分析の両方を行いました。

このような発想で行う場合、ある程度われわれは日頃ニュースを見ており、何となく予想を立てています。しかし、ある程度の時間がたってからでないとなかなか発想できません。そのときに、そこからさかのぼって2カ月、3カ月を対象に研究を行うことは、私的な録画の範囲では無理です。その意味で、非常に役立ちました。

具体的には、かなりのデータ量なので、ゼミ生たちと一緒にデータを収集し、分析した結果を、小一時間ほどのプレゼンテーションにまとめました。そのプレゼンテーションを、Zoomのオンラインシンポジウムという形で発表しました。そこに、日本テレビ『news zero』のプロデューサー、NHKの元社会部記者に来てもらいました。それと、私の授業の受講者である学生にも声を掛けて、50人ほど集まりました。そういった場でシンポジウムを行いました。

分析では、かなりはっきりした傾向が見出されました。NHKは政治関連報道が非常に限定的です。特にコロナの中では、桜を見る会などはほとんど報道されませんでした。民放、例えばTBSなどは、その中でもトップで扱っていました。このように、局による違いがかなりクリアになる結果になりました。

これを現場の人に見せると、現場の人たちも混乱していて、コロナのことで本当に精いっぱい、他局の報道など全く見ていないという中で、データとしてしっかり示されると非常に説得

力があり参考になると言っていました。

学生も、コロナのことにどうしても気を取られますが、その中でどのようなことが起きているのか、どのような報道が今なされているのかということについて客観的に捉えていくことを、自分たちの勉強としても、このようなやり方があると示すことができた、機動的な研究といえると思います。このような使い方があると分かりました。

(iii) アーカイブ素材使用、将来の利便性と教育

柴田 今、さまざまな例を挙げて頂きました。今後に向けて、何がどうなるとアーカイブ研究がもっと広がる可能性があるか。

先ほどメタデータの話で、ワンストップでできると非常に有意義だということでしたが、それができるところはやはり、お金を払ってきちんととっているところです。それが研究利用として許されるかということ、また面倒な権利等の問題があります。

小林 メタデータをとることに、問題はありません。

米倉 しかし、メタデータも著作権の対象になるという話があります。

小林 データベース著作権というのは、JCCが持ちます。テレビ局との関係はまた別になります。

柴田 どのようなことがあっても、やはり向こうがそれを使ってほしくないと言えば、裁判に応じる必要が出てきます。

小林 ただデータベースをつくることに関しては、データベース著作権は一般的に、「額に汗の論理」と言われて、労に対してきちんと報いる必要があるということです。データベースをつくることに対しての著作権が発生します。われわれは、JCCに頼んでデータベースをつくってもらい、メタデータを構成しています。それなりにどうしてもお金はかかります。

柴田 それが簡単に使えると、データとしての威力を非常に発揮するということですか。

小林 はい。新聞のデータベースをつくるということで、裁判になったことがあります。結果は、データベースをつくる権利が認められました。

米倉 メタデータの問題を含めて、研究利用でどのような課題があるか考える必要があります。どのようなことがありますか。

小林 問題は、今のところまだ人海戦術がベターなことでしょうか。

米倉 それはテクニカルな問題だと思いますが、まだできません。

小林 メタデータがないと、検索もできません。

米倉 少なくとも、われわれが日常的に見ているJCCのメタデータの場合、例えば映像そのものについての情報は非常に薄いです。テロップで地名を拾い、地名が出ているので、今は石巻の映像が映っているのだと想像するしかありません。しかし、それは仕方がないと思います。もちろん、メタデータがあれば何でもできるわけではありません。

笹田 2017年3月に行ったシンポジウム「3月ジャーナリズム化する震災テレビ報道」で、3.11の前後で震災関連のニュースが年々減っているという結果が報告されました。しかNHKの方からは、そのようなことはないという反論がありました。伝え方が変わっている。直接的に復興がどうなっているのかという話ではなく、もう少し広い形で震災関連の情報を取り上げている、キーワードでは、拾えないものが増えてきているのではないかと。実際には震災関連のニュー

スは、それほど減っていないという話をしていました。キーワードの選び方を同時に考えていかなければいけない問題だと、話を聞いて思いました。

米倉 そのときに少し問題になったのは、震災であれば震災というキーワードでメタデータを検索したときに、震災というキーワードで引っ掛かる中に、3月前後やそれ以外もそうですが、南海トラフや、今後起きるかもしれない震災など、そういったものが徐々に、東日本大震災からの時間の経過により増えてきています。

本当に東日本大震災の報道についてだけを対象にしたいときに、今のメタデータと検索方法では限界があるという問題もあります。

小林 私は、送る側の論理と見る側の論理があって、送る側としては減っていないつもりかもしれませんが、明らかに見ているわれわれには減っているようにしか見えないという点を考える必要があると思います。送る側・作り手側が減っていないと言っても、そうは受け取れません。

柴田 受け手・見る側がどのように受け取るかというのは、大事な話です。

米倉 アーカイブ利用の研究上の課題という点でいうと、メタデータの問題もいろいろあると思いますが、もう一つ、メタデータを頼りにして実際に研究する中では映像を見る必要が当然発生します。そうして映像分析をしたときに、論文やプレゼンテーション、発表などで、映像をどのように扱えるのか、どうすればいいのか悩みながら行っています。ここはどのように考えるべきでしょうか。

柴田 映像の一部を切り取って、論文上で発表していいかどうか、文字と写真で発表していいかということに関わります。

小林 私の経験では、出版社によります。面倒なので避ける場合は、手起こしで絵にしてほしいと言われることもあります。

小林 正当な話で戦うことはできると思いますが、裁判になると時間と費用が面倒だと考えていました。

米倉 著作権法上は、正当な引用ということでもいいですか。

小林 そのはずです。

米倉 例えば先ほど笹田先生の話にあったように、大学院の指導で、石巻の風景がどのように変わっていったのか、手描きでは訳が分からなくなるので、きちんと映像で見たいです。

笹田 百聞は一見に如かずのいい例です。

小林 どうしても、テレビ局の横暴さを感じます。

米倉 著作権法上、問題がないのであれば、われわれが出版社もきちんと説得しながら実績を積んでいき、必要があれば争うこともして、既成事実、実績をつくっていく以外にはないと思います。

小林 テレビの映像だけでなく、報道写真を使うことも難しいです。それがOK だと言ってくれる出版社があれば、面倒だから嫌だという出版社もあります。出版社が団体として対抗してくれると、われわれとしてはありがたいです。

編集者と話していると、出版社によっては、批判的でも肯定的でも、テレビ局と何かあると面倒だという感じです。だからできればやめてほしいということです。

米倉 フェアユース、著作権法上、正当な引用の範囲である場合も、研究で利用するわれわれがテ

レビに映っている映像、アーカイブに記録されている映像を、何でも好きなものを好きなように使っているか、私は分かりません。

例えば個人の肖像権の問題が関わってくるような、顔のアップなどの処理はどのように考えますか。

小林 それら全てを絡めて嫌がっています。交渉するのも面倒です。

米倉 自分たちの著作権だけを主張しているのではなく、肖像権などが絡んで二次的、三次的な問題が発生することが、テレビ局側も非常に面倒だということでしょうか。

小林 ただ、欧米のニュースやそれを扱った本などでは普通に出ています。日本は異常だと感じます。自主規制といいますか。あれほどモザイクだらけのニュース画面は他にありません。おかしいと感じます。

笹田 基本的に、われわれが使うときは営利目的ではないので、そこを出発点と考えると、もう少し融通をきかせてもらいたいという思いはあります。

柴田 学術使用です。もうけようとしているわけではありません。研究のために使用することについて、もう少し著作権法上、自由に使える状況になるといいと思います。

米倉 この後、教育の話もすると思いますが、研究関係の課題でいうと、やはりまだアーカイブを用いた研究の蓄積は、始まったばかりという状況です。方法論が確立されておらず、今までの、文字ベースのテキスト分析の方法論を、ある程度援用しながら行っています。ですから逆に、過度にメタデータに依存していたり、せっきくの映像アーカイブなのに、映像そのものをきちんと系統的に時系列で扱う方法論のようなものが、まだよく分からなかったりする部分が多くあります。

われわれだけで行うのは限界があります。同じように映像アーカイブを扱う研究が今、いろいろなところで始まっているので、そうしたところとの学术交流や研究交流を行いながら、いろいろな方法論を勉強していく必要があると思います。

柴田 私も最初、アーカイブと聞いたときに、映像をとっているのだから映像で分析しているのだろうと思ったのですが、そこにアクセスするためにはまず文字でアクセスする必要があります。そうすると、二度手間だと感じることもあります。

しかし逆に、文字を介さない検索方法はありますか。そういったことが今後の、AIも含めての課題です。例えば石巻といっても、石巻のある一つを撮った映像がどこでどの程度使われているか検索できるシステムも、未来ではあってもおかしくないと思います。

小林 スマートフォンで撮ったものに対して検索をかけることができますが、同じようなことは汎用性が出てくると思います。しかし問題は、撮りためていないとできないことです。ないものに対して検索はできません。そうするとわれわれは、とにかく資産を蓄える必要があります。それほど長くかからずに、検索はできるようになるかもしれませんが、そのときに資産が存在しないと、使いものになりません。

記録を取り始めて途中で切れた場合、それは記録ではなくなってしまいます。ですから、とりためながら試行錯誤する必要があります。

米倉 映像検索に関しては、実際にいろいろな技術が出てきています。ですから、テキスト、メタデータに頼らず、映像そのもので検索していく方法は、いずれ実用化されると思います。それ

らも含めて、アーカイブの映像を分析する、研究するとはどういうことなのかという方法論の研究も、併せて行います。

柴田 NHKの映像アーカイブ研究のトライアルの状況は、何かお聞きになってますか。

米倉 聞いています。スタートしてから今年で10年になります。すでに実績も出ていて、多くの研究者が利用して、多くの論文が生産されているのは事実です。しかし10年もやっていて、まだずっとトライアルと付いています。それはNHKの中でも具合が悪いと考えられています。しかし、トライアルではなく、本当にゲートをオープンにするととなると問題があります。トライアルと言っているから著作権の問題などをある程度グレーのままできたところが、完全にオープンするとあらためていろいろなことを整理する必要があり、彼らとしてもいろいろ悩んできたと聞いています。

その辺りを一度せき止めて、今後どうするのか、ずっとトライアルと言いつけるのかも含め、検討していると思います。

柴田 トライアルだからできた部分があるというのは、やはり本当の部分になると、著作権の壁がまだ厚いというのは、皆思っているところです。

小林 民放連として、何か取り組もうという気はありませんか。

笹田 私が(民放連に)いた頃、国立国会図書館がテレビ・ラジオ番組を全て録画・録音して保存する「放送アーカイブ」構想が議論になりましたが、キー局も、業界全体としても消極的でした。

米倉 民放が消極的な理由は、一義的に面倒だからですか。著作権処理に時間もお金もかかりません。

笹田 テレビ番組は、著作権のモザイクとも言われています。権利処理に、労力が非常にかかります。NHKもアーカイブを作るのに、著作権処理で苦勞していたと聞きました。その意味では、その辺りが大きなネックです。

著作権法自体をうまく現代に合わせていくことができるのか、できないのか。インターネットでもいろいろな問題が出てきています。権利者を守るための新しい方策を誰かが考えてくれるといいのですが。

米倉 今年出た本ですが、日本テレビの『NNNドキュメント』について、東京大学の丹羽先生のプロジェクトで、『NNNドキュメント』は約2500本と非常に数が多く、それを丹羽先生のところまで全て見て研究しています。それはいいことだと思いますが、部外者からすると、なぜそうやって独占してしまうのかという疑問があります。

日本テレビは、なぜ特定のところにだけそのようにオープンにするのか、著作権の問題はどうなっているのかということも含めて、放送番組はある種の公共財だという観点からすると、疑問もあります。私も当然『NNNドキュメント』を研究したいですし(笑)。それらも含めて、本当にどうにかならないのかと思います。

柴田 放送番組は、流したときには1人でも多くの人に見てほしいと思っています。しかしその後、研究しようと思ったとき、見るのはいいけれども、それをためて研究対象にしようと、あるいは論文に載せようとする、さまざまな問題があります。

小林 この2、3年の間に、ことごとくYouTubeからプロテクトされて消えています。非常に古い

番組などが、著作権上問題があったのかもしれませんが、どこにもアクセスできなくなっています。コネクションがない限り、それを見ることはできませんでした。特定のコネクションを持っている人には貸してくれることもありました。

YouTubeが出たときに、言い方は悪いかもしれませんが、頑張ってアップしてくれた方がいます。それが今、全て消えていっています。結局YouTube等も含めて見られなくなると、何があったかさえわれわれ一般人では知ることのできない状態になってしまいます。

ある程度年数がたてば、データを公開してもらってもいいと思います。

柴田 これはいわゆる、定額配信の番組をウェブで見られるというシステムがあるから、そちらで見たいということになるのでしょうか。

小林 そうだと思います。

米倉 しかしそれは、過去にわたってという話ではありません。過去にわたって見ることができるのであれば、お金を払ってもいいと思いますが。お金が必要であれば払うこともやぶさかではありません。しかし、過去のものは見ることはできません。

笹田 テレビ局自体も持っていないものが多いようです。

米倉 教育利用という点ではどうでしょう。

柴田 大学院と学部の学生もそうですが、アーカイブをどのように見せればいいのかということでしょうか。

笹田 サブゼミで月に1回程度、ドキュメンタリーを見せています。ドキュメンタリーは50分程度のものが多いので、視聴後、感想ではなく、番組を見て考えたことを800字でまとめて提出する授業をしています。サブゼミは3年生、4年生の合同授業ですので、30人近くいるのですが、それを二つのグループに分けて、自分のグループの学生が書いたものを全て読み、それぞれに対してコメントを書くということをやっています。同じ番組を見ているけれどもいろいろな視点がある、どこに注目しているのか、あの人はこれに関連してこのようなことも知っているのだということを自分で発見してもらうために行っています。私が録画した番組を見せていますので、著作権上問題はないはずですが、すでに放送された良い番組も見せたい。

米倉 今、コロナの中でオンライン授業になっています。これはどこまでいいのか分かりませんが、私的に録画したものを教室で流すのはOKとなったときに、民生用の録画機、ブルーレイなどでとるとなると、mp4などではありません。これをオンライン授業で流す方法はありますか。

小林 一つの方法は、図書館で資産として持ってもらうことです。それをそのまま授業で使うのではなく、図書館で閲覧可能とします。視聴覚教室を図書館に用意して、そこで閲覧可能とするのであれば利用できるかもしれません。

柴田 皆で見ますか。1人ですか。

笹田 複数のモニターを設置して、それぞれでみるのでしょうか。

小林 それであれば可能かもしれません。

米倉 それは教育利用になりますか。

小林 授業で扱って、次はこれを見てから来てくださいというのであれば可能かもしれません。ビデオなどは、貸与権として包括的に払っています。しかしテレビ番組の場合、貸与権にはなり

ません。その場で見ることになると、図書館で見ておいてくださいとしか言えません。

米倉 やはり現時点では、教育利用のハードルは高いと感じます。

ただし、先ほど私が言ったコロナ報道について、ゼミ生と一緒に研究で使うとき、あるいは笹田先生が先ほど触れたように、大学院での研究指導で使うとき、つまり研究と教育が必ずしも分けられるわけではなく、研究と教育が一体的に展開されることは、現場ではあり得ます。

そのときに、これは教育だと厳密に運用するのか、それともこれは研究の範囲だと考えればいいのか、そこも今後に向けての課題だと思います。

小林 日本では違いますが、欧米の大学教育は、未公開、未公表の、今やっていることを話すことを課している所が多いです。映像を分析したものをそのまま話します。そのときに見ないで話すことはできません。

大学、高等教育機関の場合、研究と教育が一体化している部分があったときに、それをどうするかという問題はあると思います。決まりきったことをただ話せばいいだけであれば必要ありませんが、今やっていることを話すとなると、そこはどうしても関わってきます。それがない限り、研究も教育も進みません。現状の仕組みの中では厳しいです。

米倉 われわれだけでなく、どこも研究と教育は、予算執行上も制度上も完全に切り分ける形で行われているのですか。

小林 日本の大学はどうなっているのか、よく分かりません。フランスなどでは、授業の内容を、学生が外で話してはいけません。教員が話すことは未公開なので、それが外に漏れると、誰かがそれをまねすることがあります。その場合、先にそちらで公開されてしまいます。ですから学生は外で、授業の内容について話せません。授業の内容をアップすることもあり得ません。大学によっても違いますが、フランスではそうしているところが多いような話を聞いています。

柴田 民生用の録画機で、自分で録画することしか考えていないので、録画機で複数の人が複数のものを収録することは考えられていません。

米倉 つまり言い方を変えると、法律が、かつてのスタンドアローンのビデオ録画機を前提とした立て付けになっていて、今、このようなアーカイブ型のサービスが、官公庁や一般企業も含めて非常に広く使われる状況になっているときに、依然として私的録画という言葉を使い続けること自体が、無理が生じてきています。その点が一つの問題だと思います。

柴田 それと著作権はやはり、個々別々で訴えられている部分があるので、それを予測して行うのは難しいです。こちらが予測していないところで訴えられることもあります。

小林 正直に言うと、私の知る範囲では、好き嫌いで訴えています。

米倉 そのように属人的な部分はあります。

柴田 先ほど米倉先生も仰ったように、今の著作権法は、周囲がかなり進んでいる中で、個人でとるものであればいいというのは、社会状況に合っているのかというのは、結論の一つです。これは広げてもらわないと、われわれも研究等に便利に使えるようにはなりづらいということですか。

小林 英米法体系と大陸法等があります。アメリカやイギリスでのアーカイブの在り方と、日本の著作権はベルヌ条約をそのまま焼き直したような条文で、大陸法の枠組みです。フランスなど

ではきちんと映像アーカイブが構成されています。ではなぜ日本では駄目なのでしょう。

アメリカやイギリスのような、英米法の枠組みと違うというのであれば、フランスでも行われています。日本でできないのはなぜでしょう。放送制度にもいろいろな違いがありますが、それは別とします。

基本的に、著作権法の目的、規定、文化の発展と普及に鑑みると、と思います。

柴田 もう少し情勢に合うようにやってほしい。それが研究利用、教育利用にも役に立つことになるという方向の結論ですね。

米倉 そうですね。

柴田 先生方、ありがとうございました。

注一覧

(1) JCC

JCC 株式会社。テレビ放送における「ニュース・報道・情報番組」「在京キー局の全CM」のメタデータを24時間体制で制作し、配信する会社、映像アーカイブシステム等ハードウェアの他情報サービス、広告価値測定システム、スマホタブレットポータル企画・構築・運営が事業内容。本社東京都台東区

(2) 大井眞二元教授、小川浩一元教授、山本賢二元教授。3人とも既に専任退職。

(3) SPIDER

株式会社 PTP が開発した全チャンネル録画機能搭載のレコーダー。2007年から業務用製品として販売されている製品。

(4) 「ニュース空間の社会学」

「ニュース空間の社会学」不安と危機をめぐる現代メディア論

伊藤 守 編 岡井 崇之 編 出版年月日 2015/02/20 世界思想社

モバイルメディアの発達により遍在化・断片化するニュースが、様々な「危機」を伝えるたびに、漠然とした「不安」を抱く。世界的な経済危機や3.11を経て、今、メディアと私たちの関係はどうなっているのか、多様な視点から明らかに。

(5) ヤシマ計画（ヤシマ作戦）

インターネット上で流行している非公式の節電キャンペーンのこと。Twitter 上で節電を呼びかける人々の間で「ヤシマ作戦」と名付けられ、その名はブログや SNS などに広まっていった。作戦の具体的な内容は、コンセントを抜くなどの旧来の節電方法のほか、火力や電力を節約した料理方法である「エコレシピ」の情報交換や、計画停電中の保温や光源の確保などについてのノウハウの伝達などである。これらの情報も、Twitter やブログ、SNS を通じて交換されている。

2011年3月11日に起こった東日本大震災では発電所も被害に遭い、発電能力が低下した。切迫する電力需要に対して、個人の立場から貢献できないかという意図から自然発生した取り組みが、「ヤシマ作戦」と名付けられた節電キャンペーンである。命名は人気アニメ「新世紀エヴァンゲリオン」(1995年)に由来する。(佐橋慶信 ライター／2011年) コトバンク)

(6) ベルヌ条約

ベルヌ条約 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約。小説、音楽または美術などの著作権保護に関する基本条約で、1886年にスイス・ベルヌで作成、1887年発効。日本は1899年に加入している。

著作権保護について無方式主義（著作権や著作隣接権は、著作物を創作したり実演したりすることによって自動的に発生するとし、権利の発生に登録などの手続を必要としない考え方）を定めるほか、著作者人格権や、著作権の保護期間を著作者の死後50年とすることなどを定めている。

創設以来、現在のパリ改正条約（1971年）に至るまでほぼ20年おきに改正されている。

五輪開催期間におけるニュース番組の開催国報道 —リオ五輪を事例として—

中 正 樹*

日 吉 昭 彦**

小 林 直 美***

1 研究の目的

日本のニュース番組が報道する「外国」について考えたとき、まず思い浮かぶのはアメリカである。それに次ぐのが、中国、韓国、そして北朝鮮といった隣国であろうか。いずれも日本にとって重要な意味を持つ国家であり、ニュース番組がそれらの国々に焦点を絞るのはいわば当然のことである。しかしながら、四年に一度、短期間ではあるものの、それらの国々を報道量の点で凌駕する「外国」が現れる。それは、五輪の開催国である。

M・リアルは、五輪報道が出場国の「国際的な認知」の形成において重要な役割を果たしていると述べている。それは、私たちの「外国」に対するイメージや国家間の関係を認識するためのフレームの形成、そしてその修正に対して影響力を持つ (Real 1989)。とりわけ、その「外国」が開催国であったとき、五輪報道はそうした影響力を最大限に発揮すると考えられる。加えて、開催国とそれを報道する国との間に存在する歴史的・政治的・経済的・文化的関係が、その影響力の程度に寄与するだろう。

このように仮定したとき、五輪報道に加えて五輪「以外」の報道への関心が生じる。五輪の開催期間、ニュース番組が開催国の報道にあたり五輪を中心とすることは自明として、「外国」としての開催国に対する関心は、五輪「以外」の報道としてどのように現れる／現れないのだろうか。この疑問に対して、ロンドン五輪の開催期間におけるニュース報道を分析した中ほか (2015) では、北京五輪を対象とした同様の研究 (中 2009) との比較から、開催国に対する関心はそれを報道するニュース番組が所属する国家とのこれまでの関係に依拠しており、五輪の開催によって画一的に変化するものではないとの考察を示している。この考察は二つの五輪の開催期間を対象とした分析から導き出されたものであるが、一般性を持たせるには事例が若干不足しているようにも見受けられる。

以上のような問題意識のもと、本研究ではリオ五輪の開催期間に日本のキー局の代表的なニュース番組が提供したすべてのニュースを対象として量的な分析を実施した。そして、報道量の観点から五輪開催期間におけるニュースの報道傾向を明らかにした上で、開催国であるブラジルがどのよ

*なか まさき 日本大学法学部新聞学科 准教授

**ひよし あきひこ 文教大学情報学部メディア表現学科 准教授

***こばやし なおみ 愛知工科大学工学部基礎教育 准教授

うに報道されたのかに焦点を絞って考察した。

2 研究の背景

2.1 リオ五輪

リオ五輪は、2016年8月5日から8月21日までの期間、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロを会場として開催された第31回夏季五輪である。同五輪は、南米大陸で最初の夏季五輪となった。参加国と地域は、史上最多となる205カ国であった。また、難民選手団が参加したことも話題となった (IOC 2017)。競技種目数は28競技306種目、参加選手数は11,238名で、そのいずれもが史上最多であった。

南米大陸での五輪の開催は、五輪文化に空間的な多様性があることを示した。また、出場した国や地域、選手の多様性が重なり合ったリオ五輪は、世界規模で広がりを見せつつある文化的な理念、「ダイバーシティ」の発揚の場ともなった。ちなみに、同五輪の大会スローガンは「A New World」であり、「境界を取り除き、他者を尊重し、一体化を進めるという理念」(『毎日新聞』2016.8.6朝刊)が込められていた。それはまさにダイバーシティの実現を目指すスローガンであった。こうした五輪に対するブラジルの姿勢は、五輪を国威発揚のメディア・イベントととらえた中国の「ナショナル」重視の姿勢とも、また、「Inspire a Generation」のスローガンで世代を超えて受け継がれる「文化」に訴えたイギリスの姿勢とも異なるものであった。

2.2 日本とブラジル

五輪開催国であるブラジルは、その距離にもかかわらず、日本と縁が深い。その理由の一つとして、日本からブラジルへの集団移民という歴史的事実がある。1908年に始まった集団移民は、1950年代に日本政府による支援が終わるまで続いた。ブラジルには、サンパウロを中心として海外で最大の日系人社会が存在する。また、日本では1990年代に出入国管理及び難民認定法が改正され、就労活動に制限のない定住者資格が日系人向けに創設された。その結果、日本へ出稼ぎに来る日系ブラジル人が増加し、2018年の時点でその数は201,865人に達している。その数は、在留外国人数として全体の5位を占めるに至っている (法務省入国管理局 2020)。両国の距離を考えれば、その数は際立っている⁽¹⁾。

以上のような歴史的な経緯を反映してか、日本人のブラジルに対する印象は好意的である。例えば、ブラジルで2014年に開催されたFIFAワールドカップ前にPew Research Centerが実施した世界各国の人々に対する調査では、日本人で同国を「好き」と答えた人は65%と高い割合を示した (Pew Research Center 2014)。

2.3 五輪とメディアに関する先行研究

メディア研究の分野で五輪に焦点が当てられるようになったのは、1980年代以降のことである。やがて、それはテレビ視聴を通じて国民意識に大きな影響を与えるメディア・イベントとして注目を集めるようになった (Dayan and Katz 1992=1996)。同様の見解は、E・ローテンビューラー (1988) やM・リアル (1989) にもみられる。また、ステレオタイプ形成 (Duncan and Messener 1998、上瀬 2007など) や偏向報道 (Tuggle, Huffman and Rosengard 2002など)、オーディエン

ス・リサーチ（高木ほか 1991、村田ほか 1993、Roche 2000、向田ほか 2001、小玉ほか 2009、上瀬ほか 2010など）の観点から、五輪はメディア研究の対象になってきた。

五輪報道のオーディエンス・リサーチに関する研究からは、五輪による外国イメージ変化には、メディア情報の内容が関係していることが推察されている。しかし「実際に外国・外国人に関するどのような情報が、どの程度報道されているか、メディア情報そのものについてはほとんど調査が行われていないのが現状」（上瀬 2007: 84）であった。

日本のニュース番組における五輪報道に含まれる外国関連情報についての研究は、2000年代以降に活性化した。その嚆矢となるのが上瀬（2007）であり、2004年に開催されたアテネ五輪を対象として、開催期間およびその前に外国や外国人に関する情報がニュース番組でどのように報道されたのかを量的に分析している。同様の枠組みの研究としては、2006年に開催されたトリノ五輪を対象とした研究（横山 2007）や2008年に開催された北京五輪を対象とした研究（中 2009）、そして2012年に開催されたロンドン五輪を対象とした研究（中ほか 2015）などがある。

以上のような先行研究を踏まえつつ、本研究では五輪の開催期間におけるニュース番組が提供したニュースの報道傾向について、そして「外国」としての開催国をどのように報道したのかについて、報道量の観点から実証的に明らかにしていく。

3 研究の方法

3.1 調査対象番組

本研究では、日本のキー局（NHK、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日）が提供する代表的なニュース番組が、五輪の開催期間（およびその前後4日間）に報道したすべてのニュースをデータとして取り扱う。その際、調査対象となったニュース番組は、NHKの『NHK ニュース7』⁽²⁾、日本テレビの『NEWS ZERO』、TBSの『NEWS23』、フジテレビの『ユアタイム あなたの時間』、そしてテレビ朝日の『報道ステーション』の5番組である。以後、原則としてそれらの番組は、表1で示した略称で記述する。

表1 調査対象番組

番組名	略称	放送時間帯	時間
NHK ニュース7	ニュース7	月曜～日曜	19:00～ 30分
NEWS ZERO	ZERO	月曜～木曜	23:00～ 59分
		金曜	23:30～ 60分
NEWS23	23	月曜～木曜	23:00～ 70分
		金曜	23:30～ 45分
ユアタイム あなたの時間	ユアタイム	月曜～木曜	23:30～ 55分
		金曜	23:58～ 57分
報道ステーション	報ステ	月曜～金曜	21:54～ 76分

3.2 分析方法

各番組で提供されたすべてのニュースを、表2で示した分析項目でコーディングした（「ニュースの発生地」および「ニュースの分野」のコードはそれぞれ表3、表4を参照）。その際、「ニュースの発生地」はさらに「ニュースの発生地①」（主たる発生地）、「ニュースの発生地②」（「ニュースの発生地①」に次いでかわりのある発生地）に分けてコーディングした。なお、本研究における分

析単位は「ニュース本数」および「ニュース時間」である。⁽³⁾また、以後図表においてニュース時間を扱うとき、その単位は「秒」とする。

表2 分析項目

項目分類	コーディング項目
基本項目	日付
	放送局コード
	分/秒
	ニュース時間
映像項目	タイトルテロップ/サブタイトルテロップ
	映像内容
内容項目	ニュースの発生地
	ニュースの分野
	開催国に関する言及・発言

表3 ニュースの発生地

コード	関係地域
1 自国	日本
2 開催国	ブラジル
3 アジア	日本, 中東, ロシアを除くアジア諸国と地域
4 北米	米国, カナダ
5 中東	アラブ諸国
6 欧州	ヨーロッパ, ロシアを含む
7 中南米	メキシコ以南の米大陸
8 アフリカ	アフリカ大陸
9 大洋州	オーストラリア, ニューージーランド等
10 その他	北極, 南極, 領海に属さない洋上・海底, 宇宙空間, 国際(世界)等

表4 ニュースの分野

コード	関係分野
100 政治	政策, 選挙, 外交, 議会, 国際機関, その他政治
200 経済	景気・失業, 金融市場, 貿易, 消費, 流通, 労働, 税金, その他経済
300 社会	犯罪, 事件・事故, イベント(人為的), 災害, 社会現象, 裁判, 教育, デモ, その他社会
400 軍事	紛争・戦争(テロリズム含む), 兵器, 軍事基地, 自衛隊, 安全保障, その他軍事
500 環境	環境汚染・破壊, 環境保護, 環境運動, その他環境
600 運輸/通信	航空, 船舶, 自動車, 鉄道, その他運輸, 通信技術, 通信サービス, 放送サービス, その他運輸・通信(放送含む)
700 科学/技術/文化/芸術	新技術, 宇宙, 医療, 発見・発明, その他科学・技術, 音楽, 映画, 演劇, その他文化・芸術
800 歳時/気候	暦・祭・年中行事, 気候(季節), 天気予報, その他歳事・気候
900 スポーツ	五輪競技, その他スポーツ

4 ニュースの報道傾向

本節では、日本のキー局の代表的なニュース番組が提供したすべてのニュースを量的に分析した結果をもとに、報道量の観点からニュースの報道傾向を分析する。⁽⁴⁾分析対象となったニュース本数は合計1,605本、各番組平均は321本であった。またニュース時間は合計244,023秒（67時間47分3秒）で、各番組平均は計48,805秒（13時間33分25秒）であった。

4.1 全体の報道量

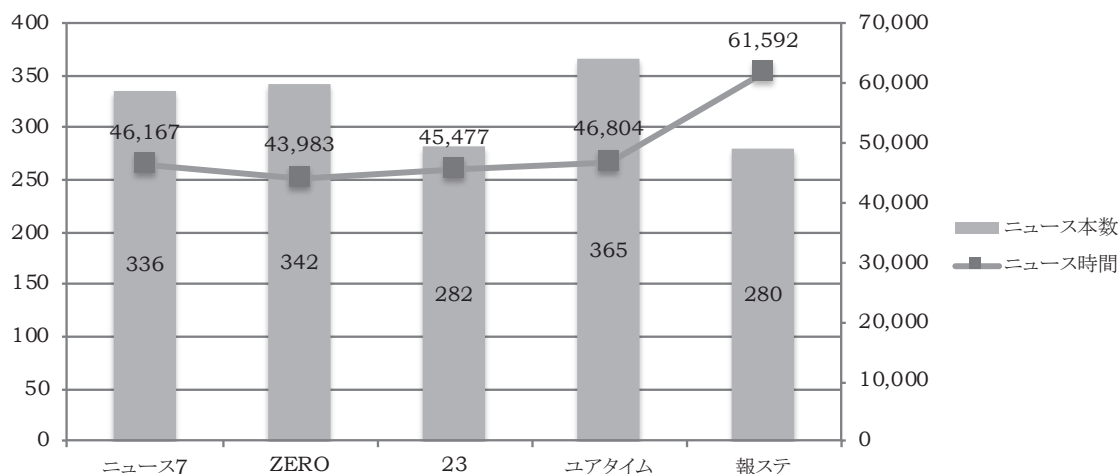


図1 各番組の報道量

分析対象となったニュースの本数と時間を集計し、番組別に示したものが図1である。各番組を比較すると、『報ステ』を除いてニュース時間が横並びの傾向を示した一方で、ニュース本数には違いが見られる。特徴的な報道傾向を示したのは『ユアタイム』と『報ステ』である。前者は短めのニュースを数多く報道し（平均ニュース時間は128.2秒）、後者は数を絞って長めのニュースを報道していた（平均ニュース時間は220.0秒）。

4.2 ニュースの発生地

表5 ニュースの発生地①（ニュース本数）

番組名	1 自国	2 開催国	3 アジア	4 北米	5 中東	6 欧州	7 中南米	8 アフリカ	9 大洋州	10 その他	合計
ニュース7	209	108	11	3	0	3	1	1	0	0	336
ZERO	216	97	14	4	2	7	0	1	1	0	342
23	177	77	8	11	3	5	0	1	0	0	282
ユアタイム	236	74	22	18	2	11	0	2	0	0	365
報ステ	160	80	10	16	3	9	1	1	0	0	280
合計	998	436	65	52	10	35	2	6	1	0	1,605
割合	62.2%	27.2%	4.0%	3.2%	0.6%	2.2%	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	100.0%

表6 ニュースの発生地①（ニュース時間）

番組名	1 自国	2 開催国	3 アジア	4 北米	5 中東	6 欧州	7 中南米	8 アフリカ	9 大洋州	10 その他	合計
ニュース7	30,023	14,053	1,330	292	0	386	33	50	0	0	46,167
ZERO	24,068	18,461	626	382	66	302	0	35	43	0	43,983
23	29,298	13,007	1,411	455	314	653	0	339	0	0	45,477
ユアタイム	27,306	14,292	909	1,576	43	1,711	0	967	0	0	46,804
報ステ	36,200	19,070	1,050	2,093	503	2,419	119	138	0	0	61,592
合計	146,895	78,883	5,326	4,798	926	5,471	152	1,529	43	0	244,023
割合	60.2%	32.3%	2.2%	2.0%	0.4%	2.2%	0.1%	0.6%	0.0%	0.0%	100.0%

表5は、ニュースの主たる発生地である「ニュースの発生地①」について、番組別のニュース本数の合計と全体に占める割合を示したものである。全体の傾向として、もっとも多くカウントされたのは「1 自国」で合計998本、全体の62.2%を占めた。それに次ぐのが「2 開催国」で合計436本、全体の27.2%を占めた。両者を合算すると89.3%で、ニュースの9割弱が日本またはブラジルを主たる発生地としたニュースであった。

表6は、「ニュースの発生地①」について番組別のニュース時間の合計と全体に占める割合を示したものである。全体の傾向は、ニュース本数とほぼ同様である。もっとも多くカウントされたのは「1 自国」で合計146,895秒（40時間48分15秒）、全体の60.2%を占めた。それに次ぐのが「2 開催国」で合計78,883秒（21時間54分43秒）、全体の32.3%を占めた。両者を合算すると92.5%で、ニュースの9割以上が日本またはブラジルを主たる発生地としたニュースであった。

4.3 ニュースの分野

表7 ニュースの分野（ニュース本数）

番組名	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計
ニュース7	29	4	71	15	1	2	1	48	165	336
ZERO	22	14	117	7	0	3	14	24	141	342
23	29	8	99	9	0	0	0	9	128	282
ユアタイム	17	4	101	8	0	0	61	26	148	365
報ステ	33	6	81	12	0	0	3	31	114	280
合計	130	36	469	51	1	5	79	138	696	1,605
割合	8.1%	2.2%	29.2%	3.2%	0.1%	0.3%	4.9%	8.6%	43.4%	100.0%

表8 ニュースの分野（ニュース時間）

番組名	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計
ニュース7	4,686	350	11,060	2,470	225	178	37	8,885	18,276	46,167
ZERO	2,046	162	13,020	256	0	103	1,348	2,991	24,057	43,983
23	8,307	617	16,678	974	0	0	0	1,022	17,879	45,477
ユアタイム	3,636	97	10,139	1,317	0	0	3,390	2,360	25,865	46,804
報ステ	11,048	260	11,598	2,227	0	0	299	6,830	29,330	61,592
合計	29,723	1,486	62,495	7,244	225	281	5,074	22,088	115,407	244,023
割合	12.2%	0.6%	25.6%	3.0%	0.1%	0.1%	2.1%	9.1%	47.3%	100.0%

表7は、「ニュースの分野」について番組別のニュース本数の合計と全体に占める割合を示したものである。全体の傾向として、もっとも多くカウントされたのは「900 スポーツ」で合計696本、全体の43.4%を占めた。それに次ぐのが「300 社会」で合計469本、全体の29.2%を占めた。それ以外の分野はすべて10%以下であった。

なお、「900 スポーツ」とカウントされた合計696本のうち、リオ五輪関係は503本で「900 スポーツ」の67.0%を占めた。リオ五輪関係以外では野球のニュース、具体的には甲子園、プロ野球、MLBのニュースが大半を占めた。

図表8は、「ニュースの分野」について番組別のニュース時間の合計と全体に占める割合を示したものである。全体の傾向は、ニュース本数とほぼ同様である。もっとも多くカウントされたのは「900 スポーツ」で合計115,407秒（32時間3分27秒）、全体の47.3%を占めた。それに次ぐのが「300 社会」で合計62,495秒（17時間21分35秒）、全体の25.6%を占めた。また、「100 政治」が合計29,723秒（8時間15分23秒）で全体の12.2%を占めた。それ以外の分野はすべて10%以下であった。

なお、「900 スポーツ」とカウントされた合計115,407秒（32時間3分27秒）のうち、リオ五輪関係は93,159秒（25時間52分39秒）で「900 スポーツ」の80.7%を占めた。ニュース本数と比較して、ニュース時間の方が大きな割合を占めていることがわかる。リオ五輪関係以外では、野球のニュース、具体的には甲子園、プロ野球、MLBのニュースが大半を占めた。

5 ニュース報道におけるブラジル

本節では、前節の分析の結果として得られたデータをもとに、報道量の観点から五輪の開催国であるブラジルに関するニュースの報道傾向を考察する。

5.1 ブラジルを主たる発生地とするニュースの分野

前節で述べたように、リオ五輪の開催期間に主たる発生地として「2 開催国」としてカウントされたニュースは、ニュース本数では合計436本で全体の27.2%を占め、「1 自国」に次いで2番目であった。また、ニュース時間では合計78,883秒（21時間54分43秒）で全体の32.3%を占め、ニュース本数同様に「1 自国」に次いで2番目であった。

以上のように、ブラジルを主たる発生地とするニュースは、日本を主たる発生地とするニュースに次ぐ報道量を示した。それでは、そのニュースはどのような分野のニュースだったのだろうか。

表9 ニュースの発生地①×ニュースの分野（ニュース本数）

発生地	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計	割合
1 自国	106	29	386	26	1	4	73	138	235	998	62.2%
2 開催国	1	0	21	0	0	0	0	0	414	436	27.2%
3 アジア	13	1	28	19	0	0	1	0	3	65	4.0%
4 北米	6	4	11	0	0	0	3	0	28	52	3.2%
5 中東	0	0	5	5	0	0	0	0	0	10	0.6%
6 欧州	3	1	14	0	0	1	2	0	14	35	2.2%
7 中南米	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0.1%
8 アフリカ	0	1	3	1	0	0	0	0	1	6	0.4%
9 大洋州	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.1%
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	130	36	469	51	1	5	79	138	696	1,605	100.0%
割合	8.1%	2.2%	29.2%	3.2%	0.1%	0.3%	4.9%	8.6%	43.4%	100.0%	

表10 ニュースの発生地①×ニュースの分野（ニュース時間）

発生地	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計	割合
1 自国	27,361	933	55,347	4,193	225	235	4,438	22,088	32,075	146,895	60.2%
2 開催国	24	0	2,213	0	0	0	0	0	76,646	78,883	32.3%
3 アジア	1,167	23	1,508	2,375	0	0	20	0	233	5,326	2.2%
4 北米	326	168	613	0	0	0	517	0	3,174	4,798	2.0%
5 中東	0	0	300	626	0	0	0	0	0	926	0.4%
6 欧州	726	23	1,780	0	0	46	99	0	2,797	5,471	2.2%
7 中南米	119	0	33	0	0	0	0	0	0	152	0.1%
8 アフリカ	0	339	701	50	0	0	0	0	439	1,529	0.6%
9 大洋州	0	0	0	0	0	0	0	0	43	43	0.0%
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	29,723	1,486	62,495	7,244	225	281	5,074	22,088	115,407	244,023	100.0%
割合	12.2%	0.6%	25.6%	3.0%	0.1%	0.1%	2.1%	9.1%	47.3%	100.0%	

表9は、ニュースの主たる発生地である「ニュースの発生地①」と「ニュースの分野」を、ニュース本数を単位としてクロス集計したものである。そのうち、発生地が「2 開催国」のニュースは合計436本であった。そして、その「ニュースの分野」は、多い順に「900 スポーツ」、「300 社会」、「100 政治」の3分野のみであった。

もっとも多かった「900 スポーツ」に分類されるニュースの本数は414本で、発生地が「2 開催国」のニュースの95.0%を占めた。それらの内訳を確認したところ、そのすべてがリオ五輪関係のニュースであった。「900 スポーツ」に次いでニュース本数が多かった「300 社会」に分類される

ニュースは21本、全体の4.8%であった。また、「100 政治」に分類されるニュースはわずか1本、全体の0.2%に過ぎなかった。

表10は、「ニュースの発生地①」と「ニュースの分野」を、ニュース時間を単位としてクロス集計したものである。全体の傾向は、ニュース本数とほぼ同様である。発生地が「2 開催国」のニュースは合計78,883秒（21時間54分43秒）であった。そして、その「ニュースの分野」は、多い順に「900 スポーツ」、「300 社会」、「100 政治」の3分野のみであった。

もっとも多かった「900 スポーツ」に分類されるニュース時間は76,646秒（21時間17分26秒）で、発生地が「2 開催国」のニュースの97.2%を占めた。それらの内訳を確認したところ、そのすべてがリオ五輪関係のニュースであった。

「900 スポーツ」に次いでニュース本数が多かった「300 社会」に分類されるニュースは2,213秒、全体の2.8%であった。また、「100 政治」に分類されるニュースはわずか24秒、全体の0.03%に過ぎなかった。

以上のように、ブラジルを主たる発生地とするニュースは、そのほとんどがリオ五輪関係のニュースであった。しかしながら、同国を発生地とするニュースとしては占める割合は少ないながら、「300 社会」に分類されるニュースの報道量は、ほかのニュース発生地と比較すればもっとも多い。そのことは、五輪開催期間に日本のニュース番組が、ブラジルに対して「900 スポーツ」、すなわち五輪以外の分野に対してニュース価値を高めたことを意味するのだろうか。

表11 ブラジルを主たる発生地とする「300 社会」に分類されたニュースの内訳

No	日付	番組名	タイトルテロップ	サブタイトルテロップ
1	8月1日	ZERO	治安は？カメラ前で逮捕劇 リオ五輪開幕まで4日...暴行も	開幕直前リオ...軍が“厳戒”／警察密着 ひったくり8万件
2	8月1日	報ステ	開幕直前のリオで大規模デモ	開幕直前に続くトラブル／選手村で盗難被害も...
3	8月2日	報ステ	聖火が“狙われる”理由(ワケ)	聖火リレーが各地で妨害...／不況で強まる五輪反対の声
4	8月4日	23	リオ五輪/5日開幕	(1)地上40メートルの「空中バー」／ビーチを眼下に五輪観戦 (2)リオ五輪 開幕直前も問題山積／聖火リレー妨害に到着遅れも... (3)リオ五輪会場で“水質汚染”も／ごみや下水が...漁もできず (4)五輪会場で“深刻”水質汚染／抗菌ユニフォーム、うがい薬も (5)問題山積も「なんとかなる」／とにかく明るいブラジル人
5	8月4日	ユアタイム	——タイトルテロップなし——	いよいよ開幕...注目は？／難民チームの壮絶な背景
6	8月8日	23	今日の23	リオ取材 23秒リポート
7	8月8日	報ステ	——タイトルテロップなし——	リオ・パラリンピックからロシア全選手の排除を決定
8	8月10日	23	——タイトルテロップなし——	銃撃？窓ガラス粉粉に...／五輪 メディアバスで2人けが
9	8月10日	報ステ	——タイトルテロップなし——	メディアバス襲撃
10	8月10日	報ステ	——タイトルテロップなし——	飲みすぎで帰国処分
11	8月11日	報ステ	——タイトルテロップなし——	今度は選手が被害に...／柔道 銅メダリストに“あざ”
12	8月13日	ニュース7	——タイトルテロップなし——	リオ五輪 日本人犯罪被害は9件／ほぼ毎日発生 注意を
13	8月15日	23	——タイトルテロップなし——	リオ・アメリカメダリスト／銃突きつけられ強盗被害に
14	8月15日	報ステ	——タイトルテロップなし——	競泳 金 ロクテが被害／タクシーで強盗に遭遇
15	8月17日	ZERO	——タイトルテロップなし——	“現役”IOC理事を、拘束。
16	8月18日	報ステ	——タイトルテロップなし——	IOC理事を逮捕／チケットを不正転売
17	8月18日	報ステ	——タイトルテロップなし——	競泳金メダリスト／強盗被害は狂言！？
18	8月18日	報ステ	——タイトルテロップなし——	プロポーズが流行！？
19	8月19日	ニュース7	(1)ロクテ選手ら“強盗被害”に 警察“事実は違う” (2)米五輪委員会 捜査結果認め謝罪	熱戦に水 (1)米 競泳金メダリスト／ロクテ選手ら“強盗被害に” (2)ブラジル現地警察“強盗被害はなかった” (3)アメリカ五輪委“ブラジルの人々に謝罪”
20	8月19日	ZERO	強盗はウソ	速報 ロクテ選手が、謝罪。
21	8月19日	報ステ	——タイトルテロップなし——	競泳金メダリスト ロクテ／強盗証言はウソだった？

表11は、ブラジルを主たる発生地とするニュースのうち、「300 社会」に分類されたニュース21本の内容を示したものである⁽⁵⁾。その内訳は、アメリカの競泳の金メダリストが強盗被害に遭遇し、それが狂言だったことに関するニュースが6本、リオの治安の悪さに関するニュースが4本、報道関係者を乗せたメディアバスが襲撃されたニュースが2本、IOC 理事が大会チケットを不正に転売したニュースが2本、それ以外が7本となっている。いずれも五輪競技関係のニュースではないため「900 スポーツ」ではなく「300 社会」に分類したが、広義には五輪関係のニュースに含めることができる。また、唯一「100 政治」としてカウントされたのは小池百合子都知事がリオ市長と会談したというニュースであり（『報ステ』2018年8月19日）、やはり広義には五輪関係のニュースに含めることができるだろう。

以上のように、「300 社会」および「100 政治」の分野に分類されたブラジルを発生地とするニュースは、広義にはすべて五輪関係のニュースとしてカウントすることが可能であった。したがって、あくまで報道量の観点から述べるなら、リオ五輪の開催期間、日本のニュース番組はブラジルを主たる発生地とするニュースを選択するにあたり、それが「五輪」関係のニュースであることに価値を見出していたといえる。

5.2 日本を主たる発生地とするニュースにおける「ブラジル」

ここで視点を変え、日本の主たる発生地とし、それに次ぐ発生地がブラジルとなるニュースについて検討する。日本を主たる発生地とするニュースにおいて、五輪の開催国であるブラジルは、どのような観点から報道されていたのだろうか。

表12 ニュースの発生地①×ニュースの発生地②（ニュース本数）

発生地①	1 自国	2 開催国	3 アジア	4 北米	5 中東	6 欧州	7 中南米	8 アフリカ	9 大洋州	10 その他	無し	合計	割合
1 自国	0	42	33	12	1	5	0	1	0	0	904	998	62.2%
2 開催国	72	0	2	3	1	15	1	1	0	0	341	436	27.2%
3 アジア	6	1	0	3	0	1	0	0	1	0	53	65	4.0%
4 北米	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	52	3.2%
5 中東	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	10	0.6%
6 欧州	4	3	1	0	0	0	0	1	0	0	26	35	2.2%
7 中南米	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0.1%
8 アフリカ	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0.4%
9 大洋州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.1%
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	91	47	36	18	2	21	1	3	1	0	1,385	1,605	100.0%
割合	5.7%	2.9%	2.2%	1.1%	0.1%	1.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	86.3%	100.0%	

表13 ニュースの発生地①×ニュースの発生地②（ニュース時間）

発生地①	1 自国	2 開催国	3 アジア	4 北米	5 中東	6 欧州	7 中南米	8 アフリカ	9 大洋州	10 その他	無し	合計	割合
1 自国	0	12,626	12,691	1,898	602	1,037	0	501	0	0	117,540	146,895	60.2%
2 開催国	27,963	0	773	750	61	7,896	182	215	0	0	41,043	78,883	32.3%
3 アジア	1,437	116	0	139	0	392	0	0	46	0	3,196	5,326	2.2%
4 北米	1,013	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,785	4,798	2.0%
5 中東	421	0	0	0	0	0	0	0	0	0	505	926	0.4%
6 欧州	1,741	997	299	0	0	0	0	421	0	0	2,013	5,471	2.2%
7 中南米	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	152	0.1%
8 アフリカ	917	439	0	0	0	0	0	0	0	0	173	1,529	0.6%
9 大洋州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	43	0.0%
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	33,611	14,178	13,763	2,787	663	9,325	182	1,137	46	0	168,331	244,023	100.0%
割合	13.8%	5.8%	5.6%	1.1%	0.3%	3.8%	0.1%	0.5%	0.0%	0.0%	69.0%	100.0%	

表12は、ニュースの主たる発生地である「ニュースの発生地①」とそれに次いでかわりのある発生地である「ニュースの発生地②」を、ニュース本数でクロス集計したものである。表側が「ニュースの発生地①」であり、表頭が「ニュースの発生地②」となっている。「ニュースの発生地①」が「1 自国」とカウントされた合計998本のニュースのうち、「ニュースの発生地②」としての「2 開催国」は42本であった。すなわち、「1 自国」が主たる発生地であるとカウントされたニュースの4.2%に「2 開催国」がかかわっていた。

その内訳をみると、リオ五輪関係のニュースが34本で全体の81.0%を占めた。そして、リオ五輪にかかわらないニュース8本のうち5本は、東京五輪関係のニュースであった。両者を合算すると92.9%で、ニュースの本数の9割以上を五輪関係のニュースが占めていたことになる。

表13は、「ニュースの発生地①」と「ニュースの発生地②」をニュース時間でクロス集計したものである。表11と同様に、表側が「ニュースの発生地①」であり、表頭が「ニュースの発生地②」となっている。「ニュースの発生地①」が「1 自国」とカウントされた合計146,895秒（40時間48分15秒）のうち、「ニュースの発生地②」としての「2 開催国」は12,626秒（3時間30分26秒）であった。すなわち、「1 自国」が主たる発生地であるとカウントされたニュースの8.6%に「2 開催国」がかかわっていた。

その内訳をみると、リオ五輪関係のニュースが9,294秒（2時間34分54秒）で全体の73.6%を占めた。そして、リオ五輪にかかわらないニュース2,875秒（47分55秒）のうち1,384秒（23分4秒）は、東京五輪関係のニュースであった。両者を合算すると84.6%で、ニュースの時間の9割弱を五輪関係のニュースが占めていたことになる。

以上のように、「1 自国」を主たる発生地とし、それに次いで当該ニュースにかかわりがある発生地が「2 開催国」のニュースの報道量は、その多くが五輪関係のニュースであった。したがって、「2 開催国」を主たる発生地とするニュースと同様に、開催国であるブラジルのニュースの価値はあくまで「五輪」の開催国であることにおかれていたことがわかる。

5.3 五輪開催期間における開催国のニュース価値

これまでの考察が示唆するのは、リオ五輪の開催期間におけるブラジルに関するニュース報道のフレームが「900 スポーツ」の分野のニュース、具体的には「五輪」に関するニュースを選択するかたちで機能し、それ以外の分野のニュースを選択する方向には機能しなかったことである。以上の知見は、前回のロンドン五輪においてニュース番組が示した報道傾向とも合致する（中ほか2015）。同五輪においても、イギリスに関するニュース報道のフレームは「五輪」に関するニュースを選択するかたちで機能し、それ以外の分野のニュースを選択する方向には機能しなかった。対して、前々回の北京五輪においてニュース番組が示した報道傾向は、ロンドン五輪、リオ五輪とは若干異なる傾向を示している（中2009）。

表14 開催国を主たる発生地とするニュースの分野の比較

五輪名	ニュース本数			ニュース時間		
	900	100~800	合計	900	100~800	合計
北京	82.4%	17.6%	100.0%	79.1%	20.9%	100.0%
ロンドン	97.6%	2.4%	100.0%	98.4%	1.6%	100.0%
リオ	95.0%	5.0%	100.0%	97.2%	2.8%	100.0%

表14は、開催国を主たる発生地とするニュースを、もっとも報道量が多い分野である「900 スポーツ」とそれ以外の分野に分けて、それぞれニュース本数とニュース時間の観点から比較したものである。⁽⁶⁾北京五輪における「100～800 スポーツ以外」の報道量が、ほかの二つの五輪と比較して際立って多いことがわかる。その報道量は、ニュース本数では17.6%（「300 社会」10.5%、「100 政治」3.3%、「400 軍事」2.9%、「200 経済」0.8%）、ニュース時間では20.9%（「300 社会」15.3%、「400 軍事」2.7%、「100 政治」2.5%、「200 経済」0.4%）を占めていた（中 2019）。

北京五輪がロンドン五輪およびリオ五輪とは異なる傾向を示した理由は、五輪開催期間であるために開催国である中国に対するニュース価値が高まったというより、ほかの開催国と比較して明らかに密接な、日本と中国の関係が影響したと捉えるべきだろう。これは五輪開催期間以外に本研究と同様の方法でニュース番組の内容分析をしなければ明言できないが、もともと存在していた中国に対する高いニュース価値が日本のニュース番組にあったために、五輪開催期間においても五輪とはかかわりなくそれが維持されていたと考えられる。

したがって報道量の観点からは、中ほか（2015）が示した「開催国に対する関心は、それを報道するニュース番組が所属する国家とのこれまでの関係に依拠しており、オリンピックの開催によって画一的に変化するものではない」（中ほか 2015: 178）との考察は、本研究においてある程度検証されたといえる。

無論、開催国において重大な事件が発生した場合には、それが五輪と無関係であってもそれがニュースとなることは予想できる。しかしそうでない場合、五輪の開催国であるだけでその国家に通常よりも高いニュース価値が生じるわけではなく、また生じたとしてもそれは「五輪」と紐づけられることによって生じたニュース価値である可能性が高い。

6 おわりに

前節で述べたように、五輪開催期間において開催国であることは、必ずしも「国家」としてのニュース価値を高める——その報道量の増加につながるわけではない。開催国に対する関心は、それを報道するニュース番組が所属する国家とのこれまでの関係に依拠しており、五輪の開催によって画一的に変化するものではないと考えられる。

ここで、開催国について五輪以外の分野のニュースが報道されなかった理由について、仮説を述べておきたい。それは、祝祭としての五輪の開催には、開催国に関するネガティブなニュースを周縁化する機能があるのではないかということである。

北京五輪の開催期間におけるニュース報道を分析した中（2009）は、五輪開催期間に日本のキー局の代表的なニュース番組が、食品偽装やチベット問題といったネガティブなニュースを控え、五輪に関するニュースに焦点を当てて報道していたと述べた。また、ロンドン五輪の開催期間におけるニュース報道を分析した中ほか（2015）も、同様にネガティブなニュースが周縁化された可能性を指摘している。⁽⁷⁾

リオ五輪をめぐるブラジル報道を新聞記事の観点から分析した日吉（2020）は、五輪の開催前までブラジルに関するニュースにはネガティブなフレームが付与されるものが多かったことを指摘している。ブラジルでは2014年に開催されたサッカーのワールドカップの開催を契機として、国際的なスポーツイベントに対する反対運動が起きた。リオ五輪もその例外ではない。新聞は反対運動の

背景としてブラジルの経済的な不況と政権の不安定化などの要因を報じ、それは一時期、ブラジル報道の特徴となっていた。

本研究では、リオ五輪開催前の期間を分析の対象とはしていないため、五輪開催前のブラジルに関するニュース番組の報道傾向について述べることはできない。しかし、同じマス・メディアとして、新聞報道と同じような傾向があったことは予想できる。

ニュースの選択に影響を及ぼすニュース要因の類型化における先駆的な研究として、ガルトウングとルーゲの研究がある (Galtung and Ruge 1965)。ガルトウングらはその研究においてニュース要因の構成要素を類型化した。国際ニュースにおいて当事国以外のニュース機関によってニュースが取り上げられる場合、ニュースそのものが持つ価値をさらに越えたいくつかの外的な要因が働くことを指摘して、以下のような四つの要因の存在を仮定した。

1. エリート国家で発生した出来事は、ニュースになる可能性が高い。
2. エリートな人々に関する出来事は、ニュースになる可能性が高い。
3. 特定の個人が活動するなどして、個人的な形での出来事が視覚化されると、ニュースになる可能性が高い。
4. ネガティブな結果を招いた出来事ほど、ニュースになる可能性が高い。

ここで、四つ目の要因に注目したい。北京五輪およびロンドン五輪が開催される前、それぞれの開催国ではネガティブな結果を招いた出来事が発生していた (中 2009、中ほか2015)。リオ五輪が開催されたブラジルにおいても、先述のように同様の出来事が発生していた。

しかし各五輪の開催期間、開催国においてネガティブな結果を招いたそれらの出来事は、その多くがニュースとして報道されなかった。このことは、ガルトウングらが仮定した四つ目のニュース要因が、一時的にせよ五輪の開催によって無力化される——祝祭としての五輪の開催が、開催国に関するネガティブなニュースを周縁化する可能性を示唆している。

日本は現在、東京五輪を控えている。新型コロナウイルスの影響によって、現時点では開催は不確定な状況である。しかしそれが開催された場合、同五輪は日本のメディア研究において重要な研究対象になるであろう。本研究は、その一助となることを願っている。

注

- (1) ちなみに、1位は中国 (764,720人)、2位は韓国 (449,634人)、3位はベトナム (330,835人)、4位はフィリピン (271,289人) であり、いずれも日本と距離的に近い東アジアもしくは東南アジアの国家である (法務省入国管理局 2020)。
- (2) NHK の代表的なニュース番組としては、ほかに『ニュースウオッチ9』が存在する。しかし同番組は競技の実況中継などによって放送を見合わせる機会がたびたびみられるため、本研究では『NHK ニュース7』を対象とした。
- (3) ニュース時間は、ニュースの終了時刻から開始時刻および「ニュース内コマーシャル」の時間を引くことで計測したものである。一般に民間放送局ではニュース番組内でコマーシャルが放送される。それらのコマーシャルの多くは、ニュースとニュースの間に放送される。しかし、ときとして1本のニュースの途

中でコマーシャルが入り、コマーシャル終了後に続きのニュースが放送されることがある。この場合のコマーシャルを、本研究では「ニュース内コマーシャル」と呼んでいる。

- (4) 本稿で用いる割合(%)を示す数値は、小数点第二位以下を四捨五入している。そのため、内訳割合の合計と、内訳合計が総数に占める割合が一致しない場合がある。
- (5) タイトルテロップは、ニュースが始まりアナウンサー(またはキャスター)が話し始める際に表示されるニュースの要約となるテロップを指し、サブタイトルテロップはそのニュースをさらに説明するために追加で表示されるテロップを指す。また、表内の「/」は、各テロップがそこで改行されて2行にわたる表示であることを、「(1)」はそれらが表示された順番を示す。
- (6) 北京五輪およびロンドン五輪のデータは、中(2019)を参照した。
- (7) ロンドン五輪の開催前年の2011年8月、ロンドンでは警官による黒人男性射殺事件に端を発するロンドン暴動が発生した。治安の安定した大都市での開催という招致委員の主張とほうらはらに、この暴動は略奪や放火にまで発展する広域の都市暴動となった。暴動が拡大した背景としては、キャメロン政権が進めた財政赤字削減策への反発や、不平等による社会格差の拡大などが指摘されている(グリーン 2012:36)。しかし五輪開催期間のニュース番組において、これらは取り上げられることはなかった。

参考文献

- Dayan, D. and Katz, E. (1992=1996) *Media events: the live broadcasting of history*, Harvard University Press. (浅見克彦訳『メディア・イベント——歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社)
- Duncan, M. C. and Michael M. A. (1998) "The media image of sport and gender," Lawrence A. Wenner, ed., *MediaSport*, New York: Routledge, 170-185.
- Galtung, J. and Ruge, H. (1965) "The Structure of Foreign News: the presentation of the Congo, Cuba and Cyprus Crises in Four Norwegian Newspapers," *Journal of Peace Research*, vol.1: 64-91.
- グリーン, C. (2012) 「英国における社会的変化と暴動」『ニッセイ基礎研 REPORT』2012年1月号: 36-39.
- 日吉昭彦 (2020) 「リオ五輪をめぐるブラジル報道の背景」中正樹・日吉昭彦・小林直美『リオオリンピック開催期間における日本のテレビニュース報道——北京およびロンドンオリンピック開催期間におけるテレビニュース報道との比較を通して』国際テレビニュース研究会, 7-16.
- 法務省入国管理局 (2020) 「平成30年末現在における在留外国人数について」(2020年1月9日取得, http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html).
- International Olympic Committee (2017) "Fact Sheet: The Games of The Olympiad," International Olympic Committee, (Retrieved September 16, 2019, <https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/Factsheets-Reference-Documents/Games/OG/Factsheet-The-Games-of-the-Olympiad.pdf>).
- 上瀬由美子 (2007) 「アテネ・オリンピックにみる外国関連報道——テレビニュース番組の内容分析から」『メディア・コミュニケーション』No.57: 83-96.
- 上瀬由美子・萩原滋・李光鎬 (2010) 「北京オリンピック視聴と中国・中国人イメージの変化——大学生のパネル調査分析から——」『メディア・コミュニケーション』No.60: 67-88.
- 小玉美意子・吉田文彦・小田原敏・音好宏・鈴木弘貴・金山智子・イシ, アンジェロ・中正樹・日吉昭彦・黄允一・沈成恩・小林直美 (2009) 「特集 北京オリンピック報道——テレビニュースは何を伝え、視聴者の対中国意識はどう変化したか (中間報告)」『武蔵大学総合研究所紀要』第18号: 1-83.

- 向田久美子・坂元章・村田光二・高木栄作 (2001) 「アトランタ・オリンピックと外国イメージの変化」『社会心理学研究』第16巻: 159-169.
- 村田光二・坂元章・高木栄作 (1993) 「バルセロナ・オリンピックによる外国人イメージの変化 (1)」日本社会心理学大会第34回大会発表論文集: 142-145.
- 中正樹 (2009) 「Ⅲ 北京オリンピック開催期間におけるテレビニュースの内容分析1～ニュース内容の量的分析～」『武蔵大学 総合研究所紀要』第18号: 39-56.
- 中正樹・日吉昭彦・小林直美 (2015) 「ロンドンオリンピック開催期間における日本のテレビニュース報道に関する内容分析」『ソシオロジスト』第17巻第1号: 147-182.
- 中正樹 (2019) 「二つのオリンピック開催期間における日本のテレビニュースの報道傾向の変化に関する考察——北京オリンピックとロンドンオリンピックの開催期間におけるテレビニュースの内容分析の結果の比較から——」『静岡大学情報学研究』第24巻: 47-63.
- Pew Research Center (2014) On Eve of World Cup, Brazil Well Regarded in Much of the World – Young People Especially Positive. (Retrieved February 9, 2020, <https://www.pewresearch.org/global/2014/06/11/on-eve-of-world-cup-brazil-well-regarded-in-much-of-the-world/>)
- Real, M. (1989) *Super Media: A Cultural Studies Approach*, Newbury Park: Sage Publications.
- Roche, M. (2000) *Mega-Events and Modernity: Olympics and Expos in the Growth of Global Culture*, London: Routledge.
- Rothenbuhler, E. W. (1988) “The Living Room Celebration of the Olympic Games,” *Journal of Communication*, 38 (4) : 61-81.
- 高木栄作・坂元章 (1991) 「ソウル・オリンピックによる外国イメージの変化——大学生のパネル調査——」『社会心理学研究』第6巻: 98-111.
- Tuggle, C. A., Suzanne Huffman and Dana Scott Rosengard (2002) “A Descriptive Analysis of NBC’s Coverage of the 2000 Summer Olympics”, *Mass Communication and Society*, 5 (3) : 361-375.
- 横山滋 (2007) 「トリノ・オリンピック報道における外国関連情報と中立性——『ニュース10』『ニュース23』報道ステーションの場合——」『メディア・コミュニケーション』No.57: 97-111.

海外研究紹介（韓国）

ウィルバー・シュラムの朝鮮戦争心理戦研究と コミュニケーション研究の制度化^{*}

車 載 永^{*}

翻訳：金子 絵梨花^{**}・野元 優花^{***}

監訳・解説：小林 聡明^{****}

1. はじめに

ウィルバー・シュラム（Wilbur Schramm）は、現代アメリカで主流のコミュニケーション研究を創始した人物として知られている。彼は、1946年にアイオワ大学、1947年にイリノイ大学、1955年にスタンフォード大学に、それぞれコミュニケーション研究関連の研究所を設立・運営し、コミュニケーション現象についての、いわゆる科学的研究のパラダイムを確立した研究者として認められている（梁承穆、2005; Rogers & Chaffee, 1997）。他方、彼は第二次世界大戦期に米陸軍省で宣伝業務に勤務し、第二次世界大戦終結後に大学へ復帰した。冷戦期には、アメリカの覇権的な政策の樹立と実施に積極的に参与し、「冷戦の戦士（cold warrior）」と呼ばれた人物でもある（Rogers, 1994, p. 408）。

シュラムは、1960年代以後、韓国におけるコミュニケーション研究の発展にも相当な影響を与えたことが知られている。1963年に軍事政権の支援でソウル大学新聞研究所を設立し、韓国におけるアメリカ・コミュニケーション研究の科学的研究パラダイムの拡散を主導した金圭煥は、シュラムから大きな影響を受けたと直接、述べている（金圭煥、1977）。また、シュラムは、1979年の韓国MBC（文化放送）テレビ開局10周年と、1983年のソウル大学新聞研究所設立20周年を、それぞれ記念する学術行事に招待講演者として出席するため、韓国を訪問したこともあった。（『京郷新聞』1979年8月31日付、『毎日経済』1983年9月3日付）⁽¹⁾

しかし、シュラムの韓国との縁は、かなり前の朝鮮戦争時から始まったことが確認される。彼は、1950年代初めに3回にわたり、それぞれ軍関係機関と国務省の支援を受け、朝鮮戦争に関する心理戦研究に参与した。それらは、米空軍の人的資源研究所（HRRI）が、1950年末から1951年初めまで行った「韓国における共産主義の影響に関する予備研究（A Preliminary Study of the Impact of Communism upon Korea）」（1951）、米陸軍の作戦研究所（ORO）が、1951年末から1952年初めまで実施した「極東軍心理作戦：ラジオ（FEC Psychological Warfare Operations:

*チャ ジェヨン 韓国・忠南大学言論情報学科 教授

**かねこ えりか 日本大学法学部新聞学科4年

***のもと ゆうか 日本大学法学部新聞学科3年

****こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授

Radio)」（1952）、そして国務省国際広報局（IIA）が、1953年4月から5月にかけて行った「VOAと極東軍の1週間の対韓放送比較分析（Our Broadcasts to Korea: A comparative analysis of one week of broadcasting to Korea by the Voice of America and the Far East Command）」（1953）などである。⁽²⁾

本研究の課題は、①1940年代後半から東アジア地域でヒートアップした冷戦が、ついに熱戦へと転換された朝鮮戦争期に、シュラムが、いかなる背景や文脈のなかで、心理戦研究プロジェクトに参加し、行うようになったのか。②各研究プロジェクトの具体的な目的と内容は、どのようなものであったのか。③シュラムによる朝鮮戦争期の心理戦研究の実施が、アメリカの主流コミュニケーション研究の制度化に、どのような影響を及ぼしたのかについて検討することである。

本研究での議論の前に、まず現代コミュニケーション研究の発展過程について、シュラムに焦点をあてて検討した先行研究について見ていきたい。主なものとして、シンプソン（Simpson, 1994/2009）、グランダー（Glander, 2000）、ロジャース（Rogers, 1994）、チャフィーとロジャース（Chaffee & Rogers, 1997/2014）などがある。シンプソンとグランダーは、それぞれ冷戦のさなか、シュラムによって主導的に制度化されてきた主流のコミュニケーション研究が、事実上、社会工学的な目的のために開発されたと主張した。独立したディシプリンとして学問化される過程で掲げられた価値中立的な「科学化」の命題も、多分に虚構的であったと批判した。一方、チャフィーとロジャースは、シュラムの業績を体系的に整理し、社会科学としてのコミュニケーション研究の制度化に寄与した功績と後学に及ぼした影響を肯定的に評価した。こうした相異なる立場の研究を参考にすることで、現代コミュニケーション研究の発展過程とシュラムの役割や業績について、より適切な理解を得ることができる。

だが、こうした先行研究は、立場の違いと関係なく、概してシュラムによる朝鮮戦争期の心理戦研究に関連するものであり、米空軍が実施した最初の研究プロジェクトにだけ比較的詳細に検討、あるいは簡単に言及したものとなっている（前者の例は Simpson, 1994/2009; Glander, 2000. 後者の例は Rogers, 1994; Chaffee & Rogers, 1997/2014）。⁽³⁾こうした点を踏まえ、本論文は、先述した三つの研究課題の解明を目指すものである。

本研究では、シュラムが朝鮮戦争関連の研究プロジェクトを遂行するようになった背景と文脈を把握するために、イリノイ大学図書館に所蔵されているシュラムの手紙と公文書、そしてNARA所蔵の米政府関連のアーカイブ資料を活用し、分析を試みた。シュラムが米政府機関と接触した記録物は、時として安全保障上、敏感な内容を含むとの理由で機密扱いとされ、一定期間公開されない。機密解除後も、いわゆるサニタライゼーションの過程を経て、相当数の記録物が、依然として、研究者による接近を遮断している（Glander, 1996）。このように資料全体の確保が困難な状況にあるものの、現在、利用可能な資料だけでも、シュラムと米政府機関との接触や交流の輪郭は、十分に把握できると考えられる。

ここではまず、20世紀中盤に進んだコミュニケーション研究の制度化過程を見渡す二つの歴史的視点—伝統的な漸進的発展史観と批判的な修正主義史観—を比較し、それぞれシュラムの役割を、どのように見ているのかについて、詳細に検討しようとする。こうした基盤のうえで、シュラムが朝鮮戦争期の心理戦研究を行うようになった経緯と背景について、資料が許す範囲内で概略的に把握し、シュラムの研究結果報告書で示された研究の内容と方法について分析する。結論では、シュ

ラムによる心理戦研究が、コミュニケーション研究の制度化と学問的發展にどのような影響を及ぼしたのかを検討する。

本研究は、現代のコミュニケーション研究が、冷戦という歴史的な文脈のなかで、どのように制度化され、発展したのかを把握することで、今日、それが持っている学問的パラダイムのルーツを確認することに寄与できるという点で意味があると言えよう。また、本研究を通じ、米政府が、冷戦の展開過程で、社会科学分野の新生の学問であったコミュニケーション研究を、どのように動員し、活用したのか。こうしたことが、コミュニケーション研究の発展に、いかなる影響を及ぼしたのかを議論することで、冷戦知としてのコミュニケーション研究の性格を究明するための一助となる付随的な成果も得られるであろう。

2. コミュニケーション研究の制度化とシュラムの役割に関する二つの視点

20世紀中盤になされたコミュニケーション研究の制度化過程に関する歴史記述の観点は、概ね二つに分けられる (Pooley, 2008)。一つは、伝統的ないしは自由主義的な観点で、コミュニケーション研究が、一方では伝統的なジャーナリズム教育と研究から、いわゆる科学的な社会科学研究と教育へと転換された。他方では、皮下注射モデルから限定効果モデルに、そして利用と満足理論、培養理論、議題設定理論、フレーミング理論、プライミング理論など、次第に、より優れた理論と研究方法へと発展してきたと見る漸進的發展史観 (Whiggish historiography) である。もう一つは、批判的な視角から、コミュニケーション研究の発展が1930年代から1960年代まで外部で継続し、国家機関や民間財団の財政的後援を受けながら、既存体制を維持するためのメディアの社会工学的効用性を極大化する。こうした方向へと一貫して展開されたと見る修正主義史観 (revisionist historiography) である。伝統的な漸進的發展史観は、主にシュラム (Schramm, 1980, 1997/2014)、チャフィーとロジャース (Chaffee & Rogers, 1997/2014; Rogers, 1994) らによって構築され、批判的な修正主義史観は、調査報道専門家であり、コミュニケーション研究の研究者であるシンプソン (Simpson, 1994/2009)、教育学者のグランダー (Glander, 1996; 2000)、知識社会学者のバクストン (Buxton, 1994)、歴史専門家のゲイリー (Gary, 1996) など多様な背景を持つ研究者によって示された。

シュラムは、先述した二つの視角からなる歴史記述において、すべて中心的な位置を占めている。まず、伝統的な観点のコミュニケーション研究史において、シュラムは、しばしば現代コミュニケーション研究の創始者と称される (Chaffee & Rogers, 1997/2014; Rogers, 1994)。梁承穆 (1997) によれば、特にジャーナリストの職業教育と連携したジャーナリズム研究を超越し、多様なコミュニケーション現象についての学術的研究としてのコミュニケーション研究が、一つのディシプリンとして定立される制度化過程で、シュラムは主導的で、核心的な役割を遂行したというのが適切な評価である。広く知られているように、シュラムは、1943年にアメリカ初のコミュニケーション研究の博士課程をアイオワ大学に開設し、1946年にはオーディエンス研究所 (Bureau of Audience Research) を設立した。1947年にはイリノイ大学に移り、コミュニケーション研究所 (Institute of Communication Research) を設立し、博士課程を発足させた。1955年にはスタンフォード大学に移り、コミュニケーション研究所 (Institute for Communication Research) の設立に参加し、1957年には所長となった。これらの研究所と博士課程を通じ、多くの研究者を輩出したが、彼らが

アメリカの主要大学のコミュニケーション研究関連組織を率い、コミュニケーション研究の制度化を推進する核心的な役割を果たした (Chaffee & Rogers, 1997/2014; Rogers, 1994)。

1940年代中盤以後、アメリカの大学において、コミュニケーション研究が、一つの独立したディシプリンとして位置づけられるよう、シュラムが、その中心的な役割を果たせたのには、当然、多様な要因が作用したと考えられる。19世紀末以降、マスコミュニケーション現象への学問的関心が、持続的に増大したこと。第一次・第二次世界大戦において、各種のメディアを利用した宣伝および広報活動が拡大されたこと。そして第二次世界大戦終結以後、アメリカの大学が、とてつもなく膨張したことなどが、新たなディシプリンであるコミュニケーション研究の成長に有利な土壌となった (梁承穆, 1997; Rogers, 1994)。だが、仮に、こうした有利な条件と環境が存在したとしても、新生学問が、それ自身で、あるいは容易に制度化されるのは困難なことであったが、シュラムが、これを成功裏に成し遂げたのは、きわめて偉大な業績であると評価できる。

また、伝統的な観点のコミュニケーション研究史では、シュラムが主導した主流のコミュニケーション研究の計量的な統計分析に基づいた、いわゆる社会科学的な研究パラダイムが、大学や学会などを支配するようになる過程とジャーナリズム職業教育中心の伝統的な立場との対決—ロジャース (1994) の表現では、「カイ二乗」世代対「グリーン・アイシェイド」世代間対決—において、前者が勝利したと記述している。初期には「グリーン・アイシェイド」と比較し、数も少なく、年齢も若い「カイ二乗」世代が不利であったが、研究中心の大学を志向する大学当局者が、次第に後者を認めるようになった。ジャーナリズム教育に莫大な影響力を有していた新聞社の社主も、世論調査やオーディエンス調査のような応用研究が、マスコミにも有益であるという点を知りになり、チャフィーやロジャースを再評価するようになった。(梁承穆, 1999)。学会でも「カイ二乗」の影響力が、次第に大きくなった。学会が組織した「コミュニケーション理論および方法論」が、アメリカ・ジャーナリズム教育学会 (Association for Education in Journalism, 1982年に Association for Education in Journalism and Mass Communication に改称) の核心ディシプリンとして定着していった。

反面、批判的な修正主義的立場の研究者は、戦後、アメリカ・コミュニケーション研究の制度化に、シュラムが決定的な役割を遂行した事実を認めながらも、そうした事実を完全に異なる視角から解釈する。こうした新しい解釈を裏付けるために、伝統的なコミュニケーション研究史では、事実上、ほとんど関心を向けられなかった資料—例えば、研究者個人の手紙や研究機関と民間財団の公文書、時には秘密に分類され、相当期間公開されなかった政府文書—を発掘し、新しい事実を明らかにした (Pooley, 2008)。これらによれば、現代コミュニケーション研究が胎動するには、何よりも第二次世界大戦中に、多くのアメリカの社会学者が、政府や軍機関に勤務したり、アドバイザーを引き受け、多様な戦時政策の立案や実行を助けたことが、その重要な契機になったという。それは、戦争が、宣伝研究を支持する社会統制イデオロギーを正当化し、宣伝機構の設置が、研究者のための訓練の場を用意したこと。そして、研究者が、こうした機構で勤務しながら、戦後、この分野が発展していくための重要な土台となった人的ネットワークを形成できたからであった。(Glander, 1996)。

第二次世界大戦集結以後、ただちに冷戦が開始され、アメリカ政府の心理戦研究が、少なくとも1960年まで、新たなコミュニケーション研究を制度化する中心的な動力となった。シンプソン

(1997/2014)によれば、政府機関は、自国と外国の国民を操縦できる手段に関する科学的データを必要とした。当時、大規模なコミュニケーション研究のための他のリソースが存在しなかった状況で、新たなコミュニケーション研究関連の研究機関は、政府の必要に応えることで、莫大な研究費を確保できた。政府の莫大な研究費支援は、対象となった学科や研究所だけでなく、すべてのコミュニケーション研究分野に影響を及ぼしたことで、支配的パラダイムを確立し、メディアの効果という特定の研究テーマに正当性を付与した。また、価値の中立を掲げる経験的で、計量的な研究方法を浮かび上がらせ、新たなコミュニケーション研究分野の権威者を決定する社会的ネットワークを構成させるまでした。

シュラムは、こうした過程において、核心的な人物として浮上した。彼は、元々アイオワ大学英文学科で文学理論と文章法を教えていた教授であった。戦争勃発直後に志願し、1941年から1943年まで米政府情報精査局（OFF）と戦時情報局（OWI）にて、教育責任者として勤務するとともに、他の社会科学者らと各種の心理戦関連プロジェクトに参加した（Glander, 2000）。戦時宣伝家としてのシュラムは、宣伝に関する理論を構築し、効果的な宣伝キャンペーンを実施・維持する機構の構造について助言しただけでなく、実際に宣伝物を制作し、その効果を測定した。こうした経験を通じて、シュラムは戦後コミュニケーション研究の支配的パラダイムとなるコミュニケーション効果研究に関する全般的なアイデアを得るようになった。シュラムの大学復帰以後には、こうしたアイデアが実行に移され、本格的に社会科学としてのコミュニケーション研究の制度化に邁進するようになった（Glander, 2000）。

シュラムが、コミュニケーション研究の制度化を主導しながら示したリーダーシップのなかで、対人関係や組織管理能力も素晴らしかったが、最も卓越していたのは、研究費調達能力であったと評価される。チャフィーとロジャース（1997/2014）も認めたように、シュラムは、「伝説的な基金調達者」として、自らが設立し、率いていた研究所のために、外部の民間機構や政府機関から毎年数十万ドルの研究費を調達し、「この『緩い財源』を新たな教授職や他のタイプの研究資源に投入した」（チャフィーとロジャース1997/2014、234頁）。彼らによれば、こうした外部研究費は、大学が自主的に策定した研究所予算の二倍前後の規模であったという。だが、グランダー（1996）は、シュラムによって率いられたコミュニケーション研究所が、米政府の国家安全保障機関のために、宣伝と心理戦研究に深く関与したという事実について、全く言及していない。こうした種類の研究費確保が、研究所の活動に及ぼした影響や、さらにコミュニケーション研究の制度化にもたらした結果については全く無関心であったと主張した。すなわち、彼らが「カイ二乗」が「グリーン・アイシェイド」との対決で勝利した主な原因のなかには、こうした莫大な外部研究費の流入に起因した部分もあるという事実を適切に指摘できなかった。以下では、イリノイ大学コミュニケーション研究所が急速に成長した1950年代初め、シュラムは、朝鮮戦争のさなか、米政府の安全保障機関から3つの宣伝戦研究プロジェクトを受託し、あるいは招請を受け、遂行するようになった経緯や背景を検討し、彼が研究プロジェクトの発注機関に提出した研究報告書の内容を順番に分析する。

3. ウィルバー・シュラムによる朝鮮戦争関連の宣伝戦研究プロジェクトの遂行

シュラムがイリノイ大学コミュニケーション研究所の所長職を引き受けた直後の1947年11月、同研究所は研究計画書「コミュニケーションと大陸間戦争」を作成した。そこには、①対抗宣伝方案

の開発、②戦争に関するアメリカ人の世論測定、③相異なるメディアが、人びとの意見と行動に影響を与える効果の違いについての研究、④戦争状況に対する民間人の反応分析、⑤ソ連の宣伝分析と解釈などのテーマが含まれていた。⁽⁴⁾本研究計画書が、どこに提出され、いかに処理されたのか。現在利用可能な資料では確認できない。だが、これを通じて、シュラムが当初からコミュニケーション研究所を宣伝関連の研究プロジェクト遂行のために活用しようとした事実を把握することができる。1950年代、シュラムとイリノイ大学コミュニケーション研究所は、さまざまな政府機関の宣伝および心理戦プロジェクトを本格的に遂行したが、ここで扱われた朝鮮戦争と関連した3つの研究プロジェクトが、その足がかりになったと考えられる。

1) 米空軍の人的資源研究所 (HRRI) 関連活動と研究プロジェクト

シュラムが参与した最初の朝鮮戦争に関連する研究プロジェクトは、空軍大学の人的資源研究所が1950年末に実施したものであった。1949年、人的資源研究所は、冷戦が深まりゆく状況で、米空軍が、心理戦研究のために空軍大学に設立したものであった。同研究所は、独自の研究も実施したが、コロンビア大学応用社会研究所 (Bureau of Applied Social Research)、ジョージ・ワシントン大学公共世論研究所 (Public Opinion Research Center)、ハーバード大学社会関係学科 (Department of Social Relations) など主要大学の研究機関と積極的に連携・協力したことで広く知られている (キム・イルファン、ジョン・ジュンヨン、2017)。シュラムが、所長であったイリノイ大学コミュニケーション研究所も、そのうちの一つであった。

人的資源研究所副所長であり、管理業務責任者であったクロカー (Croker, 1969) によれば、朝鮮戦争における人的資源の研究は、1950年夏に人的資源研究所のプロジェクト・チームにより、初めて提案された。これにより、二つの研究チームからなる空軍大学極東研究団 (AUFERG) が構成されたという。このなかで、あるチームは、朝鮮戦争に参戦した米空軍操縦士の士気 (モラル) を研究し、もう一つのチームは、韓国における心理戦の研究を行うことになっていた。シュラムは、二つ目のチームを事実上、率いていたものとして知られている。シュラムが、選ばれた経緯の詳細は不明であるが、人的資源研究所にて心理戦研究の責任者であったフレデリック・ウィリアムス (Frederick Williams) 博士が、自らを含む4人のチームを構成し、シュラムは、最後に選ばれたという (Oppenheim, 2008)。この研究チームの残りの構成員は、ラトガース大学の社会学教授であったジョン・ライリー (John Riley)、ハーバード大学の人類学教授であるジョン・ペルゼル (John Pelzel) などであった。

シュラムは、報告書の作成でも中心的役割を務めたが、全5章のうち2章を単独で、そして1章をライリーと共同で作成した。彼が単独で作成した二つの章は、「韓国のソビエト化類型：概要」と「北朝鮮のソビエト化に関するノート」であった。ライリーとともに作成した、もう一つの章は、「ソウルのソビエト化」であった。残り2つの章は、ペルゼルとライリーがそれぞれ単独で作成した「韓国農村共同体のソビエト化」と「ソビエト化からの脱出」であった。各章のタイトルからわかるように、このプロジェクトの中心テーマは、韓国におけるソビエト化であった。それは、クロカー (1969) が述べたとおり、「韓国にはソビエト化の結果を直接研究できる最初の実験場が存在」 (p. 189) したからであった。既存のソビエト研究は、主としてソ連や東欧圏諸国を脱出した移住者を通じた間接的なアプローチであった。韓国は、一進一退の戦争の過程でソビエト化を経験した

住民を対象にして、現地で、さらに直接的なアプローチをとることができるという利点があった。結局、この研究は、ソビエト体制の構築過程と結果を分析し、その弱点を把握し、これを通じて他の衛星国家のソビエト体制を効果的に攻略できる方法の講究を目標にしたものである。

シュラムが、単独で、あるいは共同で作成した章は、主に韓国人とのインタビューに依拠して執筆されたものであった。対象となったグループは、具体的に韓国の公職者60人、ソウルの住民50人余り、北朝鮮出身の民間人125人などであった。このほかにもいくつかの文書資料も英文に翻訳して活用したが、そこには1,250通の北朝鮮捕虜尋問報告書と韓国政府部署の公式報告書、そして北朝鮮地域で鹵獲された文書などが含まれていた。⁽⁵⁾一方で、ペルゼルは、大田近隣の二カ所の農村地域（燕岐郡錦南面と柳川郡嘉昌里）を訪問し、現地住民へのインタビューを通じて資料を収集した。ライリーは、中国人民志願軍の参戦以後、釜山近郊に押し寄せた避難民1,319人を対象として行ったアンケート調査にもとづいて研究を進めた（HRRI, 1951）。また、報告書は、研究プロセス全般において、外国で教育を受けた一群の韓国人教授らの助けを借りたと明らかにした。このように心理戦研究チームが活用した多様な研究方法が、学術的にどれほど妥当なものであったかについては議論の余地がある（キム・イルファン、ジョン・ジュンヨン、2017）。シュラムも後に他の共同研究者らと学術誌に発表した論文で、インタビュー対象者として選定された避難民のサンプリングが、代表性を持っていない点を認めたものの、与えられた条件の下で利用可能な最善の資料収集方法を活用したと主張した（Riley, Schramm & Williams, 1951）。

シュラムが主導的に作成した韓国と北朝鮮でのソビエト化に関する章は、共産主義者が、ソビエト体制を構築するのに、共産党支配という新たな権力構造の確立と思想統制体系の施行という二つの核心的過程が作動していることを明らかにしている（HRRI, 1951, pp. 2-3）。思想統制は、監視と賞罰以外にも、きわめて体系的な宣伝活動を通じて行われる。これは共産主義者が、すべてのメディアを掌握する独占（monopoly）、同じ内容のメッセージをすべてのメディアを通じ、重複して伝播する強化（reinforcement）、そして少数のテーマを反復して扱う集中（concentration）という三つの原則によるものと分析した（HRRI, 1951, pp. 7-11）。宣伝のために活用される手段は、新聞や放送、映画のような大衆媒体のほか、対面コミュニケーションや学校、団体などの組織、大型行事などを包括するものとして提示された。このような共産主義者の宣伝活動は、概して、ある程度の成果をおさめたものと評価された（HRRI, 1951, pp. 14-15）。こうした分析は、ソ連が準備したソビエト体制の構築計画案にしたがって、北朝鮮と韓国の占領地域において、ソビエト化が進められたとの仮定のもとで記述されている。そのため、北朝鮮と韓国の歴史的で社会的な背景の分析がないままに、外部の力によって、一方的にソビエト化が進められ、衛星国家が作り出されたものと考えたのである。

このプロジェクトの結果として、ラトガース大学出版部から“Reds Take a City”（1951）が出版され、国務省の反共主義宣伝活動のために全世界に配布され、学術誌を通じて、研究参与者との共同名義で二編の論文が発表された（Riley et al., 1951; Schramm, Riley, Pelzel & Williams, 1951）。また、シュラムが韓国でのソビエト化研究を行った経験は、1956年にイリノイ大学の同僚らと出版した＜Four Theories of the Press＞において、彼がソビエト共産主義のコミュニケーション理論を扱った章の基盤になったものと考えられる（Simpson, 1994/2009）。

2) 米陸軍作戦研究所関連活動と研究プロジェクト

シュラムが、行った朝鮮戦争に関連する二つ目の研究プロジェクトは、米陸軍の作戦研究所によって発注されたものであった。作戦研究所は、1948年に軍隊の俸給やランクの制約にかかわらず、独立した研究機関として設立された。それは契約にしたがって軍部が資金を提供し、ジョンズ・ホプキンス大学が運営する民間研究所であった (Robin, 2001)。作戦研究所の重要な機能は、特定の課題のために、行動研究を行うことであった。作戦研究所が、外見上、独立した民間研究所であったのにもかかわらず、米陸軍が干渉する場合もあった。特に政治的にセンシティブな研究結果の出版や発表を制約しようとした。結果として、内部の争いが深まり、1961年にジョンズ・ホプキンス大学との契約が解消された。

シュラムは、1951年6月13日から23日までの10日間、カンザス州フォートライリー (Fort Riley) で開催された作戦研究所主催の心理戦専門家会議に招待された。シュラムが、同会議で主宰を務めたことで、作戦研究所との関係が始まった。⁽⁶⁾心理戦専門家会議には、国務省とCIA (中央情報局) の代表者、大学教授と作戦研究所スタッフらが出席し、心理戦に関する基本的な教材の作成が決定された。第一巻は心理戦の性格と理論、第二巻は心理戦のメディア、第三巻は心理戦の事例で構成された。シュラムは、ミシガン大学のダン・カツ教授とともに第一巻を執筆し、第二巻はブラウン大学のアル・ドゥ・グレイジア (Al de Grazia) 教授に、第三巻は会議に不参加だったモリス・ジェノウイツ (Morris Janowitz) 博士に執筆が委ねられた。これらの執筆作業は、翌年初めまで続いた。

そうしたなか、9月には作戦研究所が、シュラムに顧問を委嘱した。⁽⁷⁾続く11月には、作戦研究所が朝鮮戦争を指揮する極東軍の心理戦研究チームに、分析官の資格でシュラムを参与させ、2週間、日本と韓国に派遣した。⁽⁸⁾シュラムは、極東軍の放送やビラ宣伝作戦に関する調査研究チームの一員として、主に極東軍の対韓宣伝放送に関する分析作業を担当した。⁽⁹⁾シュラムは、作戦研究所の支援を受け、対韓宣伝放送の韓国語台本を入手できたため、分析作業を容易にすすめることができたという。⁽¹⁰⁾

シュラムは、単独で課題報告書を作成したが、リサーチ・クエスチョンが、①極東軍の心理戦ラジオ作戦機構の構成と運営の現況を検討し、②同機構が実際に制作し、放送したラジオ宣伝物の内容を分析したのち、③将来の心理戦ラジオ作戦を改善するための方策を提示するものであると明らかにした (ORO, 1952, p.1)。シュラムは、報告書で、研究方法を具体的に記述しなかったが、報告書の内容を検討してみると、彼が心理戦機構についての制度的分析のために、心理戦の関係者らにインタビューし、該当部署の文書資料を参考にして、ラジオ宣伝物の台本を確保し、その内容分析を実施したことがわかる。

報告書によると、まず制度的なレベルで、極東軍の特別参謀部であった心理戦部 (Psychological Warfare Section) 傘下の企画政策、情報、作戦、特別作戦などの4つの部署のなかで、作戦課ラジオ係の第一ラジオ放送・ビラ部隊にラジオ放送中隊が編成されていた (ORO, 1952, p.12)。第一ラジオ放送・ビラ部隊は、朝鮮戦争勃発から一年が経過した1951年8月に、東京の極東軍司令部に派遣された。ラジオ放送中隊の本来の任務は、戦線とともに移動放送を行うようになっていたが、現地の事情で、日本と韓国の固定された放送施設を通じて送信する方式の既存作戦に吸収されたという。極東軍ラジオ放送中隊が送出した放送は、宣伝効果を考慮し、「国連軍総司令部放送」(Voice

of the United Nations Command)」という名称を使用した。この宣伝放送番組は、韓国放送(KBS)と日本放送協会(NHK)の放送局で制作され、当該放送網を通じ、送出された(ORO, 1952, pp.15-17)。

ラジオ放送中隊が所属した極東軍心理戦部は、国務省と統合参謀本部の指示を受けることになっており、立場が異なる場合には、協議を通じ、調整可能となっていた。ラジオ放送中隊は、心理戦部の企画政策課を通じ、国務省と統合参謀本部の指示に基づいた政策指針と週間計画などの伝達を受け、諜報課からは、日刊諜報報告書を受領し、放送番組のテーマを決定するのに活用された。作戦課ラジオ係からは、宣伝放送番組の制作や送出についての監督と調整を受けた(ORO, 1952, pp.19-20)。

シュラムが、極東軍のラジオ宣伝を担当する放送中隊の制度的条件に関し、深刻な欠陥であると指摘する事項は、二つある。まず、放送中隊構成員の大部分が、過去に心理戦遂行の経験を持たなかっただけでなく、対象となるオーディエンスの文化や言語についての公式なトレーニングを受けたこともなかったということである。したがって、放送中隊の構成員が、放送番組台本を作成する際、テーマ選定などで実質的に相当な裁量権を付与された。だが、過去の心理戦経験もなく、対象となるオーディエンスの文化や言語にも習熟していない彼らが制作する台本は、はたして効果的な宣伝物になるのかという疑問が提起された。これとともに、放送中隊が、心理戦部諜報課から提供される情報には、対象地域の基本的なメディア環境に関する情報、対象地域の事件や事情に関する情報、オーディエンスの反応に関する情報などが、まったく含まれておらず、放送中隊の適切な任務遂行に重要な障害要因として作用していると指摘した(ORO, 1952, pp. 36-40)。

シュラムは、このように対象地域と対象となるオーディエンスに関する情報の不足により、極東軍のラジオ宣伝番組の類型は、きわめて単純化されるしかなかったと判断した。敵国での心理戦ラジオの聴取は、大部分が秘密裏に行われるという初歩的な仮定に基礎を置いており、番組は、大部分ニュースと論評で構成されている。間欠的にドラマが提供されるにはされるが、これは依然としてオーディエンスの趣向について、なんらの認識もなく行われているため、その効果を予想することができない。そして、極東軍の宣伝放送は、ソ連、中国、北朝鮮など共産国家の宣伝放送と比べ、過度に相手に対する否定的なテーマを強調する傾向があると指摘される。こうした点で、極東軍の放送内容は、攻撃的というよりは、むしろ防御的であると評価した(ORO, 1952, pp. 59-62)。

このような極東軍宣伝放送の制度的な側面と放送番組の内容的な側面についての分析と診断に基づき、シュラムは、次のように改善のためのいくつかの勧告事項を提示した。まず、心理戦部隊の要員は、基本的に心理戦の経験を有する将校や兵士で構成されなくてはならず、彼らは対象地域のメディアと言語についての徹底したトレーニングを受けねばならない。次に、心理戦対象地域のメディア体制に関する研究が行われ、効果的な心理戦放送のための最小限の基礎情報を提供できなければならない。そして、番組の類型において、音楽や娯楽などを補完し、多様性を育まねばならず、内容面では肯定的なメッセージを強化しなければならないというものであった。最後に、心理戦放送の組織内で番組の評価・事前点検が行われなければならないというものであった(ORO, 1952, pp. 72-75)。こうした勧告が、実際に極東軍心理戦部に採用され、宣伝放送の改善に、どれほど活用されたのかについては、現在、利用可能な資料から把握することは困難である。先述した人的資源研究所の場合と異なり、陸軍の作戦研究所の研究結果は、報告書提出のほかに、他の用途で

用いられたようには見えない。

3) 米國務省関連の活動と研究プロジェクト

シュラムが、朝鮮戦争と関連し、実施した三つ目の研究プロジェクトは、1953年春に國務省からの発注を受けたものであった。この研究プロジェクトは、先述した二つの研究プロジェクトとは異なり、公式には、シュラムが学部長を務めていたコミュニケーション学部によって行われたものとなっている。だが、後述するように、シュラムが早くから國務省の関係者と緊密に交流してきたという文脈から見ると、事実上、シュラムが、同プロジェクトの申請と遂行に主導的な役割を果たしていたと推定しても無理はないであろう。シュラムは、國務省高官に送った最初の手紙で、自らが所長であったイリノイ大学コミュニケーション研究所を概括的に紹介し、國務省の研究プロジェクトを遂行する用意があることを明らかにした。当時、イリノイ大学コミュニケーション研究所は、コミュニケーション学部所属の組織であり、コミュニケーション研究所の教授は、すべてコミュニケーション学部の所属となっていた。

シュラムは、1950年9月初めに広報業務担当の國務省次官補であったエドワード・バレット (Edward Barrett) に送った手紙で、夏にヨーロッパで実施した国際コミュニケーションに関する調査研究を通じ、ソ連の効果的な宣伝活動を高く評価するようになった。そして、戦闘が起こる戦線や、宣伝・広報の戦線においても、アメリカが、迅速に対応せねばならないとの確信を持つようになったと主張した⁽¹¹⁾。シュラムは、イリノイ大学コミュニケーション研究所が、心理学、社会学、経済学、人類学など様々な分野の社会学者によって、コミュニケーションの問題が研究され、博士課程の学生への教育が行われている機関と紹介した。國務省が望み、要請することに力を貸したいと提案した。彼は、バレットが関心を持ちうるものとして、次の二つを提示した。一つは外国の放送番組コンテンツについての情報を提供する CIA の海外放送情報サービス (FBIS) と類似する主要国の新聞や雑誌の内容に関する情報を知らせる業務である。もう一つは、主要国のメディア利用習慣、趣向、時間などに関するオーディエンスの調査を行う業務である。シュラムは、こうした情報が、現在はアメリカにだけ豊富に存在しているが、外国でも、こうした情報の生産が、いくらでも可能であると主張した。

國務省とイリノイ大学の関連文書を通じ、1950年11月に、シュラムが國務省を二度訪問し、その後も國務省関係者との間で手紙のやりとりや会合を通じて、議論が続いていたとの事実が確認される。シュラムは、11月初めに國務省を訪問し、自らが提示したプロジェクトについて、バレット次官補に直接説明し、議論する機会をもった。続いて、バレット次官補に送った手紙で、主要国（特に冷戦の構図において無視されやすい西欧諸国）のオーディエンス調査の必要性について、強い意見を示し、調査を実行するための具体的で、段階的な処方も提示した⁽¹²⁾。シュラムは、11月中旬に再び國務省を訪問し、担当者⁽¹³⁾と会合を持った。そこでは、彼の提案したプロジェクトについての議論が、続けられたものと思われる。だが、11月下旬に米空軍人的資源研究所が、朝鮮戦争に関連した心理戦研究チームにシュラムの参与を要請し、彼の國務省との接触は、しばらく中断された。

もちろんシュラムが、國務省との連絡を完全に絶ってしまったわけではなかった。プロジェクト遂行のために韓国へ派遣される直前の11月末、シュラムは國務省関係者に送った手紙で自らの状況を説明し、急遽、作成した6ページからなる課題計画書を提出した⁽¹⁴⁾。同計画書において、シュラム

は、鉄のカーテンの背後にあるソ連を除外し、西ヨーロッパの友邦国とアラブおよび南アジア地域の国家に対する効果的な心理戦を遂行するため、体系的な情報収集の必要性を主張した。彼は該当国の大使館に、この分野の専門家を一人ずつ配置し、2~3人で構成された調査チームをヨーロッパに数ヶ月派遣し、このテーマについて、より深く研究させた。また、多数の民間専門家に奨学金を支給し、6ヶ月ないし1年間、選定された国家のコミュニケーションと意見形成の様態について研究することを提案した。バレット次官補の特別補佐官であったジェシー・マックナイト (Jesse MacKnight) は、返信で計画書の内容に関心を示し、国務省関係者が、これを検討中であると知らせ、シュラムが、韓国から戻った後に、再び接触すると述べた。⁽¹⁵⁾

シュラムは、帰国直後の1951年2月初めにマックナイトに送った返信で、昨年11月末に自ら送付した計画書について、再び言及し、バレット次官補や国務省関係者に、自らが韓国で把握するようになった情報を共有したいと伝えた。これに対して、マックナイトは、シュラムがワシントンを訪問する際、会談したいと応じた。⁽¹⁶⁾ 実際、シュラムは、3月中旬にワシントンを訪問し、マックナイトや関係者に会ったが、ここで非常に重要な提案をしたものと思われる。それは国務省や陸軍の作戦研究所、空軍のランド (RAND) 研究所、空軍大学など米政府関係機関の心理戦分野の研究を実施するための標準手続きを確立したことであった。また、これらの機関で、心理戦分野の研究が、相互に重なっていたり、繰り返したりすることを防ぐための政府の最上位の調整指針を作成するものであった。⁽¹⁷⁾ おそらく、こうした提案は、シュラムが、空軍大学の人的資源研究所によって実施された朝鮮戦争関連の心理戦研究に参加し、把握するようになった問題から始まったものと思われる。これにより、国務省関係者は、心理戦研究の実施標準手続きと調整指針案を準備し、米政府の対外宣伝と心理戦を総括する心理戦略委員会 (Psychological Strategy Board) への提出について議論した。⁽¹⁸⁾

こうしたプロセスを通じ、シュラムは、国務省関係者から大きな信任を得るようになったと思われるが、シュラムは、1953年にいたるや、朝鮮戦争と関連した国務省の研究プロジェクトを実際に行うようになった。彼が、学部長であったイリノイ大学コミュニケーション学部が、国務省国際情報局 (IIA) から委託を受けた研究の目的は、朝鮮戦争の休戦が差し迫った1953年4月末から5月初めまで、国務省傘下の「アメリカの声放送」(以下 VOA) と極東軍心理戦部の対韓放送 (以下 FEC) の内容を比較分析するものであった (IIA, 1953, p. 1)。

イリノイ大学コミュニケーション学部は、この研究プロジェクトのために、1953年4月26日から5月1日まで、二つの機関が放送した番組台本の英訳本を譲り受け、内容分析を行った。全体的には、VOA が FEC と比べ、放送番組の分量が、少し多かった (それぞれ159件と134件)。形式、主題、素材、アソシエーション・コード、品質などのレベルで、二つの機関の放送番組についての比較分析が行われた (IIA, 1953, pp. 1, 23)。シュラムは、1949年にイリノイ大学コミュニケーション研究所所属の教授として心理学者のチャールズ・オスグッド (Charles E. Osgood) を補充した。アソシエーション・コードは、彼が、1960年代初めに CIA の研究費支援を受け、開発したセマンティック・デファレンシャル法の初期作業であったとみなされる (Glander, 2000, p.169)。

報告書によれば、まず形式面では、全般的に、二つの放送内容のなかで、同様の事件が扱われているのは25%にとどまり、75%はそれぞれ独特の事件を扱っていた。詳細にみると、VOA の場合、全体の放送番組のなかで、論評と特集が60%を占め、残りはニュースでうめられた。一方で、

FEC は、ニュースが63%にのぼっており、残りが論評と特集であった (IIA, 1953, pp. 20-22)。また、FEC は、アメリカの商業放送で、しばしば接するようになる4文程度で構成された短い発表文のような形式も使用した (全体134件中12件)。

だが、テーマの面では、二つの放送が、一部を除き、おおむね親米、親国連、反共など共通のものを扱っていることが確認された。違いを見せたのは、アジア - 脅威というテーマ (共産主義がアジアに脅威である) であり、VOA が、FEC と比べ、ほぼ3倍近い比重 (全体の番組中24.2%) を占めていた。一方、平和に関するテーマ (我々は平和を願う) は、FEC が VOA と比べ3倍以上の比重 (全体の番組中15.2%) となっていた (IIA, 1953, pp. 33-34)。ここで VOA がアジア - 脅威のテーマを強調したのは、当時、共産主義陣営によるラオス侵攻があったためであり、FEC が、平和に関するテーマを強調したのは、休戦協定に関する議論が進行中であったためと理解することができる。

素材面からみると、VOA は FEC と比べ、主要国政府のなかで、米政府への関心が3倍 (全体の30%) に達したが、FEC は VOA よりも韓国政府に対する関心が、3倍以上 (全体の14%) であることを示していた。そのほか、他の国家 (北朝鮮、中国、ソ連、国連など) については、類似した比重を示している (IIA, 1953, pp. 36-39)。これは、VOA が米國務省傘下の対外宣伝放送として、アメリカの国際政策を世界に知らせる役割を担っている点で、当然 FEC より、米政府への関心が、さらに大きい。そして、FEC は朝鮮戦争に参戦した米軍を指揮する極東軍司令部の立場を広報する責任を負っている点で、関係当事者である韓国政府に対する関心が、VOA よりも、さらに大きいものであったと考えられる。

最後に、アソシエーション・コードの面では、二つの放送の差異が、顕著にあらわれている。まず VOA はアメリカと連携する概念として「助けとなる」、「強力な」、「人権」、「親近な」などと繋げられる文章が、一部、発見されたが、FEC には、そうした文章が不在であった。これに反し、FEC は、VOA と比べ、韓国と連携する概念として「強力な」、「親近な」などと繋げられる文章が、一部にみられたが、VOA には、まったくなかった。他方、ソ連と北朝鮮については、VOA と比べ、FEC が「純粋性の不在」や「人権の不在」という否定的概念に繋がる文章を、もう少し多く使用していることが確認された (IIA, 1953, pp. 45-48, 51-54)。つまり、上で詳しく見た素材面と類似し、VOA は、アメリカを、さらに強調する反面、FEC は、いっそう韓国を強調し、敵対国にも、さらに多くの関心を示した。

加えて、二つの放送は、一部、内容上の特徴から、違いを示していることがわかる。VOA は、評価していない表現を使用するのと反対に、FEC は、評価している表現を用いる傾向にあった (例えば「勇敢な」韓国軍という形式の表現)。また、FEC は VOA と比べ、共産主義者の残酷さを浮き彫りにし、緊張を高める放送番組を、より多く流し、韓国政府と関連した事案は、より詳細に扱った。韓国国民には、今後、経験する政治的・軍事的対立と直接、関連した内容を、さらに多く提供した (IIA, 1953, pp. 77-80)。

報告書は、これら二つの放送を比較分析した結果にもとづき、今後の研究のため、いくつかの研究プロジェクトを提案した。それらは、先に詳しく見たように、放送番組の評価的でない提示と評価的な提示のなかで、どちらがより効果的であるか、共産主義者の残酷さを浮き彫りにし、緊張を高める放送番組が、そうでないものと比べ、果たして、より効果的であるのか。二つのアメリカの

放送チャンネルが、同じ事件を扱いながら、細かなところで、互いに異なる内容を提供することが、オーディエンスのニュース受容に、どのような影響を及ぼすのか。そして、報道された事件の文脈は、宣伝の効果に、いかなる影響を与えるのかなどであった。(IIA, 1953, pp. 14-18)。しかし、現在、アプローチ可能な資料では、このような提案が、国務省によって、受け入れられ、その後、研究が行われたかどうかについて確認できない。先述の陸軍作戦研究所の場合と同様に、国務省の研究プロジェクトの結果も、報告書を提出すること以外に、他の用途で活用されたものではなかった。

4. おわりに：コミュニケーション研究の制度化を中心に

みてきたように、シュラムが、イリノイ大学コミュニケーション研究所を設立し、所長を務めた直後から、外部の研究プロジェクトを受託するために、様々な米政府機関と活発に接触した結果、朝鮮戦争期に空軍の人的資源研究所、陸軍の作戦研究所、そして国務省などの宣伝戦研究のプロジェクトを順番に一件ずつ受託した事実を確認することができた。これらの機関に提出された報告書を通じ、各研究プロジェクトの目的、方法、内容などを把握できた。すべての研究プロジェクトは、発注機関に、実質的な支援を提供できる現状分析と代案を提示しているという点で、おおむね肯定的な評価を受けた。こうした評価は、シュラムとイリノイ大学コミュニケーション研究所の研究遂行のための能力と姿勢に対する信頼をうむことで、今後、この研究所が、継続して、多様な外部の研究プロジェクトを受託できる足がかりとなったものと思われる (Crocker, 1969)。

イム・ヨンホ (2013) が記したように、一般的に研究者は、研究所や大学などの制度的環境のなかで、公認された手続きにしたがって、学術的知識を生産し、こうした知識を学生に体系的に伝授する。学問の制度的環境は、研究者の活動に非常に大きな影響を及ぼすため、その構造的な形成過程、あるいは初期の制度化過程についての分析が非常に重要であるという。以下では、現代コミュニケーション研究の初期制度化過程で主導的な役割を果たしたとして知られるシュラムの朝鮮戦争関連の心理戦研究が、そうした過程に、いかなる影響を与えたのかについて簡略に議論してみたい。さらに詳細な分析は、今後の研究テーマとして残しておく。

現在、利用可能な資料では、シュラムが米政府の安全保障機関から受託した宣伝戦関連の研究プロジェクトを通じ、どれほど多くの研究費を確保したのか、それについて正確な規模を把握するのは難しい。だが、先に見たように、先行研究者らは、シュラムが毎年確保していた研究費が、当時としては相当に高額な数十万ドルに達し、これらの研究費をイリノイ大学コミュニケーション研究所の教授スタッフの確保と大学院生への支援のために使用することで、研究所の迅速な定着と成長を成し遂げることができたと主張した (Rogers & Chaffee, 1997/2014)。このように大規模なコミュニケーション研究のための、他の資源が存在しなかった時期に、朝鮮戦争関連の心理戦研究を通じた莫大な研究費の確保は、当時、新生の学問分野であったコミュニケーション研究の迅速な制度化に大きな動力となったといえる。

一方、プーリー (Pooley, 2008) は、コロンビア大学応用社会調査研究所を率いていたラザースフェルトとイリノイ大学コミュニケーション研究所を率いていたシュラムを比較し、前者を非政治的な研究費追求型日和見主義者、後者を情熱的な冷戦の戦士と規定し、二人の研究者の動機を区分しなければならない主張した (pp. 58-59)。しかし、シュラムが愛国主義者であり、戦闘的な冷戦の戦士であったことは間違いがないが、そうだとするとシュラムに外部研究費を追求する動機が、

まったくなかったとみるのは難しい。先述したように、シュラムも新設されたイリノイ大学コミュニケーション研究所の円滑な運営と成長のために、早くから外部研究費を確保しようと非常に積極的であった事実を確認できるからである。

また、グランダー（1996, 2000）とピーターズ（Peters, 1986, 2008）は、互いに異なる視角を持ちながらも、2人とも外部研究費の確保を通じたコミュニケーション研究の迅速な制度化が、究極的にはコミュニケーション研究に否定的な影響を及ぼすものと考えていた。グランダー（1996）は、シュラムによる心理戦研究が、1950年代初期のコミュニケーション研究の支配的パラダイム構築に大きく寄与したと評価した。こうした支配的パラダイムは、調査や実験、内容分析などの方法を通じ、外部から支援を受けた研究費によって収集した資料の統計的分析を行う実証的研究を意味する。シュラムは、伝達モデルを、メディアを通じたコミュニケーションについて探求できる唯一の分析枠組みとして提示した。それは、送信者がチャンネルを通じ、メッセージを受信者に送れば、一定の効果が発生するというものである。このようにシュラムが制度化を主導した現代コミュニケーション研究において、メッセージ操作を通じて、大衆の考えや心を操る宣伝や広報、そして広告などに関する研究が主流を形成するようになった。これによって、主流のコミュニケーション研究は、冷戦期のメディアについて、民主主義制度を円滑に作動させるための権力監視機構や公共圏として捉えるよりは、支配勢力の社会統制を支援する手段と考える道具主義的視角に依存することで、深刻な道徳的イシューに逢着するようになった（Glander, 2000）。

これとは異なり、ピーターズ（1986）は、シュラムがコミュニケーション研究の迅速な制度化過程において、外部機関の財政支援を通じた学際的な社会問題研究、あるいはラザースフェルトが語った「政策科学」モデルを、核心的な学問活動のモデルとして確立することで、意図したか、意図しなかったかのあいだで、結果的に一つの独立したディシプリンとしてのコミュニケーション研究が、理論の欠乏ないしは知的な貧困に陥ることになった事実注目した。彼によれば、ここで言う政策科学は、民主主義の構築や発展に助けとなるよりは、第二次世界大戦終結後、世界の覇権国家として浮かび上がったアメリカが、共産主義を防御するのに活用する「冷戦の武器」としての学術活動を意味する（pp. 535）。ピーターズ（2008）は、後に、こうした論旨を発展させ、コミュニケーション研究の迅速な制度化が招いた理論的欠乏や知的貧困が、1970年代以後、そのアイデンティティをめぐる議論とパラダイム論争を招来しただけでない。それによって、ハーバーマス（Jurgen Habermas）ら20世紀の代表的知識人らが、コミュニケーション領域を現代の核心的なイシューとして扱いつつも、厳然と学界で一つの独立したディシプリンとして認められるコミュニケーション研究という分野を徹底して無視してしまうなどの学問的孤立を自ら招いたと主張した。

このように現代コミュニケーション研究の創始者として認められるシュラムが、朝鮮戦争期に米政府の安全保障機関の宣伝戦関連研究を実施し、確保した高額な研究費で、自らが率いるイリノイ大学コミュニケーション研究所を成長させ、所属の大学院を通じて、多数の専門研究者を輩出することで、コミュニケーション研究の迅速な制度化に寄与したことは明らかである。だが、そうした過程で、いくつかの否定的な遺産を生み出したことも否定できない。何よりも、シュラムが確立した支配的パラダイムは、冷戦期にコミュニケーション研究が、宣伝などの説得コミュニケーションの効果研究を通じ、民主主義制度の改善や発展よりは、支配権力による効率的な大衆統制に助けと

なる反民主的な学問的アイデンティティを持つようにしたという点で批判を受けざるをえない。一方、主流コミュニケーション研究が、政策科学として位置づけられ、権力機関の注文を受け、研究を実施したがゆえに、包括的なコミュニケーション現象についての体系的な理論の構築に失敗した。これによって後期近代社会において、関心の核に浮上したコミュニケーション現象を扱う他の学問分野の研究者から、徹底して無視された。事実上、学問世界で孤立し、疎外される立場を自ら招いてしまったと言える。

もちろん1970年代後半に主流コミュニケーション研究の支配的パラダイムへの批判と挑戦が提起されて以後、パラダイム論争が活発に展開され、支配的パラダイムの覇権的地位は崩れ、多様な研究パラダイムの共存やパラダイム間の収斂現象が、一部で現れたことも事実である(梁承穆, 1999)。だが、21世紀の新たなメディア環境のなかでも、過去に主流コミュニケーション研究の支配的パラダイムであった、いわゆる価値中立的な実証的研究が、依然として強力な影響力を維持しているという事実を否認することは困難である。

参考文献

- 경향신문 (1979, 8, 31). 본사 주최 TV 국제학술 심포지엄 개막. 1면.
- 김규환 (편) (1977). <한국 커뮤니케이션 연구>. 서울: 민중서관
- 김일환·정준영 (2017). 냉전의 사회과학과 실험장으로서 한국전쟁: 미공군 심리전 프로젝트의 미국 인 사회과학자들. <역사비평>, 118호, 280-317.
- 매일경제 (1983, 9, 3). 서울대 신문연구소 국제학술 심포지엄. 4면.
- 양승목 (1999). 주류 언론학의 제도화와 패러다임 변화. <언론과 정보>, 5호, 67-103.
- 양승목 (2005). 초창기 한국 언론학의 제도화와 정체성 변화: 남정 김규환 소고. <커뮤니케이션 이론>, 1권 1호, 1-34.
- 임영호 (2013). 한국 언론학의 제도적 성공담과 내재적 위기론. <커뮤니케이션 이론>, 9권 1호, 6-38.
- 정용욱 (편) (2005). <6·25전쟁기 미군 심리전 관련 자료집 2>. 서울: 선인.
- Buxton, W. (1994). From radio research to communications intelligence: Rockefeller philanthropy, communications specialists, and the American intelligence community. In A. Gagnon & S. Brooks (Eds.) *The political influence of ideas: Policy communities and the social sciences* (pp.187-209). Westport, CT: Greenwood.
- Chaffee, S. & Rogers, E. (1997). Wilbur Schramm, the Founder. In S. Chaffee & E. Rogers (Eds.), *The beginnings of communications study in America: A personal memoir*. 임영호 (역) (2014). 윌버 슈람: 창시자. <언론학의 기원> (229-277쪽). 서울: 컬처북.
- Chaffee, S., & Rogers, E. (Eds.) (1997). *The beginnings of communication study in America: A personal memoir*. 임영호 (역) (2014). <언론학의 기원>. 서울: 컬처북.
- Crocker, G. E. (1969). Some principles regarding the utilization of social science research within the military. In E. T. Crawford & A. D. Biderman (Eds.), *Social scientists and international affairs: A case for a sociology of social science* (pp. 185-194). New York, NY: John Wiley & Sons, Inc.
- Division of Communications, University of Illinois (1953). *Our broadcasts to Korea: A comparative analysis of one week of broadcasting to Korea by the Voice of America and the Far East Command*. Prepared for

- the U.S. International Information Administration. NARA RG 306 Records of the U.S. Information Agency, Office of Research, Box 67.
- Gary, B. (1996). Communication research, the Rockefeller Foundation, and mobilization for the war on words. *Journal of Communication*, 46 (3), 124-147.
- Glander, T. (1996). Wilbur Schramm and the founding of communication studies. *Educational Theory*, 46 (3), 373-391.
- Glander, T. (2000). *Origins of Mass communications research during the American Cold War: Educational effects and contemporary implications*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum.
- Oppenheim, R. (2008). On the locations of Korean War and Cold War anthropology. *Histories of Anthropology*, 4, 220-259.
- Peters, J. D. (1986). Institutional sources of intellectual poverty in communication research. *Communication Research*, 13 (4), 527-559.
- Peters, J. D. (2008). Institutional opportunities for intellectual history in communication studies. In D. Park & J. Pooley (Eds.), *The history of media and communication research: Contested memory* (pp. 143-162). New York, NY: Peter Lang.
- Pooley, J. (2008). The new history of mass communication research. In D. Park & J. Pooley (Eds.), *The history of media and communication research: Contested memory* (pp. 43-69). New York, NY: Peter Lang.
- Riley, J., & Schramm, W. (1951) *The reds take a city: The communist occupation of Seoul*. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press.
- Riley, J., Schramm, W., & Williams F. W. (1951). Flight from communism: A report on Korean refugees. *Public Opinion Quarterly*, 15 (2), 274-286.
- Robin, R. (2001). *The making of the cold war enemy: Culture and politics in the military-intellectual complex*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Rogers, E. (1994). *A history of communication study: A biographical approach*. New York, NY: Free Press.
- Schramm, W. & Riley, J. (1951). Communication in the Sovietized State, as Demonstrated in Korea. *American Sociological Review*. 16/6, 757-766.
- Schramm, W. (1952). *FEC Psychological Warfare Operations: Radio*. Operations Research Office, Department of Army (ORO-T-20).
- Schramm, W. (1980). The beginning of communication research in the United States. In D. Nimmo (Ed.), *Communication yearbook* (No. 4) (pp. 73-82). New Brunswick, NJ: Transaction.
- Schramm, W. (1997). The forefathers of communication study in America. In S. Chaffee & E. Rogers (Eds.), *The beginnings of communication study in America: A personal memoir*. 임영호 (역) (2014). *미국 커뮤니케이션 연구의 시조. <언론학의 기원> (19-225쪽)*. 서울: 컬처북.
- Schramm, W. (Ed.) (1949). *Mass communication*. 김규환 (역) (1960). *<매스 커뮤니케이션>*. 서울: 서울대학교출판부.
- Schramm, W. (Ed.) (1954). *Process and effects of mass communication*. Urbana, IL: University of Illinois Press.
- Schramm, W., Riley, J., Pelzel, J., & Williams, F. (1951). *A preliminary study of the impact of communism upon Korea*. Human Resources Research Institute (HRRI), Air University, United States Air Force.

Simpson, C. (1994). *Science of Coercion: Communication Research and Psychological Warfare, 1945-1960*. 정용욱 (역) (2009). <강압의 과학>. 서울: 선인.

※ 本論文は、『韓国言論情報学報』(2020年通巻99号)に掲載された「윌버 슈람의 한국전쟁 심리전 연구와 언론학의 제도화」を全訳したものである。

(訳注) 本論文で使用される対韓放送および対韓宣伝放送は、朝鮮半島全体に向けて行われた放送を意味している。

- (1) 梁承穆(2005)は、シュラムが、“金圭煥の招請で二度も韓国を訪問”したと記述しているが(14項)、具体的に訪問時期と目的を明らかにしなかった。一方、金圭煥は<マスコミュニケーション>(Schramm, 1949/1970)韓国語版のあとがきで1970年春にシュラムが、新聞大学院を訪問したと語った。だが、やはりシュラムがどのような目的で訪問したのかを明らかにしておらず、実際にシュラムが、その時に韓国を訪問したのかどうかさえ他の資料を通じて確認できなかった。また、<ソウル大学校言論情報研究所50年史>は、<1946~1996ソウル大学校50年史1> 435項を引用し、シュラムが1972年に同研究所で開催された‘米国コミュニケーション研究現況’に関する国際シンポジウムに参加したと記述している。これも他の資料を通じて確認できなかった。したがって、現在としては、1960年代以後にシュラムが韓国を訪問した回数について正確にはわからない。
- (2) この三編の研究報告書は、研究プロジェクトを発注した機関の略称を用いて、それぞれ HRRI (1951)、ORO (1952)、IIA (1953) と表記する。HRRI (1951) は、参考文献上では Schramm, Riley, Pelzel & Williams (1951) で、ORO (1952) は Schramm (1952) であり、IIA (1953) は Division of Communications, University of Illinois (1953) に相当する。HRRI と IIA については、初めから機密に分類されておらず、ORO は、1959年に機密解除され、一般に公開された。
- (3) チャフィーとロジャース (1997/2014) は、この研究プロジェクトを、シュラムが、アメリカ空軍の人的資源研究所 (HRRI) ではなく、合衆国情報庁 (USIA) の招待で、北朝鮮の侵攻時期に共産主義が及ぼした影響に対する世論調査を、ソウルで実施したと間違っ記述したこともある。こうした誤りは、不可思議に見えるが、その理由は、この報告書の著者が、出典で示した論文 (Riley & Schramm, 1951; Schramm & Riley, 1951) の冒頭やタイトルの脚注で、米空軍の人的資源研究所が構成した研究チームが、韓国で遂行した心理戦研究プロジェクトの成果であると明らかにしているからである。事実、シュラムが USIA の支援を受けて行った最初の研究プロジェクトは、心理戦要員に対する訓練マニュアルを作成することだった。その報告書は<マスコミュニケーションの過程と効果 (Process and Effects of Mass Communication)> というタイトルで、1954年にシュラムが責任者であったイリノイ大学出版部で出版され、その後、多数の大学でコミュニケーション研究専攻の学生向け教材として活用された (Chaffee & Rogers, 1997/2014)。
- (4) Institute of Communications Research, “Communication and Inter-Continental Warfare,” University Archives, Institute of Communications Research, University of Illinois (以下、ICR), Box 1.
- (5) 事実、一部の北朝鮮出身民間人インタビューと北朝鮮地域の鹵獲文書は、研究チームがアメリカに戻った後に人的資源研究所東京支部の翻訳を経て、何度か本部を通じて研究者らに伝達されたが、シュラムはこれによって報告書作成を繰り返し行わなければならない煩わしさを吐露し、資料送付が、いつ終わるのか教えてほしいと繰り返し要請した。(Letter from Schramm to Williams, February 9, 1951; Letter from

Schramm to Williams, February 16, 1951; Memorandum from Schramm to Pelzel, Riley, Williams, Subject: Current Business, Not Dated, ICR, Box 5).

- (6) Letter from Schramm to Bowers & Williams, June 28, 1951, ICR, Box 7.
- (7) Letter from Ellis A. Johnson, Director, ORO to Schramm, September 10, 1951, ICR, Box 7.
- (8) Letter from Anderson R. Badger, Asst Administrative Officer, ORO to Schramm, November 9, 1951; Letter from Adjutant General, Department of Army to Commander-in-Chief, Far East, Subject: Dr. Wilbur Schramm, Operations Analyst, ORO, November 15, 1951, ICR, Box 7.
- (9) Letter from Maurice J. Mountain, Acting Project Chairman to Schramm, December 8, 1951, ICR, Box 7.
- (10) Letter from Schramm to Mountain, January 11, 1952, ICR, Box 7. 一方、シュラムは、作戦研究所の関係者から極東軍が11月と12月に散布したビラと散布枚数を伝えられ、その内容を分析する作業も行った。Letter from John Ponturo, ORO to Schramm, January 3, 1952; Letter from Schramm to Mountain, January 11, 1952, ICR, Box 7. しかし、作戦研究所で発刊された極東司令部のビラ宣伝戦に関する最終報告書の共著者名簿に彼の名前が抜けていることから、何らかの理由でシュラムはこの課題の最終報告書作成には参加しなかったと思われる。Kendall, W., Ambrose, D. E., Hinrichs, G., Oglobin, P. K., Ponturo, J., FEC Psychological Warfare Operations: Leaflets, March 31, 1952, ORO-T-21 (FEC) ; 鄭容郁, 2005, 293-469頁
- (11) Letter from Schramm to Barrett, November 7, 1950, ICR, Box No. 1.
- (12) Letter from Schramm to Barrett, November 10, 1950, ICR, Box No. 7.
- (13) Memorandum from MacKnight, Special Assistant to Bowman, Public Relations Section, Department of State, Subject: Wilbur Schramm, Division of Communications, University of Illinois, November 15, 1950, National Archives and Record Administration (以下、NARA), Record Group 59, Bureau of Public Affairs, Lot File 61D53, Box 73.
- (14) Letter from Schramm to Ennis, Program Planning and Evaluation, November 27, 1950, ICR, Box No. 7; Letter from Schramm to Barrette, November 28, 1950, ICR, Box No. 8.
- (15) Letter from MacKnight to Schramm, December 6, 1950, ICR, Box No. 7.
- (16) Letter from Schramm to MacKnight, February 9, 1951; MacKnight to Schramm, February 15, 1951, NARA, Record Group 59, Bureau of Public Affairs, Lot File 61D53, Box 73.
- (17) Memorandum from MacKnight to Kirkpatrick, Subject: Follow-up on Our Meeting with Wilbur Schramm, March 16, March 21, 1951, NARA, Record Group 59, Bureau of Public Affairs, Lot File 61D53, Box 73.
- (18) Ibid.

【解説】 小林 聡明

ウィルバー・シュラム (Wilbur Schramm) は、現代アメリカにおいて、主流のコミュニケーション研究の創始者と称される。朝鮮戦争期、シュラムは、米政府機関から心理戦研究プロジェクトを受託した。それは、どのようなプロジェクトであり、現代のコミュニケーション研究の学問的パラダイムに、いかなる意味をもたらしたのか。本論文は、①シュラムが、心理戦研究プロジェクトを行うにいたった文脈とプロセスを分析し、②そのプロジェクトの内容と結果を検討し、③シュラムによるプロジェクトの遂行が、主流コミュニケーション研究の制度化に及ぼした影響を明らかにしようとするものである。そこには、次のような問題関心がたたみ込まれている。

第一に、現代のコミュニケーション研究の展開と冷戦との関係についてである。新聞学やマス・コミュニケーション研究、コミュニケーション研究、さらにプロパガンダ研究などの名前で呼ばれる一連の研究領域は、いくつかの戦争によって、その発展の資源が供給されてきた。これまでの研究では、ここでいう「いくつかの戦争」のなかで、主として20世紀前半の第一次世界大戦や第二次世界大戦に照準されてきた。だが、最近の研究では、20世紀後半、全地球を戦場として戦われた冷戦も、こうした研究パラダイムに大きな影響を与えてきたことが、指摘されている。本論文は、現代のコミュニケーション研究が、冷戦という歴史的な文脈のなかで、どのように制度化され、発展したのかを把握することで、今日、それが持っている学問的パラダイムのルーツを照らし出すことを目指している。

第二に、こうした冷戦知としてのコミュニケーション研究は、どのような性格を有していたのかという関心である。本論文は、米政府が、冷戦の展開過程で、社会科学分野における新生の学問であったコミュニケーション研究を、どのように動員し、活用したのかに着目し、冷戦知としてのコミュニケーション研究が有する性格の一端に光を当てようとするものとなっている。

韓国で発表された本論文を翻訳し、日本語の読者に紹介する意味は、少なくとも次の2つの点から述べることができる。第一に、多様な資料を渉猟し、分析を試みている点である。

本論文は、米国立公文書館 (NARA) に所蔵される米政府文書のほか、朝鮮戦争当時、シュラムが勤務していたイリノイ大学のアーカイブに所蔵される彼の手紙と公文書といった多様な分析資料を活用している。本論文でも言及されているように、伝統的なコミュニケーション研究の史的研究では、研究者個人の手紙や研究機関・民間財団の公文書、さらに機密解除された政府文書などの資料には、ほとんど関心が向けられてこなかった。こうした多様な資料を活用した研究は、メディア・ジャーナリズム、そしてコミュニケーション研究の歴史研究だけでなく、学説史研究や理論研究などの研究領域においても、アーカイブズを活用した研究に、新たな方法論的可能性を想起させるものとなる。⁽¹⁾日本の研究蓄積において、アーカイブズを活用したコミュニケーション研究の史的研究や、メディア史、ジャーナリズム史研究は、依然として十分とは言えない。本研究は、こうした研究分野において、方法論的可能性をめぐる議論に一石を投じるものとなろう。

第二に、コミュニケーション研究の史的研究が有する「空白」を埋めるための手がかりを提供するものとなる。先述したように、コミュニケーション研究と戦争の関係は、論じられてきつつも、とりわけ日本語の研究蓄積においては、第一次、第二次世界大戦期に照準されてきた。それは、時間軸を1945年以降に押し広げることなく議論を展開するものとなっている。1940年代後半から始ま

る冷戦期については、いわば「空白」のまま残されているといえよう。冷戦期東アジアで勃発した熱戦としての朝鮮戦争が、20世紀後半におけるコミュニケーション研究の展開にとって、どのような意味をもたらしたのかを検討する本論文は、そうした「空白」について、東アジアの文脈から埋めようとする、一つの野心的な試みとして位置づけられる。むろん、コミュニケーション研究だけでなく、ジャーナリズム研究やジャーナリスト教育の歴史研究においても、冷戦期東アジアという時空間のなかで論じることが必要であり、実際、行われてきてもいる。⁽²⁾ 本論文は、新たな方法論的可能性を念頭に置きながら、こうした研究の文脈に接続し、さらに活発な議論を呼び起こすものとなる。ここに本論文を翻訳し、紹介する二つ目の意味がある。

最後に、著者の車載永教授について紹介しておきたい。車教授は、釜山出身で、ソウル大学新聞学科（現、言論情報学科）で学士号、同大学で修士号を取得されたのち、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校コミュニケーション学部で博士号（Ph.D.）を取得された。1995年から韓国中部にある国立大学の忠南大学言論情報学科にて教鞭をとっており、ジャーナリズム理論およびメディア社会学を専門としている。2010年には、韓国言論情報学会会長を務めた。最近の論文として、「宣伝としての図書翻訳：米軍政期アメリカ図書翻訳活動の展開と意味」（『韓国言論学報』62（3）、韓国言論学会、2018年6月）や「1950年代米務省のアメリカ言論専門家派遣事業研究：韓国言論に与えた影響を中心に」（『韓国言論情報学報』87、韓国言論情報学会、2018年2月）などがある。現在、理論研究と歴史研究の交差点から、韓国ジャーナリズム、メディア、コミュニケーション研究の展開とアメリカの関係を明らかにする研究に精力的に取り組んでいる。

- (1) アーカイブズを用いたメディア史研究の可能性に関する議論は、拙稿「メディア史研究におけるマルチ・アーカイヴァルな研究手法の可能性：資料調査における自らの反省と教訓をふまえて」『マス・コミュニケーション研究』93、2018年を参照。
- (2) 日本大学法学部新聞学研究所で実施した共同研究『戦後日本における新聞学／コミュニケーション研究の歴史的展開に関する初期的分析—新聞学科の設立とアメリカの知的パラダイムに焦点をあてて—』（平成30年度、代表者・小林聡明、分担者・石川徳幸、米倉律、佐幸信介）のほか、その成果として、石川徳幸「戦前期日本の高等教育機関における「新聞教育」の萌芽—新聞学科創設以前の日本大学における新聞関連講座を中心として—」『ジャーナリズム&メディア』第11号、2018年3月、同「戦後日本の「新聞教育」と日本新聞協会—1940年代後半から1950年代の大学における「ジャーナリスト教育」の蹉跌—」『ジャーナリズム&メディア』第14号、2020年3月、拙稿「GHQ 占領期日本のジャーナリズム教育とモット博士：1947年3～4月—日本人教授らとの学術交流を中心に—」『ジャーナリズム&メディア』第11号、2018年3月などがある。

書評

Ward, Stephen J. A., (2015) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Chichaster: Wiley Blackwell.

塚本 晴二郎*

はじめに

ウォードは現行のコミュニケーション革命に対応するために、メディア倫理学はラジカルな再検討を必要だと考える。本書はなぜそう考えるのかから始まり、ラジカル・メディア倫理学を提唱し、それを根づかせるための倫理綱領の草案を示して終わる。最後に示す倫理綱領はウォードの考えを明文化したものである。

誰もが情報受発信者になれるという技術革新が、ジャーナリズムとジャーナリストのあり方に及ぼす影響を、この倫理綱領は具体化しているのである。ジャーナリズムを学ぶ者にとっては興味深いものである。そこで、ウォードの倫理綱領の全訳を資料として本誌に掲載することを思い立った。ただ、それだけでは趣旨が伝わりにくいので、著書まで全訳するわけにもいかない。簡単な書評も併せて掲載することにした。「2. 本書の構成」を長くし、その中でも章によって著しいアンバランスがあるのは、倫理綱領を理解するのに特に理解しておくべき、ウォードの考え方を詳述したかったからである。

なお、書評は塚本が担当し、倫理綱領の全訳は、塚本の監修の下で、日本大学大学院新聞学研究科博士前期課程1年の本多祥大君が担当した。

1. ウォードの問題意識

メディアの技術革新は、ジャーナリズムとコミュニケーションをグローバルで双方向性の事業へと変えた。今や毎日、専門職としてのジャーナリストばかりでなく、非常に多くの人々がジャーナリズムという行為に関わっている。オンライン・ネットワークでは社会的不平等、文化的相違、権力の不均衡という状況下で、情報、分析、唱道等が提示される。コミュニケーションの恐るべき権力は、平和や正義といった善を促進したり損ねたりできる。しかしそのことが、ジャーナリストが専門職であることの原因ではなくなった。

このような新しいメディア状況は、インターネットが登場するはるか以前の、新聞を中心とした伝統的な倫理学原理に疑問を呈する。客観報道であるとか、ニュースの裏が取れているかどうか、というようなメディア倫理学の原理は、競合する価値によって揺らぎ、メディア倫理学は混沌とした領域となった。

それゆえ、中心となる疑問は、グローバルなデジタル・メディアの時代における責任あるメディアの実践や、パブリック・コミュニケーションのための目的と原理とは何か、ということである。しかも、多くのジャーナリスト、編集者、報道機関、メディア倫理学者、市民等には、その答えが

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

あるのか、もはや定かではない。

このような状況下では、三つの選択肢が考えられる。第1に、メディア倫理学懐疑論である。メディア倫理学という思想、すなわち責任ある実践という概念に関する共通した合意は、今日のメディアの世界のための不可能な目的とみなすものである。倫理学はグローバルなデジタル世界には不適切である、とするのである。第2に、保守的な対応である。すなわち、我々は伝統的なメディア倫理学へ回帰し、既存の原理の慎重な改善に従事するのである。そして第3に、ラジカルな対応である。すなわち、我々はメディア倫理学の基本的思想を再構築するのである。

ウォードは第3の選択肢を選ぶとする。その理由は以下の通りである。

第1の意見は、倫理的に受け入れられない無責任なものである。いかなる時代にもメディアの倫理は、たとえ誰がその内容を制作し公表の手段を所有しようとも、公表の自由の責任ある使用である。ジャーナリストは、市民に情報を伝えられるが誤解もさせうる。

倫理学を拒否することは、メディア倫理学とデモクラシーの重要な関連を無視することである。大部分で、我々のデモクラシーの健全さは、責任あるメディア・システムに依存するし、責任あるメディア実践者を要求する。メディア倫理学は、社会によって論じられるべきである。メディア倫理学への関心はプレス所有者、メディアの団体、メディアの専門職業人等のものではない。それは、いの一に市民のものである。この討論において、専門職としてのジャーナリストは重要な役割を演ずるが、一方でメディア・システムのどのような類が我々の社会（あるいは世界）の必要なことを行っているのか、というような初歩的な疑問がある。社会の成員にとっての「メディアの必要性」とは何か。それが判明すれば、ニュース・メディアの義務や自由を定義することができるのである。

第2の選択は大きな改革に対する保守的な抵抗であり、メディアの本質と社会の成員との今日の問題を考えると不適当である。メディア倫理学という学問分野は、大胆な歩みへの準備である。メディア倫理学という学問分野は、ジャーナリズムにおける否定や緊張が、どのように新しい概念やアプローチによって取り込まれるかを示すべきである。メディア倫理学を拒否すること、すなわちメディア倫理学の概念を最新のものにすることに失敗することは、新しい時代への挑戦へと立ち上がることに失敗することである。メディア倫理学は、メディア・システムと社会の変化を進展させなければならないし、追跡しなければならない。また、メディア倫理学を拒否することは、無責任なコミュニケーションや誤った編集方針を作り出すことである。

2. 本書の構成

ウォードが本書で述べようとしているのは、グローバルな統合倫理学の基本概念である。

「第1部 理論的基盤」では、「第1章 倫理学の存在論」で倫理学とは何かを検証している。重要な社会的実践の倫理学の役割を強調し、協働作業、公正な制度、個人・諸集団間の正しい関係等を促進する行為規範をはっきりと表現する、としている。

「第2章 規範的解釈としての倫理学」は、行為と実践の規範的解釈として倫理学を説明している。そしてジャーナリズムへの応用へと繋げていく。ジャーナリストは、法的にも倫理的にもその行為が規制され、その地位に見合った職務と制度的責任がある社会的な試みに該当する。同様のことは、様々な社会的実践である広告、マーケティング、広報等のメディア倫理学のより広い概念に

も応用できる。メディア倫理学とは、以上のような実践の規範的解釈の名称である。メディア倫理学は行為規制の提案である。中でもジャーナリズムは解釈だらけである。ジャーナリストは出来事を解釈し報道する。ジャーナリストはまた、暗示的にも明示的にも、自身が行っていることとその主眼が何であるかを解釈する。解釈はジャーナリズムとジャーナリズム倫理学についての、メタ倫理学理論へと展開される。例えば、アメリカ専門職ジャーナリスト協会（SPJ）の影響のある綱領の前文は、ジャーナリズムの実践の目的、すなわち最良の状態のジャーナリズムを追求するための規範的解釈の古典的な例である。しかしながら、SPJの解釈はアメリカ内外のジャーナリズムの多くの解釈の一つでしかない。ジャーナリズムの理解は、「自由でデモクラティックなプレス理論」というような、プレス理論によって影響されてきた。しかし「規範的解釈」と「プレス理論」は意味づけにおいて同様であるが同義ではない。プレス理論のより良いシステムを展開しようという最近の試みである、『メディアの規範理論（註）』は、メディアの実践を批判する「認知的地図」を創造することで、リベラルなプレス理論を超越する役割を示した。規範的解釈の概念は、『メディアの規範理論』のような理論と類似する。規範的解釈と規範理論の両方は、メディアがどのように行為すべきか述べることを目的とする。両方とも適切な理論や解釈が、規範の伝統の一部であると信じる。両アプローチとも、デモクラシーにおけるジャーナリズムに、問いを限定する。主な相違は規範的解釈の実践的目的、すなわち現実の実践的指導と、それが共有されてどのように実践に現れるか、である。ジャーナリズムの規範的解釈は、倫理綱領や編集方針を含む。プレス理論や規範理論の目的は、理論的思弁的なものであって、実践的ではない

「第3章 ラジカル倫理学の含意」では、ラジカル倫理学の概念のために、第1章と第2章の関わりを引き出すとともに、ラジカル倫理学は、前提となる絶対的な必要性とか人間の行為の評価の不変の原理を拒否する、とする。新しい状況に常に反応するような、価値の一貫して進化する解釈、として倫理学をみている。倫理学は、規範的解釈の実践であり、このような考えの一群が、他の見解の欠点を正し、グローバルな相互作用的なメディアの新しい倫理学を構築するための、正しい精神構造を供給するとしている、と考える。

「第2部 ラジカルな統合倫理学の形」では、「第4章 ラジカル・メディア倫理学」で、まず前デジタル・メディア倫理学について述べている。メディア倫理学が存在する以前に、ジャーナリズム倫理学が存在した。ジャーナリズム倫理学は、アメリカ等でジャーナリストが専門職能団体を確立した1900年代初めに現れ始めた。そうした職能団体は、客観性、真実を述べること、編集の独立等お馴染みの原理をもつ倫理綱領を構築した。他のメディアの形態が発展した後に、「メディア倫理学」という用語は、一般的に専門職としてのメディアの実践の規範に正しく言及するため、造り出された。メディア倫理学はジャーナリズム、広告、マーケティング、広報等の倫理学に言及する。ジャーナリズム倫理学は、メディア倫理学の枝分かれしたものと考えられる。メディアの倫理は、ジャーナリズムから広告までの、公表の自由の責任ある使用として定義された。メディア倫理学の目的は、責任あるメディア実践を定義する規範を供給し、健全な倫理的判断をする実践者へと導くことであった。1800年代末と1900年代初めは、多くの集団が医師から法曹まで、専門職と考えられることを追求する時代だった。専門職は、社会の成員に奉仕するという、最優先のはっきりとした義務を持つ。社会の成員に奉仕することは、特定の人や集団の利益に奉仕することに勝る。ジャーナリスト等の自らを専門職と考える職業人は、公的奉仕によって目的や義務を定義するよう

になった。ニュースや広告が、社会の成員に達することに事実上の独占をしているという、ジャーナリストとの間の権力不均衡は倫理学へのコミットメントを要求した。ジャーナリストは、公表されることとそうでないことに関する、責任あるゲート・キーパーとして行為する専門職的義務を持った。その義務に忠実であるために、ジャーナリストは不偏不党で、独立し、報道において客観的であり、ニュースと意見を区別し、プレス評議会やオンブズマン等によって支援される。以上のような自ら課した倫理学は、ジャーナリズムの自主規制を構成した。

それではいかなる発展が、前デジタルのジャーナリズム倫理学に対する、最大の損害になるだろうか。それは20世紀末頃に始まった技術的発展であった。その発展はデジタル・メディアの登場と、比較的 low cost で制作可能であった、オンラインのコミュニケーションや公表の多くの新形態であった。今日メディア倫理学は、広く市民に可能な双方向的グローバル・コミュニケーションへと拡張する混沌とした分野である。人間は社会的で、コミュニケーションする生き物であるから、人間のメディア環境に対する主な変化は、情報を広めるための電子装置以上のものとなる。新しいメディア環境は、人間がどのように考え、感じ、コミュニケーションし、共生するかを形作る。混迷のほとんどは、二つの傾向によって生じた。一つの傾向は、雑多なニュース・メディアの出現である。技術の多くのタイプが、内容の多くのタイプを創り出すから、ニュース・メディアは雑多になる。市民が公表のための技術にアクセスするという、メディアの民主化はニュース・メディアを雑多なものにする。結果として、専門職ジャーナリストの部類を超えて、非政府機関のウェブ・ライター、インターネット上にブログを持つ科学者、市民ジャーナリスト等を含むようになったメディア実践者やジャーナリストというものは、劇的に増加してきた。もう一つの傾向は、ニュース・メディアを含むメディア一般のグローバル化である。ニュース・メディアは、争点が移民、気候変動、国際安保の何れであろうとも、ニュース・メディアがグローバルな争点や出来事に関して報道する時、範囲も、影響も、内容もグローバルなのである。この二つの傾向の影響による六つの疑問があげられる。

- ・アイデンティティに関する疑問：もし市民や非専門職的ジャーナリストが、世界中の出来事を報道したり分析したりするならば、ジャーナリストとは誰のことか。
- ・メディア倫理学の視野についての疑問：もし誰もが潜在的に公表者であるならば、メディア倫理学は誰にでも適用するものなのか。もしそうならば、どのようにメディア倫理学を変えるのか。
- ・メディア倫理学の内容についての疑問：何が適切な原理か。
- ・新しいジャーナリズムについての疑問：ジャーナリズムの新しい形態はどのように倫理的でありうるか。例えば、非営利的ジャーナリズムはどのようにして資金提供者から編集の独立を維持できるのか。
- ・コミュニティの関与についての疑問：いかなる倫理的規範が、外的集団を伴った市民的内容と編集室との協力の使用指針たるべきか。
- ・グローバルな影響についての疑問：ジャーナリストはグローバルなコミュニケーター、すなわち変化に関するグローバルな担い手と自身をみるべきなのか。

ラジカルな改革なくしては、メディア倫理学は専門職ジャーナリズムと、増大する非専門職実践

者の両方の現実のメディア実践にますます不適切になるだろう。主な疑問に答えるために、ジャーナリズム倫理学は、倫理的対話にどのようにアプローチするか、という「手続き」と、責任あるジャーナリズムがデジタルで、グローバルな世界において定義する目的や原理という「内容」の、一対の領域で創意に富むものである必要がある。手続きによって、ジャーナリズム倫理学は、内容を明確にすることや、変更することという意義ある役割を、市民に許すべきである。ジャーナリズム倫理綱領の見直しは、ジャーナリズムの専門職能団体内の内輪事であるべきではない。同時に、倫理学者や専門職ジャーナリストは、綱領の見直しとメディアについて、ますますグローバルな見地から倫理学にアプローチする必要がある。ジャーナリストはグローバル・メディア倫理学を展開する努力を支援すべきである。内容によって、ジャーナリズム倫理学は、新しい実践者や実践に応用するため中核の信念や規範を再解釈する、というやっかいな課題に直面する。ローカルとグローバルの、ジャーナリズム倫理学の目的は、ジャーナリズム内の相違を許容するが、多くの鋭い相違の部分を克服する、新しい統合的倫理学であるべきである。特に、「単なる事実」という狭い客観性を強調するジャーナリズム倫理学が、解釈的ジャーナリズムを奨励する新しいメディア環境において、深刻に不完全なものであると認識する必要がある。重要な仕事は解釈的唱道的ジャーナリズムを評価するための、規範と基準を展開する必要がある、ということである。このことは、ジャーナリズムの新世界に適合させる、ジャーナリズムの客観性という考えの再定義を要求する。

「第5章 ジャーナリズムの定義づけ」は、ジャーナリストとは誰で、ジャーナリズムとは何か、というジャーナリズムの概念見直しを行う。「ジャーナリスト」と「ジャーナリズム」が真の意味で合致しないならば、ジャーナリズムの価値の統合を追求できないし、ジャーナリズム倫理学について述べることができないからである。ジャーナリズムの歴史は、どのようにジャーナリズムが私的活動として始まり、後に社会的実践、制度等となったかの歴史である。私的な活動の場合、行為者はエチケットの一般的規則や社会の「一般的道徳性」に従うことが前提とされる。私的活動に特別な義務、社会的役割、政治的権利等で満載の特別な「倫理」を公式化する必要はない。常識や良識で十分である。誰でも私的かつ社会的な活動としてのジャーナリズムを享受できる。ジャーナリズムは一種の「コミュニケーションの趣味」である。ある人は、自分の寝室から自身の経験や見解についてブログに書き込み、フェイスブックに政治的私見を掲示するかもしれない。ある人は多くのオンライン「フォロワー」を引きつけさえするかもしれない。歴史的には、近代ジャーナリズムの最初の形態は、書籍編集者によるニュース出版の試みとして始まった私的で社会的な活動であった。17世紀ヨーロッパの定期的ニュース・プレスの出現は、このような活動に従事しようという、特異な動機を持つ個々人の産物であった。ジャーナリズムは、まだ品行、熟練、義務等に関する広く認識された形態を持つ社会的実践の地位ではなかった。ヨーロッパ、アメリカ等で18世紀初頭までに、現在の意味での「ジャーナリスト」として、日刊新聞の制作者等の一定の人々を指すようになった。ジャーナリズムは私的活動としての当初の地位を超える大きなものになっていった。市民に情報が伝えられたことが、一つの要因となる歴史的な事件を経て、ジャーナリズムは社会的活動となり、さらにはそれ以上の社会的実践へと発展した。実践は、当該実践の熟練、知識、目的、責任等を伴う、組織化された社会的活動である。一番わかりやすい例は専門職である。社会的実践の倫理学は、私的な活動の倫理学以上に要求の厳しい、特別なものである。実践は社会の成員に関する現実的で実質的な影響力を持ち、社会的実践によって実行されるその機能は、適切に機能する社

会のために重要である。それゆえ、人々はこのような実践の倫理学を理解しなければならない。実践は多くの党派の利害が衝突する複雑な状況を扱う。社会は固有の明示的な規則に従う実践者を必要とする。このことはなぜ専門職の倫理学が存在し、なぜ実践が倫理綱領を持つかということである。同様に、ジャーナリズムが専門職であると認識された重要な社会的実践になった、1800年代末にジャーナリズム倫理学が生まれた理由である。ジャーナリズムが認識された社会的実践になると、制度をもまた指すようになるまでは長くはかからなかった。ジャーナリズムの制度的認識は、18世紀末のアメリカ・フランス両革命期に明らかになり出し、革命に続く憲法は、プレス役割と自由な表現の重要性に明確な社会的認識を与えた。プレスの権力が19世紀と20世紀に増大した時、ジャーナリズムがデモクラシーの制度であるという考えは、受け入れられるようになった。ジャーナリズムの制度的地位は、ジャーナリズム倫理学を変え、実践としてのジャーナリズムをより意義深くし、デモクラシーの根本的に必要なものの中にジャーナリズム倫理学をよりしっかりと固定した。ジャーナリズムがニュース報道の独占権に近いものを与えられると、善きジャーナリズムは、デモクラシーのために重大なものとして語られるようになった。ジャーナリズム倫理学は、社会的実践の単なる内的規制のためのシステムではない。ジャーナリズム倫理学は、ジャーナリズムが社会の成員に奉仕し、デモクラシーを永続させることを確かめる倫理学である。国家の根本的な政治構造の一部である、とジャーナリズムのように主張できる専門職はほとんどない。ジャーナリズムが「第4権力」という、政治制度であるということは、社会全体の制度的構造と政治哲学の中にジャーナリズム倫理学を固定することである。もしジャーナリズム倫理学が、制度としての重要な社会的実践と活動の中に固定されるならば、その時ジャーナリズム倫理学は、各ジャーナリストに対して相対的なものではないし、主観的でも私的でもない。ジャーナリズム倫理学は客観的で公的であり、ニュース・メディアに関するジャーナリストへの正当な必要と期待により、社会とその成員に属する。このようなジャーナリズム倫理学の理解はブロガー、ツイッターのユーザー、すなわちジャーナリズムに従事する誰かしらが、自身の特異な倫理学を作り上げるとか、あるいは全く倫理学にかまわないということ阻止する。もしジャーナリズムが社会的実践や制度的実践であるならば、我々は一般的な道徳性の原理と、オンラインやオフラインのジャーナリズムの行為の指針となる、ジャーナリズム倫理学のより固有の規範との両方を必要とする。

具体的な熟練、利益、実践等から一般化される、ジャーナリズムの経験的理解はジャーナリズムのいかなる定義の部分でもあらねばならない。しかしその定義は、ジャーナリズムの概要的な定義には十分でない。見逃しているものは実践の規範的な一面である。規範的な面は、制度的実践としてジャーナリズムをみる時不可避である。何が実践されるかから、何が実践されるべきかへ、思考を移行する必要がある。社会は一定の制度的期待への返報として、メディアやコミュニケーションの自由の憲法的保障を供給する。ジャーナリストは、デモクラティックな社会の最も重要な情報と「メディアの必要」を満たすことが期待される。メディアの必要とは以下の六つである。

- ・ 情報的な必要——広くそして深く：市民は自分たちの世界についての、事実や報道の豊富な情報へのアクセスなしには、用心深く情報に通じた存在でいられない。このような情報のいくつかは、「広い」（深いではない）素早い変化をする日々のニュースである。その情報のいくつかは、社会の状況に関する獲得困難な（そして重要な）データを供給するから「深い」のである。

- ・説明的な必要：市民は事実以上のものを必要とする。市民は事実や出来事を適切に理解するための、文脈と原因の説明を必要とする。
- ・「見地を豊かにする」必要：市民は自分達が獲得した情報と、自分達の社会の状況に関する見解の情報に通じた論評、批判、多元的視点等を必要とする。
- ・唱道的で改革的な必要：市民は論評を超越して、大義を唱道し、改革を後押しし、あるいは唱道者や改革者の立場を聴くために、メディア使用において自由であるべきである。
- ・参加的必要：市民は議論や討論の意義深い様式への参加可能性を持ち、事実や分析を共有すべきである。市民はメディアを消費するばかりでなく、争点への問いかけ、主張への応答、報道への疑問等のためにもまたメディアを使用する。
- ・対話的必要：市民は共通の関心に関する理性的で情報に通じた対話の一方である機会を持つべきであり、自分達の立場への侮蔑的な攻撃に服するべきではない。

以上から、経験的なものと規範的なものという、二つの絡み合った要素を持つような概要的定義を表すことができる。

経験的要素：ジャーナリズムは、一般的な公共の利害と重要性に関する同時代の事柄についての情報や論評を定期的に制作し、公的に広める実践と定義される社会的活動であり、情報収集や編集の熟練の範囲を活用することによって行う。

規範的要素：ジャーナリズムは、社会的活動としてのジャーナリズムの活動と機能を超越した、社会によって認識された規範的制度的役割を実行することを期待される（上記で定義したような）社会的活動である。制度的役割には、責任あるパブリック・コミュニケーションの原理に従うことを必然的に伴う。制度的役割とは（上記で列挙したような）公衆の「メディアの必要」全部と見合うことと、ジャーナリズム倫理学を構成する適切な原理と規範に従うことによって、以上の必要に見合うことにある。

この概要的な定義は、ジャーナリズムを行う多くの現実の方法と矛盾のない、制度的実践としてのジャーナリズムの最小限の「核心の意味」であり、後に続く各章の指針として使用されていく。

「第6章 統合倫理学の意味の理論」は、再構築され新しく創案された共通原理をもとに、ジャーナリストを一体化する統合倫理学を必要とする、ということを確認した上で、メディア倫理学の意味づけの3段階理論を概観している。第1段階の「最小限の意味」は、抽象的な方法で記述される一連の原理である。この抽象性は、共通の原理や意味に合意するために異なる伝統出身のジャーナリストを許容する。第2段階は、社会的責任、真実を述べること、害悪の最小化その他の基本概念のような最小限の意味の「確固たる解釈」である。このレベルでは、ジャーナリズムの目的、ジャーナリズムの形態の相対的利益、ジャーナリズムの歴史的伝統等を論ずる。意味の確固たるレベルは、例えメディア倫理学の全ての議論が、真実を述べることや社会的責任という最小限の意味のような、一連の普遍的原理に合意しても、メディア倫理学は、まだ不完全で有効な指針ではないから必要である。以上のような原理がどのように確固たるレベルで解釈されるもので、どのように応用されるものであるかに関する不合意がなおも存在するからである。第3段階での「最大限の意味」

は、特定の状況や葛藤を倫理的に扱う指針によって詳細に説明される。以上の応用はメディアの形式の広い範囲の格律や慣例へと導く。

「第3部 グローバル統合倫理学の原理」では、「第7章 統合倫理学の政治的価値」で、デモクラティックなジャーナリズムの多くの形態を支える政治的原理を提唱している。

「第8章 グローバル統合倫理学の目的」は、統合メディア倫理学の究極の目的が、世界中の人間の繁栄を促進する、グローバルで、コスモポリタンなものであるべきということを主張している。

「第9章 グローバルな統合倫理学の実現」は、グローバル・メディア倫理学がジャーナリズムの支配的な規範的解釈になるであろうことを展望している。この中で、自身の綱領を以下のように解説している。

私はグローバルな統合倫理学のための綱領を規定する。私は本綱領を将来構築される完成された綱領の最初の草案と考えている。

「綱領」によって私は、ハンムラビ法典のような、法的な道具を意図していない。それは倫理システムの原理を便利な様式で明文化し、まとめた倫理的な文書である。ジャーナリズム倫理学に関する多くの綱領が存在する。それらは善き行為への刺激を与え、決定を導く倫理的な文書からプレスの誤った行為を再考するために、法的に規定された評議会によって使用されて以来、法的な特質を持った綱領へと変わった。

私の綱領は上昇志向の倫理的な文書である。

私はいくつかの理由から、綱領の中に将来の倫理学に関する私の見解を配置してきた。本綱領は、私が提案する倫理学に関する簡潔な見解を読者に与える。本綱領は各原理に関する長い議論とは別に、主な原理の概要を規定する。綱領というものは、学問における有効な教育手段や編集会議のための手取り早い参考資料である。これまでの諸綱領と私の綱領を比較することによって、メディア倫理学を学ぶ者は興味深い類似と相違を確認する。また、私は一連の原理にグローバル化と統合化を結合した綱領はいうまでもなく、グローバルなメディア倫理学のための綱領はほとんど存在しないから、本綱領を考案した。私は本綱領が議論を刺激し、グローバルなメディア倫理学のプロジェクトを促進することを望む。

本綱領に関する長ったらしい議論は、原理が本書で長々と論じられたから必要ない。それゆえ、私は自分の綱領と他の綱領の間の類似と相違にのみ注目する。

ほとんどのメディア綱領のように、私の綱領はメディアの今日と綱領の必要性に関する前文で始まる。多くの綱領のように、前文は詳述や例示を控えて、主に一般的な原理を規定する。私の綱領の長さ——数頁——は極端に短い綱領と極端に長い綱領の間に位置づけられる。SPJの綱領は1頁で印刷することができる。ドイツ・プレスの綱領は数10頁の長さである。

私は自身の簡潔な綱領を、メディアの仕事の編集指針には、十分なものの一つであると思う。綱領というものは、編集指針の最も一般的な部分である。それは本質的な目的や原理を述べるものである。編集指針は他に二つの部分を持つべきである：正確性、実証性、透明性等のような原理に従った、より具体的な規範や基準に関する第2の区分；そして自殺、人質、テロリスト攻撃のような特定の状況にその指針をどのように応用するか、に関する第3の区分。私の希望は、いつの日か、十分な三つの部分のグローバル統合メディア倫理学が存在するということである。

私の綱領と他の綱領との相違は類似以上に重要であるように私には思える。第1に、私の綱領は全てのメディア実践者に向けられている。私の綱領は「閉鎖的な」倫理学の綱領——専門職ジャーナリスト専用の綱領——であることを意図していない。

第2に、最初から、私の綱領の内容がはっきりしたものであることは明白である。私の綱領はグローバルな（または、普遍的な）原理に基づいており、私はメディアの今日の新しい責任を定義するためにこうした原理を使用する。ほとんどのこれまでの綱領は、このようなグローバルなアプローチを用いず、指摘したように偏狭な価値から始まる。偏狭な綱領はその前文で広く政治的価値や社会的価値、すなわちデモクラシーや正義のような価値にさえ言及する。しかしそれらの概念は国家主義的に定義され、当該綱領の内容全体で前文ため以外に使用されない。対照的に、私の綱領は内容全体のためにこそ、冒頭で述べられたグローバルな原理を使用している。

第3に、私の綱領は手続きや方法に関する本質を強調する。私の綱領は、人間の繁栄というような、グローバルな道徳的善や目的の促進にメディア倫理学を根拠づけるから本質的である。本綱領はジャーナリストが、自身の報道をどのようにすべきかをいうようなことを超越している。多くの綱領はメディアがどのように報道すべきか、例えば、推定した事実の再確認、内部告発者の主張の証明、利害衝突の回避等を強調する、ということにおいて手続き的である。そのような手続き的な規則は重要だし、いかなるメディア倫理学の一部でもあるべきである。しかしながら、方法は責任ある公的メディアの、本質的で社会的な目的のための手段としてのみ意味をなす。私の綱領が手続き的内容を欠くのは、そういうことではない。そうではなくて私の綱領の核心は、人間の繁栄の本質的な見地である。

おわりに

本書の目的は、今日のメディアの技術革新が、これからのジャーナリストに求めている行為規範を示すことである。より具体的であるために、明文化した倫理綱領の形にしている。少なくとも日本のジャーナリズム研究では、みたことのない興味深いものである。しかしさらに注目すべき点は、倫理綱領草案の根拠を示す形で、倫理学とはいかなる学問か、メディアの技術革新はどのような状態にあるか、デモクラシーとは何か、市民とはどのような存在か、ジャーナリズムとは何か、専門職とは何か、ジャーナリストとはどのような存在か、等々の諸要素を組み合わせ、ワードは緻密に自らのメディア倫理学を構築している。その視野は、哲学、倫理学はいうに及ばず、歴史学、政治学、社会学、心理学等にまで及んでいる。古典的な名著『メディアの規範理論』の最後の方で言及される、ラジカル・ロールを引き継いだものといえる。ジャーナリズム研究を志す者にとっては、必読の書といえるだろう。

物足りない点を上げるとすれば、ジャーナリストが専門職と認識された時にジャーナリストの専門職教育も議論されたのであるから、専門職としてのジャーナリスト養成教育から、どのように今後行われるべきジャーナリズム教育へと移行していくのかに関して、もう少し記述があっても良かったように思う。しかし、そうした議論を誘発するための、倫理綱領草案だと、考えるべきなのかもしれない。

(註) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle & White, Robert A., (2009) *Normative Theories of The Media: Journalism in Democratic Societies*. Urbana & Chicago: University of Illinois Press.

資料 (翻訳)

Ward Code for Global Integrated Ethics ^(註)

本多 祥大**

序文：グローバルな責任

メディア倫理は、内容の作成者が誰であれ、公表の手段を持つ人が誰であれ、どのような形式にも存在する公表の自由の責任ある使用である。

ニュース・メディアは、範囲と衝撃においてグローバルである。グローバルな権力は、グローバルな責任を必然的に伴う。

責任ある公表の自由は、もはや、都市、地域、国家に負わされた偏狭な責任ではない。責任ある公表の自由は、グローバルな公共圏に負わされたグローバルな責任である。メディアの道徳的目的は、もはや、都市、州、国家の偏狭な促進ではない。メディアの道徳的目的は、人道性の促進である。

メディアの作成者、メディアの共有者、メディアの消費者は、ウェブという常に新しいコミュニケーション・チャンネルでつながったグローバルな公共圏の一部である。ネットワークは、社会的な不平等、文化的相違、権力の不均衡という状況下で、情報、分析、唱導を提供する。コミュニケーションの恐るべき権力は、平和、公正といった善の探求を促進したり阻害したりできる。

地球上の人道性の未来は、人間繁栄の原理とグローバルな公正の原理に献身するグローバルな思考をしたメディアの出現に、少なからぬ部分を依存する。

グローバルなメディアとグローバルなニュース・メディアのための倫理学を構築する必要がある。

道徳的根源

定義

グローバルなメディア倫理学は、内容、範囲、衝撃においてグローバルなニュース・メディアの責任を明確にし、論評する。グローバルなメディア倫理学は、グローバルにメディアでつながった世界のために諸目的、諸原理、具体的に公式化された実践の諸規範を発展させるプロジェクトである。

人道性の要求

メディアを通して進歩している人道性は、共通の諸原理への賛同を要求する。グローバルなメディア倫理学の道徳的基礎は、すべての個人が、一様な人道性の平等で、大切に、道徳的な代理人である、という信条である。すべての個人は、公正の範囲内で繁栄し尊厳されるにふさわしい生命である。これは、同胞人類として私たち全員に向けられた人道性の要求である。

**ほんだ よしひろ 日本大学法学部新聞学研究科 博士前期課程1年

相違の中の結束

メディアの伝統の中で働くメディア実践者は、人権、人間の繁栄、グローバルな公正の諸原理において共通の意見を求めるべきである。グローバルなメディア倫理学は、支配的な人間の善の諸原理を通じたメディアの取り組みの間に、結束を求める。

人間の繁栄を促進せよ

グローバルな倫理学とグローバルなメディア倫理学は、人間の繁栄を促進する。繁栄とは、協力的な社会文脈における個人の知的能力、情緒的能力、その他の諸能力の重要な発展である。私たちは、個人的、社会的、政治的、倫理的という繁栄の四水準を促進するべきである。

個人的な諸善：個々人の諸能力の発展を可能にする食、医療、安全、教育といった諸善である。

社会的諸善：個人が社会に参加するときに生じる結社の自由、経済的利益、愛と友情、相互認知と相互尊重といった諸善である。

政治的諸善：基礎的な自由、法の支配、公正な制度、民主制への意義ある参加といった公正な政治的共同体に住む市民に生じる諸善である。

倫理的諸善：共通善を促進する倫理的性質をした市民とともに、コミュニティと社会を共有することから生じる諸善である。

四水準をそれぞれ繁栄させることは、個人的尊厳、社会的尊厳、政治的尊厳といった人間の尊厳を達成するということである。

四水準の促進は、ジャーナリスト、内容を作成する市民、情報共有のネットワーク、パブリック・ディスカッションの主催者といったすべてのメディア実践者の究極の目的である。

グローバルなデモクラティック・ジャーナリズム

以上の諸善を実現するための最善の政治的共同体は、平等主義的デモクラシーである。グローバルなメディア倫理学は、世界中で強力な平等主義的デモクラシーが発展することを求め、人権侵害といった国際的な争点を管理するグローバルでデモクラティックな制度の創設を求める。

基本的な諸概念と諸原理

自己意識

グローバルな思考をしたジャーナリストとその他メディア従事者の自己意識は、以下の道徳的要請によって定義される。

グローバルな代理人を務めよ：ジャーナリストは、自分自身をグローバルな公共圏の代理人とみなす。ジャーナリストの集団的な働きの目標は、圧制者の歪み、人権の乱用、特定利益による情報操作に挑戦する見地豊かで、多様で、寛容で、グローバルな情報空間である。

世界の市民に奉仕せよ：グローバルなジャーナリストの主要な忠義は、世界市民が社会改革や特定の主張を促進する際の情報ニーズに向かって存在している。

偏狭でない理解を促進せよ：グローバルなジャーナリストは、広く争点を発し、国際的な視点から争点の繊細な理解を促すために、情報源の多様性を利用する。グローバルなジャーナリストは、

狭小な民族主義、狭小な愛国心に反対する。

統合の諸原理

主要なものとしてのグローバル

グローバルなメディア倫理学は、個人の親族愛や個人の国家愛といった偏狭な価値を、正当だが主要ではない価値とみなす。偏狭な価値は、グローバルな価値のより重大な倫理的重要性を実践者が認める限り、倫理学に統合され得る。人道性の忠義とその他の忠義がぶつかった場合、人道性の忠義はその他の忠義に勝る。一国の国家福祉の促進という偏狭な価値は、国家作用による不公平な報道や無批判の戦争支援を正当化しない。

グローバルとローカル

グローバルなメディア倫理学は、グローバルな諸原理が、異なるメディア文化の中で異なる方法によって実現されることを認める。ローカルとグローバルは相互作用し、相互に定義しあう。グローバルな諸原理は、すべてのメディア文化に同じ方法では課されない。人間繁栄の促進、デモクラシー、報道の自由、社会的責任といった諸原理は、異なる文化によって異なった解釈がされ得る。

多様な取り組み

グローバルな繁栄とグローバルなデモクラシーは、ジャーナリズムとコミュニケーションへの多様な取り組みで特徴づけられた公共圏により、最もよく達成される。取り組みは、客観報道、分析ジャーナリズム、解説ジャーナリズム、意見ジャーナリズム、唱導を含む。それぞれには、明確な目的と規範がある。グローバルなメディア倫理学は、取り組みと目的に多元主義を許す支配的な目的、原理を構築する。

取り組みを統合するための指導基準は、原則的に多元主義である。ジャーナリズム行為のすべての方法が受け入れられることはない。取り組みは、重要でデモクラティックな価値を持たなければならない。取り組みは、正確なニュースの必要、洞察に満ちた解説の必要、重要な調査の必要、熟考された意見の必要、多様な市民対話の必要といった公衆の重要な情報ニーズを満たさなければならない。

実践の規範

行為、参加、説明

グローバルなメディア倫理学の基本にあるのは、人道性を促進する一般的な諸原理である。加えて、この倫理学は、正確性、真実を述べること、事実の検証、害悪の最小化といった、より明確で馴染みのある諸規範に実践者が従うことを要求する。

すべての規範は、正当な行為、市民参加の許可、公衆への説明義務という3つのカテゴリーに該当するべきである。

正当な行為の規範は、ジャーナリストに対し、正確性、真実性、編集者の独立性、声の多様性を

高めるメソッドに準じた報道を指導する。市民参加の規範は、市民を意義ある形で争点のパブリック・ディスカッションや、メディア実行のパブリック・ディスカッションに参加させることを、ジャーナリストに対し指導する。また、参加の規範は、市民に対し、画像、目撃証言、文章の提供によってニュース記事の構築に参加する方法を指導する。説明責任の規範は、記事がどのように構築されたのか、記事が物議をかもし編集上の決定をどのように説明したのか、といった透明性を含む。

国境を横断する対話

グローバルなメディア倫理学は、異なる民族集団、異なる文化、異なる宗教間の対話の手段としてのメディアの役割を強調する。諸集団と諸伝統の公正な表現は、諸集団間の表敬的な交流を作り出すことのようにきわめて重要である。対話ジャーナリズムは、参加者が共通の意見を探し、問題の解決策を探すという方法によって、ニュース記事、報道番組、ウェブサイトの中に争点の議論を生み出す。対話ジャーナリズムは、寛容に視野を共有するための形態を与える一方で、不寛容、非対話的なコミュニケーションの形式を排除する。

すべての人のためのメディア倫理学

グローバルなメディア倫理学は、すべての人を視野に入れた原理を構築しなければならない。諸原理と諸規範は、専門職としてのジャーナリストだけでなく、メディアを制作する市民にも適用すべきである。そのうえで、メディア倫理学は、インターネット上のいじめ、デジタルメディアとデジタルプライバシー、オンライン・ポルノ、流言拡散のためのデジタル機器の使用といったジャーナリズムの範囲を超えた争点を扱う必要がある。

(註) Ward, Stephen J. A., (2015) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Chichester: Wiley Blackwell. PP.223-228.

書評

ダナ・ボイド（野中モモ訳）（2014 = 2014）『つながりっぱなしの日常を生きる——ソーシャルメディアが若者にもたらしたもの』
草思社

平井 智尚*

『つながりっぱなしの日常を生きる——ソーシャルメディアが若者にもたらしたもの』という書名は目を引き、手に取りやすい。原著のタイトルは『It's Complicated: The Social Lives of Networked Teens』であり、訳者が「あとがき」で述べているように、「直訳すれば「それは複雑—ネットでつながった10代の社会生活」だろう」（Boyd, 2014=2014: 349）。あるいは、『複雑化する若者たちのネットワーク化された社会生活』と意識できるかもしれない。ただ、「……この本は、親やメディアや法曹関係者、企業家など若い人々の生活に及ぼす力を持つ大人たちに、ネット上のパブリックでティーンがやっていることは理に適っていると説得する試みである」（同書：44）という著者の狙いに即すと、いかにも専門書然とした「意識」のようなタイトルはふさわしくないだろう。

書名を一見する限りでは取りつきやすい文献であるが、その内容は専門書として高い質を伴っている。著者であるダナ・ボイドは、米国社会における「ティーン（10代・若者）」のソーシャルメディア利用について、2003年から2013年にかけて収集した民族誌的な情報と、2007年から2010年に行われたインタビューの資料をもとに本書を執筆した。本書が特質すべきは、まさしくエスノグラフィの手法を用いて、若者のソーシャルメディア利用へと接近した点にある。

若者による新たなテクノロジーの利用は、社会的な関心を集めることが多く、その向きは否定的なものが目に付く。それは、ダナ・ボイドが調査対象とした米国だけでなく、日本にも当てはまる。その例として、古くは1990年代のポケベル、2000年代の携帯電話・メール、そして、2010年代のSNS・ソーシャルメディアが挙げられる。そして、社会的に、特にセンセーショナルな観点から注目を集める事件や出来事が起きた際に、説明変数として若者のテクノロジー利用が強調される。例えば、2015年に神奈川県川崎市で発生した中学生殺害事件では「LINE」が、2017年に神奈川県座間市で発生した殺人・遺体遺棄事件では「Twitter」との関係が取り沙汰された。このような「結びつき」について著者は次のように論じている。

テクノロジーはしばしば世界が抱える大問題の解決策として歓迎される。これらの解決策がうまくいかなかったとき、人々は幻滅する。その反動から、人は同じテクノロジーが招くかもしれない酷いことのほうを気にかけるようになる。

若者のソーシャルメディア利用を取り巻く恐怖と不安の大部分は、誤解あるいは打ち消された希

*ひらい ともひさ 日本大学法学部新聞学科 専任講師

望に起因している。たいていの場合、人々の混乱は、ユートピアそしてディストピアの修辞をもって現れる。この論点も、この本を通じてたびたび浮上する。とりわけ性犯罪者などオンライン上の安全の問題の話になると、誤解がモラルパニックを生じさせてしまうこともしばしばだ。それ以外にも、ティーンがソーシャルメディア中毒に陥っているといったディストピア的な見解や、テクノロジーが社会の不平等を解消するといったユートピア的な考えを語る時、テクノロジーへの中止がそこで働いている他の力学をぼやけさせてしまう（同書：31）。

こうしたテクノロジー利用の把握の仕方は、筆者も指摘するとおり「技術決定論」と呼ばれるものであり、前述のような事件・出来事に言及する文脈ばかりでなく、「技術が社会を変える」といった、まさしく「ユートピア的な修辞」としても語られる。しかし、テクノロジーが利用されている場面は、それほど単純ではない。「つながりっぱなしの日常を生きることは、複雑なものなのだ」（同書：31-32）。このような問題意識のもと、筆者は若者たちの実際のソーシャルメディア利用の場面を調査対象とした。

調査結果から明らかになったことは、技術決定論によって語られるような「ディストピア」ではない（もちろん「ユートピア」でもない）。そこに見られるのは、繰り返し触れているように「複雑なもの」であり、筆者が「ネットワーク化されたパブリック」と呼ぶ、ソーシャルメディアを介して公的な生活に参加している若者たちの姿であった。

ネットワーク化されたパブリックは、空間的な意味と想像の共同体の意味、両方においてパブリックである。それはソーシャルメディアその他の新興の技術を通じて、その上に築かれる。空間として、ネットワーク化されたパブリックは存在する。なぜならソーシャルメディアは、人々が集い、つながり、たむろし、ふざけることを可能にするからだ。テクノロジーを介して形づくられるネット上のパブリックは、先行する世代のティーンにとってショッピングモールや公園のような公共空間が持っていたのと同じ機能を果たしている。社会構造として、ソーシャルメディアはネット上のパブリックを生み出し、それは人々が自分たちをより大きなコミュニティの一部として認識することを可能にする。かつてのティーンたちがテレビを消費することによって自分らがマスメディアを通してつながっていると感じる事ができたように、現代のティーンたちはソーシャルメディアによって集合的な想像の共同体の一部としての自らを思い描くことができるのだ（同訳書：21）。

「ネットワーク化されたパブリック」という言葉だけを抽出すると、「公共圏（Public Sphere）」といった言葉との関連性も想起され、やや規範的にも映る。だが、ネットワーク化されたパブリックとは、要するに、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、TikTok（ティックトック）といったSNSを通じて短文、写真、動画などを公開し、友人・知人たちと交流する空間を指しており、それらは、日本社会を文脈とし、日本語が用いられるインターネット空間においても日常的に目にする光景である。このように「ネットワーク化されたパブリック」という観点から若者のソーシャルメディア利用を把握するならば、そこに見られるのは、物理的な場所性を伴う公共空間で活動する若者と変わらず、ことさら「ディストピア」というわけでもないだろう（もちろん「ユートピア」でもない）。本書でも取り上げられ、日本社会においても話題となるネット中毒、

ネットいじめ、ネットと性犯罪といった諸問題は、若者によるテクノロジー利用の問題ではなく、公共空間で生じている問題をわれわれは目にしているだけなのである。ダナ・ボイドはいじめの問題について次のように述べる。

ソーシャルメディアを介して新しいかたちのドラマの場ができたとはいうものの、ティーンのおふるまいは大幅には変わっていない。ソーシャルメディアはいじめの力学を劇的に変えたわけではなく、こうした力関係をより多くの人々の目に触れるようにした。私たちはこの可視性を、厳罰化を正当化するためにはではなく、実際に気づいてほしがっている若者を助けるために利用しなければならない。テクノロジーを攻めたり、テクノロジーの利用が最小限になれば衝突はなくなると仮定するのはばかげている。大人の介入を効果的なものにするには、ティーンにとって何が大事なのか、また、なぜ彼らが特定の意地悪および残酷行為に携わるのかを理解することが重要だ (同書: 246-247)

若者を取り巻く諸問題 (とされるもの) の原因は、ソーシャルメディア利用によってもたらされたのではなく、ソーシャルメディアはその諸問題を可視化しているに過ぎない。社会学者の土井隆義は、出会い系サイトや SNS にはまり、場合によっては犯罪被害に巻き込まれる子どもたちについて、その背景には「人間関係以外の選択肢の可能性からの疎外」があると指摘する。「ネット依存」と呼ばれる現象も、人間関係の依存、すなわち「つながり依存」であるという (土井隆義、2014)。ダナ・ボイドも同様に、ティーン期のソーシャルメディア中毒は、「もし中毒だとしたら、それは友達同士お互いに中毒になっているのだ」 (Boyd, 2014 = 2014: 131) と指摘する。このようにとらえるならば、若者のソーシャルメディア利用は恐怖、忌避、排除すべきものではなく、むしろ、諸問題を可視化し、それらを理解するための道筋を与えてくれるものである。「テクノロジーは若者たちが直面している困難を可視化するが、それ単体では有害なことも起こしもしないし、防ぎもしない。両方のための道具になり得るとはいえ、それは単純に毎日の生活の様々な側面を、いいものも悪いものも、鏡のように映し出してかくだいでしているのである」 (同書: 348)。

しかし「ネットワーク化されたパブリック」は極めて複雑であり、そうした環境を理解するのは至難の業である。現在の日本社会の文脈で言えば、若者たちのソーシャルメディアを通じたやりとりの主流は「非公開」である。原則として承認されたユーザー以外はそのやりとりを見ることができない。若者たちはソーシャルメディアを通じて形成される「ネットワーク化されたパブリック」に「プライベートな空間」を作り上げているのである。さらには、複数のソーシャルメディアで、複数のアカウント (ID) を所持し、場面や関係性にに応じて使い分けている。このような複雑な現象に対応しようとする際、テクノロジーによって説明するのは確かに手っ取り早い。ある意味ではそれは仕方のないことかもしれない。そもそも当の若者たちですら「文脈の衝突」や「文脈の崩壊」を制御できず、いわゆる「晒し」や「炎上」と呼ばれるような思いも寄らない事態に直面する中、その中にいない人たちがすべてを把握するのは不可能に近い。ただ、その「限界」をテクノロジーによって解消するのではなく、なぜ若者たちは複雑なつながりっぱなしの日常を生きているのかを考えるべきではないか。「〇〇疲れ」が繰り返し指摘され、メッセージアプリ (LINE) の既読や返信のタイミングに気を遣い、もはや、メッセージアプリを離れ、SNS (インスタグラム) の

DM（ダイレクトメール）でプライベートなやりとりを展開している。このように人間関係の管理に労力を費やししながら、つながりを維持しようとするのはなぜだろうか。この「問い」に対する答えを本書が与えてくれるわけではない。だが、安易な、あるいは心地よい技術決定論を拠り所とする限り、「問い」へと至ることもできない。そうした問いを「若い人々の生活に及ぼす力を持つ大人たち」（同書：44）が持たねばならないのは言うまでもない。あわせて渦中の若者たちも自分たちの複雑な、つながりっぱなしの日常を問う必要がある。そのきっかけを本書は与えてくれる。

参考文献

土井隆義（2014）『つながりを煽られる子どもたち——ネット依存といじめ問題を考える』岩波ブックレット

書評

外山滋比古「思考の整理学」 (筑摩書房 1983年)

柴田 秀一*

英文学者でお茶の水女子大名誉教授の外山滋比古氏が2020年7月30日午前7時18分、胆管癌の為亡くなった。96歳だった。

外山氏は、1923年（大正12年）関東大震災の年に今の愛知県西尾市で生まれる。第二次戦終戦後東京文理大学（現筑波大学）英文科を卒業、英語研究誌「英語青年」編集長に就く。東京教育大（現筑波大）助教授を経て1968年から御茶ノ水女子大教授、1989年から昭和女子大教授を務めた。

専門の英文学で「シェークスピアと近代」など古典の他、日本語、言葉の問題にも関心が高く、欧米の言語にない独自性を考えた「日本語の理論」、俳句の特性を論じた「省略の文学」「ことわざの論理」などを記し、幼児教育の重要性も訴えた。

また、読者は作者の意図と違う読み方をすることで創造に参加し、読書の在り方が音読から黙読に変化する過程を考えた「近代読者論」で発想力豊かな理論を著した。300を超える著書がある。

生き方、考え方のヒントといったテーマも得意で、1983年（昭和58年）に刊行された

「思考の整理学」は34年のロングセラーとなった。国語の教科書や入試問題に頻出する著者としても知られている。旺盛な執筆活動で2019年に「老いの練習帳」を出版するなど最近まで執筆・講演活動を続けていた。勲三等旭日中授賞受賞。

2020年8月7日の新聞各紙は、写真入りで大きく外山氏の訃報を伝えた。産経新聞は、氏が、1979年から「正論」欄の執筆メンバーであったことから1面と社会面27面での両面展開になった。社会面では、自分で考える大切さを強調、AI時代の到来を予言。「AIと渡り合うには機会が不得手なところで勝負するほかない」と生き抜くためのヒントを提示、知識偏重に警鐘を鳴らしたと書いた。英文学者になったのは、戦時中学生だった頃、教師からドイツ語を学ぶように勧められたが、日本語とは別の魅力があるように感じ英語研究に没頭したという。自らを「戦時中に敵国の英語を学んだ変わり者」と呼んだそうである。

また、東京新聞は、ベストセラー「思考の整理学」が何故今も読まれるのか、記者が2019年の新刊本でインタビューしたときの答えを載せ「読む人は違うけれど、同じように面白いとってくれる。借りたり盗んだりした考えではないので古くならないのでしょう」と明瞭な答えが返ってきたと書いている。そもそもこの著書のきっかけは、御茶ノ水女子大時代に抱いた知識偏重学習への危機感が出発点「知識だけいくら集めても人間の成長につながらないのでは。それより、自分の頭で考える思考の方が重要」と語った。

東京大学、京都大学の学生生活協同組合の書籍販売ランキングで毎年上位に入るなど、学生の必

*しばた しゅういち 日本大学法学部新聞学科 教授

読書となっているのは、外山氏の意識が若者に届いたからに違いないと結論付けている。高校野球の大阪桐蔭高校で春夏の甲子園大会3回優勝し、2018年プロ野球ドラフト1位で中日に入った根尾昂（あきら）が愛読書に上げたそうである。そのことでも販売部数が伸びたようだ。

因みに、東京新聞の記事ではないが、「文春オンライン」に、根尾が参考にしたのは「思考の整理学」中のⅡ章にある「寝させる」だったそうだ。自分は元来ショート一本で守備をしたかったが、試合出場の可能性がある投手をやり、野手も経験し、その間ショートへの思いをいわば「寝かせ」て、入団会見に当たり「ショート一本」と公言した。

先ほど述べたように、東大、京大生協の販売ランキングはこの10年ほぼ毎年3位以内である。文庫版の帯によると、2012年だけ東大11位、京大18位の他は2008年から2011年迄両大生協で4年連続1位、2014年から2019年ではどちらかが必ず1位という具合である。

何故、そう読まれているか。

KADOKAWAの雑誌「ダ・ヴィンチ」電子版（2018/3/8）の「225万部突破！なぜ『思考の整理学』は東大生から根強く支持されるのか？」の記事によると、2008年には東大・京大生協の書籍販売ランキングで1位を獲得し、“東大・京大で一番読まれた本”のフレーズが生まれた。

もともとは、2007年岩手県の「さわやか書店」の店頭に「もっと若い時に読んでいけば…」

とのポップ広告（商品紹介カード）をきっかけに人気が再燃したという。この言葉で帯を作ったところ売り上げが加速したという。2009年類型発行部数100万部突破、2016年には文庫化30年目にして200万部を突破した。この記事には、外山滋比古氏の講演会を聞いた東大生の感想が載っている。

「知識に偏った勉強をしてきたからこそ、それじゃいけないんだ、と思いを新たにした。」

「大学やその先で求められている「学び」に対する姿勢が、少し分かった気がする。」

「今の時代に必要なのは、情報を手に入れることよりも「捨てる」ことなのだ。」

「この本を読んでいないなんて、人生の半分を損している。」

知識を詰め込むだけでは、考える力は養われない”という著者のメッセージは、知識偏重型の勉強をしてきた東大や京大の学生をはじめ、多くの読者に伝わっていると結論づけている。

さて、「思考の整理学」である。

目次

- | | | | | | |
|-----|----------|-----------|---------|----------|-----|
| I | ライダー | 不幸な逆説 | 朝飯前 | | |
| II | 醜 醜 | 寝させる | カクテル | エディターシップ | 触 媒 |
| | アナロジー | セレンディピティー | | | |
| III | 情報の“メタ”化 | スクラップ | カード・ノート | つんどく法 | |
| | 手帳とノート | メタ・ノート | | | |
| IV | 整 理 | 忘却のさまざま | 時の試練 | すてる | |

とにかく書いてみる テーマと題名 ホメテヤラネバ

V シャベる 談笑の間 垣根を越えて 三上・三中 知 恵

VI 第一次的実現 既知・未知 拡散と収斂 コンピューター

あとがき

文庫本のあとがきにかえて

文章は、非常に読みやすい。一つの題が6ページ以内にコンパクトに収まることで次々に読みたいと思ひ。もうこれだけ読めたと喜ぶことになるので興味深い。

章だてごとのテーマとして書いてあることが大変わかりやすく、はっきりしている。

I. は物事の考え方。訃報を伝えた各紙や、書籍紹介等でも必ず引用されるグライダー論（グライダーは滑空することはできるが、自ら空には行けない。グライダー的人間を育ててはいけなひ。）が最初に載っている章である。自分で考え行動することの必要性を訴えている。

II. は「寝かせる」ことである。「考え」も「本」も「資料」も寝かせないと必要性がわからなひと説く。先に登場したプロ野球中日ドラゴンズの根尾が参考にした考え方である。

III. が情報の整理、整頓、分類について 新聞切り抜き・カード・ノートにまとめる。これができると自分に必要な情報がはっきりしてくるはずである。でも整理整頓がなかなかできにくいのが常だ。

IV. は一転。そうした手に入れた情報などを一旦「忘れる」「捨てる」こと。いったん休んで、別のことをすることが重要と説く。また、とにかく「考えを書いてみる」ことが書かれている。そして能力が上がるのは褒めることとも述べる。

V. は「喋る」「話し合う」話すことでの情報交換や、うっかり得意げに思いついたことを話してはいけなひという注釈もついているが、話すことで考えが広がり発想が湧くということも指摘している。

VI. は「第一次的実現・第二次的現実」、「既知・未知」、「拡散と収斂」という相対する思考形態を使い、考えをどう醸成するか書かれている。

この章の最後に「コンピューター」という題目がある。1983年の本書刊行当時は、パーソナルコンピューターを買いに、秋葉原の電気街に客の行列ができる世の中で、NECがリードする形で各電器メーカーが相次いでパソコンのニューモデルを出した。まだ、メイド喫茶ができる以前の話である。世を挙げてブームをおこしたパソコン。先端のPCを自由に使える人が尊敬されたときに、本文では「今までは、コンピューターの的に記憶や知識を蓄えている人材が重用されたが（コンピューターが使われるようになると）、これからの人間は機械やコンピューターにできない仕事どれくらい良くてできるかによって、社会的有用性に違いが出てくることははっきりしている。」と指摘している。

そしてこれが最初の章Iの、「グライダー」自分の頭で考えることが必要であるとの文章に戻る。

かくして知識偏重でなく「自ら考えること」というこの本の柱が貫かれているわけである。

すらすら読める理由は、それぞれの単元に、次の単元の予告が入っていて、重要な単語が何度も違う章にも出てくるので記憶に残る。その言葉に当たると、あの章にも、あの単元にも出てきたと思出す。おそらく外山先生はこういう授業をされていたのだろうと自分自身の講座の参考になるところが多々あった。

学生を中心に売れているのは、I章に論文の書き方についてのエピソードがかかっているからであろうとは推測できた。3月になると増し刷りされ、2020年8月6日現在124刷253万部以上を数えるのもわかる。

最後は、東京新聞の訃報で、90半ばを超えた齢での新刊出版時のインタビューで、氏が述べた言葉で結びたい。

「面白いな、誰も言っていないな、新しいな、書きたいなと。ただ思っているだけでなく言葉にしたい」研究者には金言ではないか。

参考資料

朝日新聞 2020/8/7金 朝刊

文春オンライン 文藝春秋 2019/03/07公開 <https://bunshun.jp/articles/-/10966>

ダ・ヴィンチ 月刊誌 KADOKAWA2018/3/8公開 <https://ddnavi.com/news/440447/a/>

日本経済新聞 2020/8/7金 朝刊

産経新聞 2020/8/7金 朝刊

東京新聞 2020/8/7金 朝刊

読売新聞 2020/8/7金 朝刊

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員，非常勤教員および新聞学研究所所員，新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し，研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは，未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
 - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは，未公刊の論文で，現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは，未公刊で，明確な結論には至っていないが論文としての要件 1－①，1－②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは，現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は，未公刊であり，研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて，研究所が許可したものとする。ただし，研究所の依頼により書かれた論文等は，査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に，日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として，Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで，16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし，研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真，図表等は，本文原稿の中に組み込むこと。ただし，メールでの添付ファイルには，写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話 (Fax) 番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体 (斜体) で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本 (単著) : 著者名 (公刊西暦年) 『書名』 発行所

単行本 (共著の一部) : 著者名 (公刊西暦年) 「論文名」 編著者名 『書名』 発行所

雑誌 : 引用論文著者名 (公刊西暦年) 「表題」 『掲載雑誌名』 巻 (号) 発行所

[引用・参考文献の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』 北樹出版

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は = で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair (1998 = 2006) *The Sociology of Journalism*, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳 『ジャーナリズムの社会学』 リベルタ出版)

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを (氏名 文献発行年 : 引用ページ) の形式で記入する。

(福田充 2010) (福田充 2010 : 36 — 37) (B.McNair 1998 = 2006 : 55 — 56)

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、(氏名1 文献発行年 : 引用ページ ; 氏名2 文献発行年 : 引用ページ) とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「 ; 」で区切って列記する。

(荻谷剛彦 2001 : 135 ; 2009 : 43) (B.McNair 1996 : 14 ; 1998 : 18 — 19)

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。」⁽¹⁾「……と言える。」⁽¹²⁾

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定
平成19年4月1日施行
平成29年3月3日施行
平成29年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

- 2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

- 2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

- 2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

- 2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。
- 3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧 問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

- 2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【SPECIAL FEATURE】

ISHIKAWA, Noriyuki

TSUKAMOTO, Seijiro

NAKA, Masaki

YAMAGUCHI, Hitoshi

【ROUND TABLE】

YONEKURA, Ritsu

SASADA, Yoshihiro

SHIBATA, Shuichi

KOBAYASHI, Yoshihiro

【ARTICLE】

NAKA, Masaki; HIYOSHI, Akihiko; KOBAYASHI, Naomi, TV News Coverage of the Host Country During the Olympics : The Case of the Rio Olympics

【OVERSEAS RESEARCH TRENDS (KOREA)】

CHA, Jae Young, Wilbur Schramm, Propaganda War Research, and the Institutionalization of Communication Studies (translated by KANEKO, Erika; NOMOTO, Yuka; KOBAYASHI, Somei)

【BOOK REVIEWS】

TSUKAMOTO, Seijiro

HONDA, Yoshihiro

HIRAI, Tomohisa

SHIBATA, Shuichi

編集後記

今号は、論文1本、書評3本、さらに座談会や企画、海外研究紹介といった多数の論稿が集まった。こうしたヴァリエティ豊かな内容になったのも投稿者や寄稿者のおかげである。まずは、誌面をかりてお礼を申し上げたい。

今号は、近年まれに見るいくつもの「試行錯誤」が詰まった号となっている。コロナ禍は、大学での教育に大きな影響を与えた。本学もオンライン授業を実施し、教職員や学生ともども手探り状態の半年間であった。また、研究にも甚大な影響が生じた。図書館の利用が制限され、史資料へのアクセスが、ほぼ遮断されるなか、研究を進め、原稿をまとめるというのは、困難を極めた。だが、そうはいつでも締め切りは確実にやってくる。今号に原稿をお寄せくださった方々は、こうした困難な状況を乗り越えるために、試行錯誤を繰り返しながら、多大なる労力を払い、原稿を完成していただいたと思っている。本当に頭の下がる思いである。

もう一つの試行錯誤とは、今号では、新しい試みがいくつか行われているが、新しい試みであるがゆえに、読者諸氏にとって、本当に意味あるものだろうか、迷いながらも思案し編集を進めたことである。とはいえ今号には、企画や座談会、海外研究紹介という、これまでにはない特色をもった原稿がおさめられている。座談会「映像情報のカテゴリー化をめぐる共同研究プロジェクトについて」は、本学部新聞学研究所で長きにわたって続けられている映像アーカイブを用いた研究の可能性について論じられ、同プロジェクトの意義や有効性を余すことなく浮き彫りにしている注目すべき論稿である。同プロジェクトは、他大学には見られないユニークなものであり、今後は、学内外で、さらなる注目を浴びるものになることは間違いないだろう。企画「コロナ禍の大学教育・研究」は、コロナ禍へのアカデミアの反応・対応が、克明に記されており、いわば人間が、どのように感染症に立ち向かっていったのかについての記録となっている。これは、今後、間違いなく重要な資料として活用されることになろう。海外研究動向は、韓国の研究論文を翻訳し、解説を加えたものとなっている。英語論文は、日本でも多くの人の目に触れるが、それ以外の言語で記された論文は、なかなか読まれる機会がないだろう。海外研究動向には、読者諸氏に多様な知に触れていただければという、今号の編集担当者のささやかな願いが込められている。

今号における「試行錯誤」が、どのように評価されるだろうか。読者諸氏からの忌憚のないご意見、ご批判をいただければ、編集委員一同にとって望外の喜びである。(小林聡明)

編集委員

柴田秀一 小林聡明 平井智尚

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第15号

2020年10月23日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

Journalism & Media

October 2020 No.15

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University